毛利元就晴賢を誅す

子も亦尋で死す。是に至て大內氏亡滅す。時に諸公卿亂を避けて山口に寓する者。盡く害に遇ふ。已にして武任も亦た隆房が兵の殺す所と爲る。隆房既に大內氏を滅し。盡く其地を幷せ。名を晴賢と更め。大友義長を迎へて主と爲し。興盛、重矩を殺し。威權を專らにす。弘治元年。毛利元就、晴賢を嚴島に討して之を誅す。初め元就。諸族を會して。晴賢を討んことを議す。小早川隆景曰く。宜く之を朝廷に請ひ。大義に仗りて之を討つべし。然らば則ち人心の嚮ふ所。克たざるなしと。元就之に從ひ。乃ち奏請して詔旨を奉じ。兵二千餘人を率ゐて西出す。晴賢、周防、長門、石見等の諸國に檄し。兵二萬餘を將ゐて東下す。元就謂へらく敵衆く我寡し。今平地に於て戰ふは不利なり。宜く計を以て之を屈すべしと。乃ち砦を嚴島に築き。成るに及んで聲言す。地形救援に便ならず。敵若し之を拔ば。我軍必ず利なからんと。晴賢之を聞て大に喜び。進んで嚴島を攻む。戰艦櫛比。喊聲海に震ふ。城兵堅く守りて之を拒ぎ。元就は海を隔て陣す。會〻大風雨あり。元就夜に乘じて渡る。其兵士悉く上陸するや。舟を返して以て必死を示す。時に天將に明んとす。元就

嚴島の戰

陶晴賢誅に伏す

紀元二千二百十八年

㈣桶狹の戰を語れ

、吉川元春（キツカハモトハル）を以て先鋒と爲し。直に賊の不備を襲ふ。賊軍大に驚き潰へ。舟を爭ふて遁れ。溺死する者算なし。晴賢肥大にして行步に便ならず。從者扶掖して漸く海岸に至り。舟を求む。然るに一隻の舟をく。遂に自殺す。已にして其首を獲たり。元就鞭を奮ひ指して曰く。弑逆の報。誅伐を逭れず。今乃ち此の如しと。尋て凱旋す。其後又大內義長（オホウチヨシナガ）を山口に攻て之を誅す。是に至て。周防。長門。備後。安藝皆な元就に屬し。兵勢大に振ふ。尋で尼子（アマコ）國久父子を要殺して。其黨を殲くし。遂に山陰、山陽を平定す

㈣第百六代正親町（オホギマチ）帝永祿三年。今川義元（イマガハヨシモト）大擧して尾張を侵す。織田信長（オダノブナガ）之を桶狹（オケハザマ）に逆へ擊ち。大に之を破り。義元を殺す。初め義元、德川元康（トクガハモトヤス）を一て糧を大高（オホダカ）に納れしめ。自ら駿遠參三國の兵四萬五千に將として。江鯉鮒（チリフ）に至り。丸根（マルネ）、鷲津（ワシヅ）の二城を攻めて之を拔き。大高の敵衞に當るを以て。元康を衆中に撰んで。其城を守らしめ。自ら進んで桶狹に陣す。是に於て信長將士を會し戰を議す。衆皆な本城に據りて以て敵を待んと欲す。信長意らく敵糧を大高に運び。終夜息せず。又二城を拔く其兵

毛利秀高今川義元を刺す

必ず疲る。義元も亦當に備を儆るべしと。乃ち曰く。先君言へるあり。隣疆の境を、犯す。苟も機會を失はゞ、我士將に内變あらんとす。宜く速かに擊て之を卻くべしと。吾れ敢て先君の敎に背かず。將に一戰して勝敗を決せんとす。汝等努力せよ。乃ち出て行く諸城の兵を收む。兵凡そ三千騎。柴田勝家。池田信輝等兵寡きを以て難色あり。獨り梁田政綱、信長の意を贊して曰く。敵數戰を經て。未だ其陣を更へず。願ふに兵皆な疲る。我其不意を襲はゞ。一戰して克つ可しと。信長乃ち旌旗を伏せて。山に循ふて馳せ。義元の營を瞰み。衆に先て馳せ下る。會〻雷雨暗黑。衆皆な皷譟す。營を斫て入る。營中大に驚きて。擾亂す。毛利秀高進んで義元を刺し。其首を斬りて出づ。信長進んで數城を拔きて返る。是より信長の兵威大に振ふ。後ち遂に齋藤竜興を攻て美濃を取り。徙りて井口に居り。更めて岐阜と名く。此の時に方り松永久秀等足利義輝を攻て之を弑し。義昭、信長に依り。賊を誅伐せんことを謀る。時に帝も亦た詔して密旨を信長に賜ふ。此に至て信長始て天下を經畧するの志ありといふ

上杉謙信北條氏康を小田原城に攻む

㉕謙信氏康を攻めしも概畧を問ふ

㉕上杉謙信、上杉憲政の爲めに北條氏康を擊んと謀り。人をして之を諜せしむ。氏康戰ふ毎に奇を用ふ。曰く。彼れ奇を用ひば。吾れ正を用んと。永祿四年。兵を師ゐて上野に入り數〻戰ふ。謙信遂に之を破り。關東響應す。是に至て謙信進んで小田原城を攻む。氏康諸將を會して戰を議す。諸將或ひは言ふ兵を發して逆へ擊んと。或ひは言ふ江戸、河越の兵を發し。前後夾擊せんと。衆議一ならず。氏康曰く。謙信慓悍にして短慮。將士服せず。必ず久きを持する能はず。吾れ厚く我が兵を集め。城に嬰て固く守らば。戰はずして。彼れ將に自ら潰んとす。乃ち八州の將士を召し。謙信玄、謙信が氏康を攻むと聞て曰く。謙信軍を行ること頗る敏捷。之を天資に得たり。而ども威力を以て下を御す。關東の將士。必ず堪ふる能はず。終に當に氏康に歸すべしと。既にして謙信粮盡くるを以て引き去り。鎌倉に入り鶴岡の祠に詣る。關東の將士。之を迎へて路傍に謁す。忍の城主成田長泰。源頼義の故事と稱し。馬を祠前に立て以て待つ。謙信以て倨傲と爲し。扇を取りて其面を撲つ。長泰大に恚り。遂に辭せずして歸る。諸將是れに由て亦

河中島の第一戰

河中島の第二戰

㈥川中島の戰を記せよ

た相繼で叛く者多し。時に信玄、氏康を援んが爲め。兵を越後に出す。謙信遂に師を班へす。

㈥信玄村上義清（ヨシキヨ）を破るや。義清謙信に投ずて。信玄を擊んことを請ふ。因て謙信義清に問ふて曰く。信玄兵を用ふる如何と。曰く。程頓を貪らず。厚く其陣を集め。戰はずして敵を屈するを要す。謙信曰く。是れ勝を後に求め。地を拓んと欲するなり。吾は之れに反す。嚮ふ所留陣あく。必ず戰を決して止むと。是に於て兵八千を將ゐ。進んで河中島に陣ず。信玄之を聞き。步騎二萬を率ゐ。水を夾んで陣す。謙信七隊を合せて圓陣を爲し。橋を度りて進む。是に於て信玄十四隊を勒し迎へ戰ふ終日橋を爭ひ。相ひ逐ふて勝敗決せず。各〻引き歸る。此後兩軍共に死傷多し。是を河中島（カハナカジマ）の第一戰と爲す。謙信復た兵を將ゐて信濃に入り。犀川（サイカハ）を渡りて陣す。信玄之を迎へ大に戰ふ。終日十七合。迭ひに勝敗あり。信玄、組を犀川に張りて渡りを旗を伏せ。潛かに蘆葦の中を穿ち。直に謙信が麾下を衝く。麾下潰走す。是に於て宇佐美定行（ウサミサダユキ）等横に信玄を擊ち。之を河に擠す。信玄敗れて走る。時に謙信、黃襖を

河中島の第三戰

破り。驅馬に乘り。白布を以て面を裹み。大刀を拔て來り迫る。信玄未だ其謙信なるを知らず。馬を躍せ河を亂して將に逃んとす。謙信も亦た河を亂し刀を擧げて之を擊つ。信玄刀を拔くに暇あらず。麈扇を以て之を扞ぐ。扇折れて其肩を斫らる。是の時に當り信玄の部將原大隅（ハラオホスミ）。槍を振ふて謙信を鏟く。中らずして其馬首を打ち。馬驚き。跳りて湍中に入る。信玄間を得て纔かに免れ。尋て兵を收めて退く。後ち捕虜の言に因りて始て鬪ふ所の者ハ謙信なるを知ると云ふ。是役兩軍の殺傷大に當る。是を河中島第二戰と爲す。後ち甲越の兩軍復た河中島に對壘す。信玄山中晴行（ハルユキ）等と謀り。夜信濃の客將保科彈正（ホシナダンジヤウ）等。兵を率ゐ遶りて越軍の後に出で。將に本軍を以て夾擊せんと

す。謙信其軍聲の夜噪ぐを聞くや。○卽ち潛かに兵を發して出づ。會〻大霧濛々たり。○謙信之に乘じ。直に信玄の牙營を斫る。營兵驚き潰ゆ。天明に及んで。客將の兵始て越軍の後に達し。皷譟して之に逼る。甲軍之を見て一旦敗走する者皆な返し。越軍を夾擊す。是に於て越軍終に敗績す。已にして諸隊輪轉して返し戰ひ。殺傷相ひ當る。越軍遂に隊を倒にして退く。時に甲軍も亦大に疲るゝを以て敢て追はず。是を河中島の第三戰と爲す。而して謙信復た河中島に出て舊戰の處に陣す。信玄之に對し。敢て輕く出でず。其斥候報して曰く。越軍薪を積むこと山の如し。頃ありて又報して曰く。越軍荷擔して將に去んとすと。信玄曰く。是れ火を擧げて營を撤ー○我が追擊を要す。皆な詭計なり。諸將愼んで之に乘ずる勿れと。其夜果して火起る。○然れども營を撤せず。信玄伏兵を設け敵を誘ふて之を陷んと謀り。乃ち夜伏兵を兩山の間に設け。明るに及んで馬を縱ち越軍の中に入れ。輕卒を出ー○て之を追ひ。以て戰を挑む。謙信も亦た其謀を察して出ず。信玄乃ち退て上野原に入る。是に至て謙信軍を擧て之を追ふ。信玄返し戰ひ送ひに勝敗あり。兩軍共に兵を收めて歸る。

是を河中島の第四戰と爲す。永祿四年。謙信兵を將ゐて復た信濃に至り。西條山に陣す。信玄之を聞き。長子義信と兵を率ゐて河中島に次す。軍を駐むること五日。貝津の城に入り。乃ち諸將と謀り。兵を河中に伏せ。而して別軍貝津より直に往て西條を攻めしむ。謙信之を諜知して。其意想外に出んと欲し。乃ち疑兵を山上に置き。夜潛かに河を濟りて陣す。信玄之を覺らず。曉に至りて霧霽れ。謙信の牙旗前に逼るを見。將士皆な色を失ひ。其陣を更ふるに暇あらず。忽ち謙信皷譟して進み。直に信玄の麾下を衝く。麾下潰亂し。信玄逃れ去る。謙信進んで之を追ふ。時に義信二千騎を以て。謙信の後に尾す。甘糟景茂等擊て義信を走らす。既にして義信又た返し戰ふて之を敗り。越後の將志田義時以下數十人を斬る。謙信、槍を揮ふて奮ひ鬪ふ。本莊繁長等來り援ひ。復た義信を走らす。衆急に兵を收んことを謙信に勸む。謙信肯せず。軍を駐る三日。使を信玄に遣し。再び戰を決せんことを促す。甲斐の衆も亦た信玄に戰を勸む。信玄皆な聽さず。兩軍相ひ對峙せり。是を河中島第五戰と爲す。是時に方りて畿內に三好。畠山の諸族あり。四國に細川。長曾我部あ

紀元二千二百十八年

織田信長京師に入る

㊀姉川の戰を語れ

り。九州に嶋津、伊東、大友あり。參遠に德川あり。伊勢に北島あり。陸奥に伊達あり。南部あり。出羽に最上あり。安房に里見ありて強は弱を凌ぎ。衆は寡を厭し。此の如く群雄各〻一方に割據して。兵亂相連ぐも。亦た之を制御する者なく。是れ本邦に於て戰國の世と稱する時なり。

第十二章

信長の覇業

㊀第百六代正親町帝永祿十一年。正親町帝の朝い今を距ること三百卅三年前、信長覇業を起せし始は三百廿二年前、織田信長。足利義昭を迎ふ。義昭、信長と見て託するに興復の事を以てす。信長曰く。是れ信長が度内に在るのみ。幕下復た憂を爲す勿れと。義昭大に悦ぶ。既にして信長、義昭を奉じて。六角義賢を近江に擊ち。遂に京師に入る。三好、松永、蒲生皆な降る。時に詔して義昭を以て征夷大將軍に任ず。翌年信長、部將木下秀吉をして京師を護衛し。皇宮を修治せしむ。又二條城を修して以て義昭を奉ず。是歳信長北島具教を伊勢に攻め。具教和を請ふに及んで。其子信雄を嗣と爲す。元龜元年六月。信長、淺井長政を擊つ。德川家康。兵を將ねて之に會し。横山の城を攻む。長政援を朝倉義景に請ふ。義景其族景健をして先

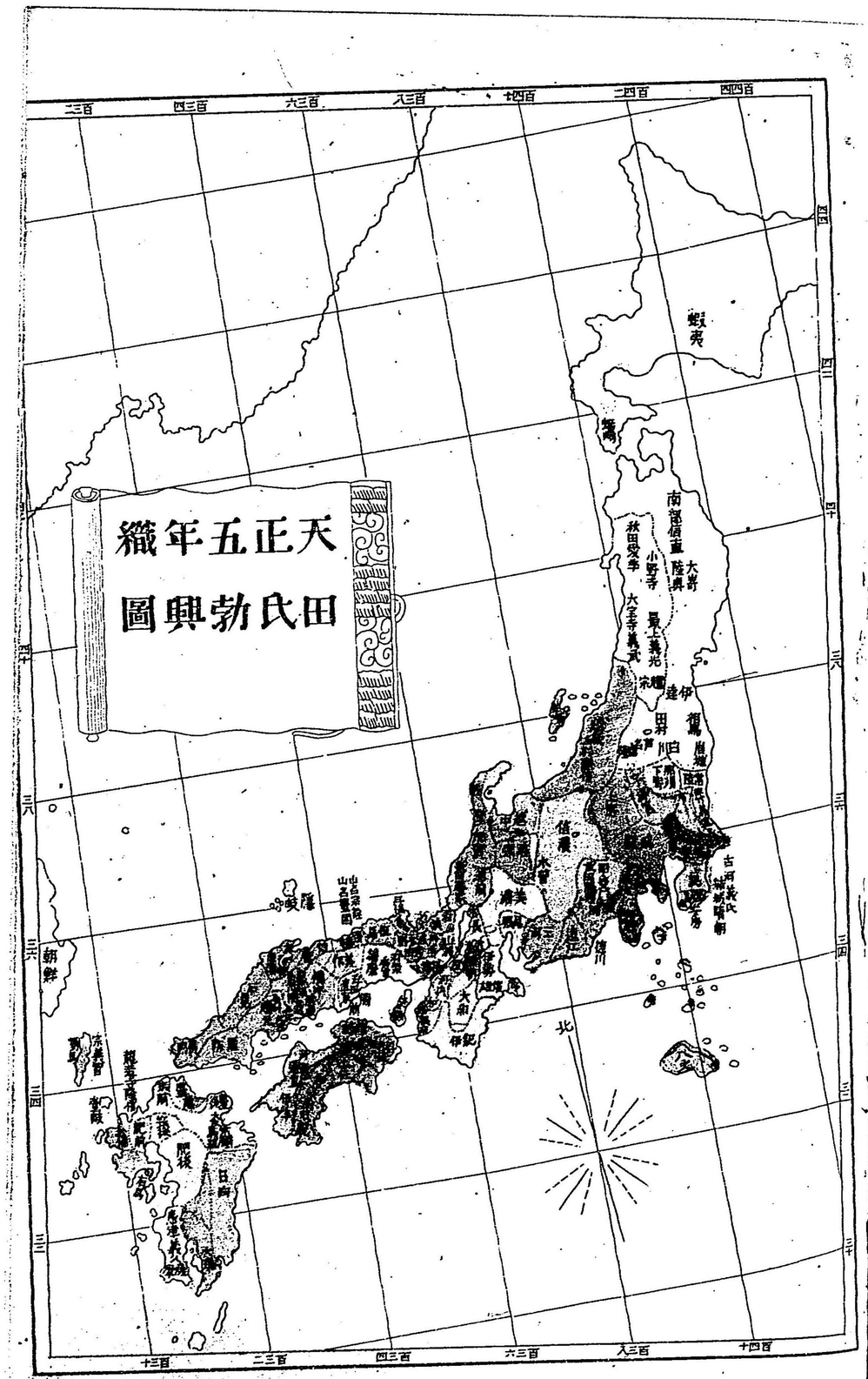

紀元二千二百十八年

織田信長京師に入る

㊀姉川の戰を語れり。九州に嶋津、伊東、大友あり。參遠に德川あり。伊勢に北畠あり。陸奥に伊達。南部あり。出羽に最上あり。安房に里見ありて強は弱を凌ぎ。衆は寡を厭し。此の如く群雄各〻一方に割據して。兵亂相連ぐも。亦た之を制御する者なく。是れ本邦に於て戰國の世と稱する時なり。

第十二章　信長の覇業

正親町帝の朝い今を距ること三百卅三年前、信長覇業を起せし始は三百廿二年前、

㊀第百六代正親町帝永祿十一年。織田信長。足利義昭を迎ふ。義昭、信長と見て託するに興復の事を以てす。信長曰く。是れ信長が度內に在るのみ。幕下復た憂を爲す勿れと。義昭大に悅ぶ。既にして信長、義昭を奉じて。六角義賢を近江に擊ち。遂に京師に入る。三好、松永、滿生皆な降る。時に詔して、義昭を以て征夷大將軍に任ず。翌年信長、部將木下秀吉をして京師を護衛し。皇宮を修治せしむ。又二條城を修して以て義昭を奉ず。是歲信長北畠具敎を伊勢に攻め。具敎和を請ふに及んで。其子信雄を嗣と爲す。元龜元年六月。信長、淺井長政を擊つ。德川家康。兵を將ねて之に會し。橫山の城を攻む。長政援を朝倉義景に請ふ。義景其族景健をして先

づ往かしめ。兵を合せて大寄山(オホヨセ)に軍す。我城兵を攻むること甚だ急なり。長政諸將と議し。曉に乘じて其不意を襲んと欲す。信長龍鼻(タツガハナ)に陣し。北軍を望み見るに炬火宵に徹す。乃ち其將に來り襲んとするを知り。急に令を下し。軍を勒して十三隊と爲す。阪井(サカヰ)政尙(マサヒサ)。池田(イケダ)信輝(ノブテル)等を先鋒と爲し。以て長政に當り。家康其兵を將ゐて景健に當り。稻葉(イナバ)通朝(ミチトモ)を請ふて後拒と爲す。旦日長政東よりし。景健西よりす。遂に姉川(アヂガハ)に至り。我軍と遇ふ。長政等大に驚く。政尙、信輝等直に進み戰ふも利あらず。景健兵百餘を縱ち先づ濟る。時に家康が部將。本多忠勝(ホンダタヾカツ)逆へ擊て之を走らす。景健又全軍を以て進む。次隊之を逆へ。河中に戰ふて退く。敵直に麾下に逼る。家康左右の翼を縱ち。爽擊して大に景健を破る。時に家康、信長の軍敗るゝを見て。後拒と俱に長政を擊ち又大に之を破り。橫山以下の諸城皆な解く。信長、家康の功を賞し。目するに武門の棟梁を以てす。

(三)元龜二年。信長叡山(エイザン)を焚く。佐久間信盛(サクマノブモリ)等諫て曰く。桓武(クワンム)帝此寺を創立して以て王城の鎭と爲す。今之を滅すは不可ありと。信長曰く。吾れ國賊を芟鋤す。汝何

(三)三方原の戰ひ如何

を以て不可と爲す。吾れ大義を彰し以て衰運を挽回せんと欲し。間關崎嶇。未だ嘗て一日も安居せず。曩きに長政、義景を擊て。將に之を山上に殲んとするや。僧徒務めて兇焰を煽き。以て王師に抗す。國賊に非ずして何ぞ。且聞く彼れ其戒を破りて婬慾を恣にし。法務を修めず。安くに其王城を鎭するに在んと。乃ち火を縱ちて悉く僧徒を捕へ。其蓄ふ所の婦女童幼を併せて皆な之を斬る。三年信玄大擧して遠江に入り三方原に陣す。兵八千を分て九隊と爲す。時に渡部守綱、敵情を覘ひ。家康を諫て與に戰ふことを勿らしむ。家康叱して曰く。人我が室に入り。我が頭を蹴るも。猶は偃して鬪はざる者あらんやと。乃ち麾下を師ゐて本多忠勝等と敵將小山田昌行。山形昌景を擊て之を走らせ。北ぐるを追ふて進む。武田勝賴。馬塲信房と傍らより進み。昌行、昌景皆な之れに返す。信玄奇兵を縱つて橫擊し。自ら全軍を鼓し徐ろに進みて家康を擊つ。家康終に大に敗れ。信盛走り。平手汎秀死す。家康切齒して麾扇を揮ひ。衆を勵まし返擊す。成瀨正義、本多忠眞等死する者多し。信玄益〻逼るを以て。家康較す可らざるを度り。戰ふて死を決せんと欲す。夏目正吉之

㈢長篠の戰を述べよ

を止めて南向せしめ。正吉止て戰死す。家康間を得。走りて城に入る。時已に黃昏なり。或人門を闔んと請ふ。家康許さず。特に門を開き篝火し。而して飽食酣睡す。○夜半に至り家康急に兵を出して敵兵を亂射す。營兵大に駭き多く谷に陷りて死す。○信玄遂に軍を退く。初め信長、信玄に事るや甚だ謹愼なり。是に至て信玄其盟を渝ふるを怒り。汎秀の首を送りて之を讓む。遂に信長と交を絕つに至れり。

㈡元龜三年。信長吏を近畿の諸國に分遣し。道路を修め。嶮樹を植へ。津梁を造り。關征を除き。徭役を弛るべ。民をして大に悅服せしむ。是歲家康、信長と俱に武田勝賴を長篠に破る。初め家康の臣大賀某叛き。款を勝賴に通じ。約して參河を襲ふ。○事覺はれて大賀罪に服す。勝賴兵を出し。大賀罪に服すと聞き。轉じて楡木を掠む。家康擊て之を卻く。是に至て勝賴兵を率ゐて參河に出て。長篠城を圍む。守將奧平信昌。松平伊昌。之を拒ぐ。時に家康援兵を信長に請ふ。信長乃ち兵を將ゐて之に赴き。行〻信長京畿を患ひ。來援する能はずと宣言す。勝賴之を聞き大に喜ぶ。○既にして信昌出て戰ひ遂に敵を卻く。敵其饋道を絕ち。城中食盡き持久する能は

ず。因て鳥居勝高（トリヰカツタカ）。自ら請ふて濱松（ハママツ）に至り急を告ぐ。家康之を慰勞して曰く。信長既に途に在り。吾も亦た將に明日を以て發せんとす。因て勝高を留めて自ら從へんとす。勝高辭して曰く。城中領を延べて報を俟つ。臣留るに忍びざるなりと。卽夜馳せ歸る。途に邏兵の獲る所と爲る。勝賴縛を解き。誘くに厚賞を以てし。城中に告げしむ。信長家康來り援ふ能はず。速かに降るに如かずと。勝高僞りて之を諾す。乃ち兵をして勝高を擁せしめ。既に城下に至る。勝高大に呼んで曰く。援兵尋で至る。努力して固く守れと。勝賴之を聞き大に怒りて之を磔殺し。益〻備を嚴にして。索を濠上に張り。以て城兵の外に通るを防ぐ。家康騎卒を率ゐ。信長に先ちて進み。高松（タカマツ）に陣す。信昌之を望見して。書を作り。鈴木金七をして齎し往かしむ。金七夜刀を以て濠中の索を截り。泅で來り達す。家康書を獲たり。其辭に曰く。城猶ほ堅く守るに足る。請ふ輕しく進んで兵を損する勿れと。家康以て信長に告ぐ。既にして大兵竝び至る。勝賴戰を開んと欲す。諸將皆な之を諫む。蜚人長坂長閒（ナガサカナガマ）。跡部勝資（アトベカツスケ）獨り之に戰を勸む。勝賴乃ち小山田昌行等を留めて。長篠に當り。親ら兵

を勒して十三隊と爲す。家康酒井忠次（サカヰタダツグ）の計を用ひ。兵を分つて敵の軍後に出で。鳶巢（トビス）の壘を焚んと欲す。而して未だ之を信長に告げざるあり。信長の諸將敵軍の整ふを視て。氣頗る沮す。忠次往て謂て曰く。臣請ふ明日戰を決せんと。信長曰く。汝の勇果して聞くが如しと。因て酒を命じて。忠次に觴し畢て戰を議す。忠次其計を以て信長に告ぐ。乃ち忠次に附するに兵五千を以てし。嚮導と爲す。家康も亦た松平伊忠等（コレタヾ）をして兵を率ゐて之を助けしむ。忠次約して曰く。至らば則ち燧を擧んと。夜に乘じ嶮を踰へ。鳶巢に達す。眛爽忠次燧を擧げ。諸砦を焚く。尾張、參河の兵之を觀て以て皆な大に奮ふ。是に至て兩軍大に戰ひ。甲斐の軍進んで柵に逼る。信長衆を勵して鬨戰し。甲斐の軍大に潰へ、武田氏の宗族宿將殆んど盡く。時に高坂昌宣（タカサカマサノブ）兵を率ゐて勝賴を迎ふ勝賴敗軍を收めて歸る。尋で信長、家康と凱旋す。此時に方り信玄既に死し。謙信猶ほ存す。乃ち信長大ひ安土（アヅチ）に城き。謙信の西上に備ふ。六年謙信卒す。信長之を聞き。掌を撫して曰く。天下の事大に定るとと。遂に北陸を畧取し。十年に至り信長大擧して勝賴を伐つ。勝賴天目山（テンモクサン）に敗死す。武田氏亡ぶ。

明智光秀信長を弑するの原因

㊃光秀信長を弑せしに顚末を問ふ

㊃是より先き羽柴秀吉(ハシバヒデヨシ)○毛利輝元(マウリテルモト)を征す。輝元數萬の兵を將ゐて之を拒ぐ○因て秀吉。援を信長に請ふ。信長自ら兵を率ゐ進んで京師に入り。本能寺(ホンノウジ)に館す。是より前き信長諸將の功を論じ賞を行ひ。駿河を家康に○甲斐を川尻鎭吉(カハジリチンキチ)に○上野を瀧川一益(タキガハカズマス)に賜ひ○諸降將穴山信良(アナヤマノブヨシ)等舊邑に因りて之を增損す。故を以て家康。信良と安土に至りて其恩典を謝す○信長之を待つこと甚だ渥し。明智光秀(アケチミツヒデ)を遣して之を饗せしむ光秀盛に供具を備ふ。會〻秀吉備中に入り○高松城(タカマツ)を圍む。乃ち書を馳せ報して曰く。城陷る旦夕に在り。而るゐ毛利氏大擧して來り援ふ。請ふ遄かに大旆を出し親らこれに臨めと。信長書を得て喜んで曰く。是れ天與なり。一擧して取る可しと。乃ち命を下して大に兵を徵し○池田信輝(イケダノブテル)○細川忠興(ホソカハタダオキ)等に命じて。先鋒と爲し。期を促して發遣す。而して光秀も亦た與る。初め信長將士を待つに。禮節を設けず。嘲謔嫚罵以て常と爲す。嘗て將士に酒を飮ませしむ。時に光秀酒を進る。信長捉へて之を伏せ。刀を抜き脅かし强て飮まーめ。又其手を掖し○頭を擊て曰く。好禿顱○以て皷と爲す可ーと。光秀慙恚し○深く之を啣む○信長又森蘭丸(モリランマル)を寵し○三歲の後を竢て○志賀(シガゴホリ)郡を領するを許す。郡時に光秀に屬す○光秀自ら其奇禍に罹るを疑ふ。是に至り。大に怒りて曰く。饗事未た竣らず。又遠役を命ずるか。吾れ何ぞ能く堪へんやと。悉く供具を湖水に投じ。馳せて龜山に還る○途に部下を會して連歌を爲す。或人粽を供す。光秀包を脫せずして食ひ○卒然として傍人に問ふて曰く。本能寺の隍深さ幾尺ぞと。衆之を異しむ。既にーて密に其復心明智光春(ミツトモミツハル)○齋藤利三(サイトウトシミツ)等を會して曰く。我に大事あり卿等能く我が爲めに死せんか。否らざれば速に我頭を斬れと○皆な愕眙相視て曰く。唯〻命に是れ從はんと○光秀曰く。右府我を惡み○屢〻我を殺んと欲す。今事已に迫る。寧ろ之れに先んずるに如かずと○遂に之れと盟ひ。羽柴秀吉を援ふと宣言し。丹波の兵を悉くして卽ち發す。夜大江山(オホエヤマ)を度り○老坂(オヒサカ)に至る。右に折れば則ち京師に向ふ。光秀乃ち左す。士卒頗る驚異し。桂川(カツラガハ)を濟る比ひに。光秀策を揚げ大呼して曰く。敵は本能寺に在りと。衆始て其叛くを知る。昧爽呼譟ーて本能寺を圍む。信長臥內に在り。驚き起て曰く。叛者あるか。蘭丸出で之を視て曰く。光秀叛すと。信長罵て曰く逆賊亡狀なり。自ら射て數人を殪す。弦絕へ才を執て鬪ひ右手を傷く。蘭丸及び二弟

信長自殺す

織田信忠自殺す

坊丸。力丸等宿直の者二十餘人皆な力戰ー て死す。是に至り信長火を縱て自殺す。其の子信忠此變を聞て大に驚き。馳せて本能寺に赴く。途に於て信長已に弑せらるゝを聞き。乃ち退て二條の第に至り。村井貞勝をして皇太子を奏し禁內に送らしめ兵を勒ー て以て侍つ。衆皆な國に歸り兵を奉んことを勸む。信忠曰く。逆賊大事を擧ぐ。豈我が歸路を塞がざる者あらんや。其路ふ鬪死せんよりは。寧ろ此に自殺せんと。乃ち前田玄以に命じて曰く。汝岐阜に還り我が兒を擁護して淸洲に奔れと。既にして賊來り囲む。信忠奮戰ー 火を縱て自殺す。弟勝長も亦た之れに死す。光秀既に信長父子を弑して。所司代を置き。京畿の政を掌り。都下の地稅を蠲き。遂に安土を取んと欲し。馳せて。瀨田に至る。城主山岡景隆橋を燒て逃る。初め安土の城中變を聞て大に騷擾す。蒲生賢秀。衆を鎭めて拒ぎ守らんと欲す。將士多く逃散す。賢秀乃ち氏鄕をして夫人以下を迎へ。其邑日野に遁る。光秀安土に至り。其將士等と貨寶を分取し。使を遣し。細川忠興を招く至らず。又其友人筒井順慶を招くも亦た至らず。光秀懼れて再び京師に入る。

光秀士兵の爲めに殺さる

㈤山崎の戰とは何ぞ

㈤秀吉京師の凶報に接ー 。直に檄を移ー 。諸將と尼崎に會す。織田信孝、丹羽長秀等も亦た來り會ー 。光秀を討んことを議す。秀吉之を督ー 山崎に陣す。初め光秀の難を發するや。衆と謀りて曰く。方今羽柴秀吉。柴田勝家以下の諸將。各〻一方に當りて守禦す。我れ其虛に乘じて。以て大事を成すを得ば。天下は圖るに足らざるかりと。是に至て秀吉且さに至んとすと聞き。大に驚き。兵一萬五千を以て洞嶺に次ー 。兵を分つて天王山に上る。秀吉、堀秀政、堀尾吉晴に謂て曰く。賊若ー 天王山に據らば。吾が利に非ず。二子速に徃けと。吉晴人と爲り勇決。聲に應じて起ち。馳せて山腹に至れば。賊兵先づ上る者已に千餘人あり。吉晴が兵僅ろに十五六騎。弓銃手二十人。進んで其後を蹴む。賊の弓銃前に在りて拒ぐ能はず。後騎秀政が軍を合せ。縱擊ー て之を殲す。秀吉遂に賊と山騎に戰ふ。高山友祥先鋒と爲り。中川淸秀、池田信輝。左右の翼を張り。奮鬪ー て之を破る。賊餘衆を率ゐて。靑竜城に據る。時に城兵稍や散亡す。光秀惶怖ー 。將に坂本に奔んとす。夜十餘騎と小栗棲を過ぐ。士兵四方に起り。林中より槍を以て光秀を刺す。光秀馬より墜て死す。秀

吉既に光秀が軍を破り。山崎を去りて京師に入り。信長の尸を灰燼中に收めて之を殯ー。明日進んで。三井寺に陣ー。光秀が首を獲て。之を本能寺に梟す。又兵を遣ーて龜山を攻めて之を抜き。光秀が子光慶を斬り。又光春を大津に擊て之を破る。光春騎ーて琵琶湖を渡り。坂本城に入り。光秀が妻孥を殺ーて自殺す。其他支黨悉く誅に伏す。

(六)織田信孝。秀吉の威名を忌み。柴田勝家瀧川一益等と謀り。秀吉を討んとす。秀吉乃ち兵を將ゐて信孝を岐阜に圍む。時に山路將監、佐久間盛政に謂て曰く。秀吉。岐阜を攻む。子盍ぞ赴き援はざる。盛政曰く。勁敵砦を列ね。限るに湖山を以てす。焉ぞ之を踰へて進むを得ん。將監耳語ーて曰く。敵砦皆な固ー。獨り中川清秀、賤嶽の址に壁ー。我を去ること尤も遠ー。而ーて其備固からず。吾れ間道より之に趨き。其不意に出れば。一擧ーて抜く可ー。秀吉大垣に在り。速に來る能はず。子急に擊て機失ふ勿れと。盛政之を勝家に告ぐ勝家悦で曰く。我れ兵を分つて諸砦に備ん。汝往きて擊て。擊て勝たば速に還れ。愼で留る勿れと。盛政乃ち兵を率ゐ

(六)賤岳の戰を記せよ

て。余吾湖に循ふて徑ちに進む。清秀が兵。馬をーて湖に傾せーむ。盛政の先鋒之を挌へて斬る。其一人逃れ返りて急を告ぐ。清秀大に驚き。高山友祥と數千人を以て出でゝ戰ふ。盛政人を遣ーて繞て敵の背後に出で。其外營を燒く。敵軍大に潰へ。清秀退き走る。盛政勝に乘じて之を逐ふ。清秀力戰ーて遂に死す。盛政人をーて捷を報ー清秀が首を送らーめ。留て還らず。勝家乃ち之を召還す。盛政答るに兵疲るゝを以て當に明日を竢て退くべーと。勝家又曰く。便道纔かに里許。宜く速に還るべく。克て懈るときn殃測る可らず。盛政笑て曰く。老怯慮りに過ぐ。何ぞ意と爲すに足らん。使者五たび反りて日暮る。其翌秀吉。岐阜を攻んと欲するの時に方り。大雨降り來り。未だ呂久河を濟らずを知る。乃ち踴躍して曰く我れ捷んと。即ち駿走五十人に命じて。沿道の民を募り。炬火及び酒食を具へしめ。勗しむるに厚賞を以てし。曰く將に賤嶽に赴んとす。善く意を用ひよ。遂に堀尾吉晴等をして岐阜に當らしめ。而して自ら輕兵を提げ。叱咤疾く馳す。暮に及び山谷皆な炬にして。餉者爭ひ至り。士氣益々奮ふ。北軍炬

火の甚だ多きを望見し。秀吉の速に至るに驚き。盛政將に暗に乘じ軍を捨て退んとす。適々月巳に出づ。秀吉追擊して盛政を走らす。時に柴田勝家之れを援わんと欲す。然るに秀吉が軍巳に逼り。弓銃交々發す。勝政(カツマサ)が兵立ゑどころに二百人を亡ふ。秀吉が指揮益々厲し。加藤清正(カトウキヨマサ)、加藤嘉明(カトウヨシアキラ)、平野長泰(ヒラノナガヤス)、脇阪安治(ワキサカヤスハル)、福島正則(フクシママサノリ)、片桐且元(カタギリカツモト)、糧谷武則(カスヤタケノリ)、槍を提げて爭ひ進み。向ふ所敵する者なく。忽ち勝政を擒にし。又盛政を敗り。遂に賤嶽を復す。世呼て賤嶽の七槍と曰ふ。盛政既に敗し。勝家柩(キユウ)を山(ヤマ)に在りて之を聞き。盛政其言を用ひず。果して敗を取るを憾て曰く。吾れ自ら往て戰を決せんと。乃ち其兵を撿するに。兵巳に驚き潰へ。麾下僅かに三千。勝家散兵を收めて進み擊んと欲す。家臣毛受勝介(メンジユウシヨウスケ)諫めて曰く。敗衂此に至る。命の窮まりなり。臣請ふ君が背幟を假り。君に代りて死を効さん。君宜く北莊(キタノシヤウ)に入り徐ろに自ら計を爲すべしと。勝家之に從ふ。秀吉追擊して之を圍む。勝介僞り呼んで曰く。柴田勝家此に死すと終に力戰して死す。勝家間を得て府中に至り前田利家(マヘダトシイヘ)と訣別し。走て北莊に歸る。秀吉長驅し。又府中に至り。利家が城門を打ち。連呼して曰

く。又左(マタサ)又左と。又左い利家が俗字なり。利家乃ち出で迎へ。遂に之に從ふ。國中諸城皆な降り散ず。秀吉進んで北莊に至る。盛政及び勝家が義子權六(ゴンロク)皆な執へられ。城中頗る窮蹙す。勝家夜將士を天主閣に宴し慷慨して曰く。終に猴奴をして名を成さしむ。死すとも餘憾あり。遂に曉に至り火を縱て自殺す。是に至て北國悉く平ぐ。秀吉復た岐阜を圍み。信孝。勝家を恃て外援と爲す。勝家巳に亡び。勢益々單弱なり。信雄(ノブカツ)又兵を引て來り攻む。信孝戰ひ敗れ內海(ウツミ)に走る。信雄人をして之に迫りて自殺せしむ。秀吉、盛政、權六を京師に斬り。一益尋て降る。因て之を近江に放ち。信雄をして其地を取らしむ。其他諸將の功を論じ賞を行ふ各々差あり。

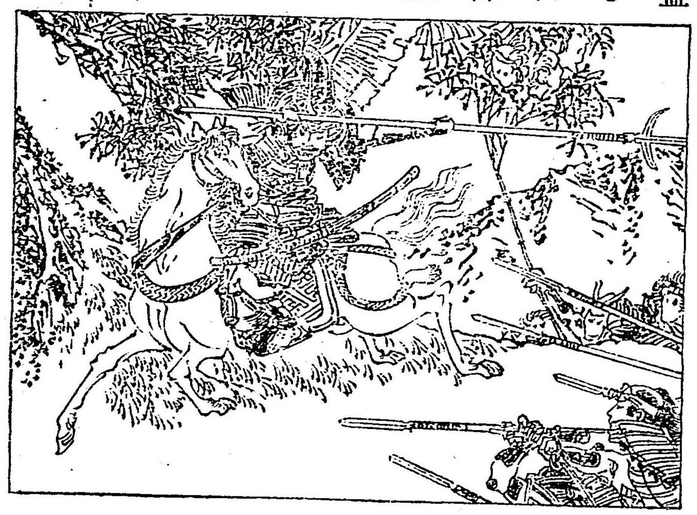

㊆小牧山の役を叙記せよ

㊆秀吉の威權日に隆あり。織田信雄之を忌む。秀吉之を察し。信雄を激して之を除んと欲し乃ち流言す。秀吉貳志ありと。是に至て織田氏の諸將正を安土に賀し。皆あり。故らに入らず。信雄滋々怒る。依て諸將之を和解し。三井寺に盟ふ。信雄が將岡田重吉、津川義冬、淺井多宮、瀧川雄利。皆あり。秀吉善く之を遇し。盟に先ち四人を招き。利を以て之を誘ふ。三人皆な從ふ。獨り雄利伴はりて從ひ。盟に臨んで之を信雄に告ぐ。信雄驚き起ち馳せて長島に歸り。遂に秀吉を討せんことを議す。三人之を諫めて止めんとす。信雄曰く。汝等猴怒を畏るか。吾れ之を誅する易し。何を以て之を沮むやと。三人疾と稱して出でず。尋て信雄、三人を誅し。遂に秀吉と絶ち。援を家康に乞ふ。時に池田信輝。森長可、堀秀政と美濃に在り。信雄使を遣して之を招諭す。秀吉も亦た使を遣して。之を說き。晒よゑむるに大封を以てす。信輝が子輝政。長嶋に質たり。信輝先公に寵せられ。恩遇殊に厚し。必ず我に負かず。今其子を質とす。是れ不誠を以て之を待つありと。乃ち輝政を送り還す。信輝

既に質を收む。乃ち長可、秀政と意を決して秀吉に屬す。時に家康。信雄の使を得て曰く。吾れ故右府の厚誼を受く。而るに其孤を難に救はざれバ。天下其れ我を何とか謂んと。乃ち大擧して赴き援ひ小牧山の故壘を修め。信雄と俱に軍を駐む。時に阿波。土佐等の諸豪家康に應し。大阪を圖るを以て。赤だ發するを果さず。遙に池田信輝をして犬山に據り。長可をして羽黒に陣せしめ。以て家康を拒ぐ。家康、長可を擊て之を敗る。秀吉敗聞を得て大に怒り。自ら兵を將ゐて犬山に至り、分つて十五隊と爲し。自ら地形を案じ。小牧山を仰ぎ視て。家康に後るゝを悔ひ。乃ち壘を起し。柵を植て以て諸軍を頓す。榊原康政、信政の爲めに檄を敵軍に移して曰く。逆豎秀吉。主恩を蔑棄し。兵を其遺孤に加ふ。天下萬民。孰れか激怒せざらん。德川氏兵を擧けて。征討を圖り。親ら臨んで此に至る。汝等當に過を改めて歸順すべし。不らざれバ盡く戮して宥すなしと。秀吉大に戰ふ。時に家康、信雄を携へて長湫に向ふ。捷聞敗報交々至り。將士或は懼れ。或は奮ひ。家康遂に信輝、長可を殺す。是に至て秀吉、信雄と和し。大坂に歸り。家康も亦兵を解て濱松に還る。

○第三編近古史△第十二章信長の覇業

紀元二千二百四十六年

第十三章　秀吉の覇業

後陽成帝の朝、今を距ること三百〇五年前、秀吉覇業を起せしも亦同年前、

秀吉に姓を豊臣と賜ふ

秀吉島津義久を征す

㊀秀吉義久を伐ち一顛末を記せよ

㊀第百七代後陽成帝天正十四年。秀吉太政大臣と爲り。豊臣の姓を賜ふ。是歳島津義之薩摩より起り。大擧して豊後の十餘城を抜く。時に長曾我部元親。大友氏を援けて。之を拒ぐ。利あらず。義久の兵勢日に益々隆なるを以て。秀吉大兵を發して西征す。時に龍造寺氏秀吉に屬し。秀吉連戰皆な捷ち。遂に進んで薩摩に入り。千代河に至る。地海港に接し漕舶輻輳す。乃ち行營を造り。久頓の計を爲し。平佐城を抜く。尋で島津家久、佐土原を以て降る。又た大隅の諸城を下し。秀吉が軍盡く鹿兒島に集る。是に至て島津氏の諸將交〻義久を勸めて降を乞はしむ。乃ち使を遣り。罪を謝す。初め秀吉諸將に謂て曰く。吾れ遠阪を征討し。苟も殺戮して遺すことなくんば。勢ひ扞拒する所あり。且つ吾が度量狹きを見めすあり。宜く含容に從ひ。速に大勳を策すべしと。義久降るに及んで乃ち曰く。聞く嶋津氏は源右大將の遙胄にして。國を建ること茲に四百歳。一朝にして之を滅すれ。吾が忍びざる所なり。其れ之を宥せと。義久大に喜び髪を削り。來り謝す。秀吉禮して之を還し。

後陽成帝聚樂第に臨幸の概況を語れ

後乘い新興なり

秀吉金を分つ

㊁後陽成帝聚樂第に臨幸の概況を語れ

命じて弟義弘を以て嗣と爲さしむ。是に於て九州悉く平ぐ。

㊁天正十六年。帝、大上天皇と關白豊臣秀吉が聚樂第に幸す。諸皇子及び宗室妃嬪皆な從ふ。秀吉豫め前田玄以をして諸家の記籍を采摭して。以て儀注を爲らしめ。一に足利義滿、義敎の故事に據る。是に至て秀吉、內大臣信雄、大納言家康等をして先驅を爲さしめ。而して自ら百官を率ゐて後乘を爲す。遠近の人民之を拜觀し。父老或い流涕する者あり曰く。圖らざりき今日始めて太平の象を覩んとは。卽日享禮を行ひ。伶人をして五常太平の諸樂を奏せしむ。明日內大臣信雄。大納言家康。及び列侯以上を召し。御前に盟はしむ。載書に曰く。凡そ同盟の人い。力を王事に竭して。敢て怠ることあるなく。關白の令する所。敢て違ふことあるあかれ。斯の盟を瀆ふる所の者あらば。明神之を罰殛せん。車駕駐まること五日にして宮に還る。秀吉、京師の戶稅を以て供御に奉じ。以て定額と爲す。凡そ珍貴幣獻の贍き。前古比びあし。此時秀吉の歳入二百萬石。府庫充溢す。因て謂らく比年師旅荐りに興り。將士困弊す。獨り自ら封殖す可らずと。乃ち金五千枚。銀三萬枚を出して。群

臣に頒與し。是に至て復た金銀各〻卅六萬五千兩を出し。親王公卿及び諸侯に頒つ。又天下百姓の兵器を藏するを禁じ。悉く之を官に收めしといふ。

㈢小田原の役の如何

㈢是時秀吉の威令。幾んど天下に遍し。故を以て東北の豪傑皆な欵を納れて朝覲す。然るに獨り北條氏政。伊達政宗肯て降らず。秀吉使を小田原に遣り。北條氏政に諭して曰く。子父祖の勢ひ。八州の固めを恃んで。朝貢を修めざるは不義なり。子宜く速に入覲すべしと。氏政、子氏直と議し。敢て答へず。是より先き氏政老し。氏直闘ぐ。然れども事渾て氏政に決す。後氏政使を遣り秀吉に白して曰く。氏直當に明年を以て入朝すべし。願くば眞田昌幸か侵す所の沼田の地を賜ふを得んと。諸將皆な恐り。兵を發して之を討んと請ふ。秀吉曰く時機未だ來らざるなりと。秀吉、家康に囑して。眞田昌幸に諭し。沼田の地を北條氏直に與へしめ。償ふに内地を以てす。氏直既に沼田を得て。叔父氏邦をして居らしむ。氏邦兵を遣りて那胡桃の城を取る。昌幸之を訴ふ。秀吉大に怒り。書を氏政に遣り。其險を負ひ力を恃み。狡詐貪婪。言を食み信を失ひ。朝命を輕蔑するを責め。遂に之を絶す。初め氏政使を京

師に遣り。氏直入朝の期を告げ。託するに事故を以てし。歲月を遷延す。然れども其實婚及び質を得ること。徳川氏の如くせんと欲す。而して得ず。又入朝の意あるに至て其將士に謂て曰く。函關は天險にして。東人は驍勇なり。世に稱す關左八州。天下の衆に敵すと。實に虚言に非ず。在昔平氏。兵を發して源氏を攻む。富士川に至り鷄鴨の起つを聞き。遂に恇怯して潰ゆ。假令關白力あるも亦た此の如きのみと。秀吉の使者其言を聞き。歸り報ず。秀吉又怒て曰く。氏政吾れを以て平維盛に比するか。吾れ將に我が武勇を示さんとすと。乃ち東伐を議す。北條氏は素と家康の姻戚にして伊達氏も亦た好を家康に通ず。家康二氏に說くに順逆を以てし。其朝覲を勸む。氏政政宗皆な聽かず。天正十八年。秀吉大擧して氏直を伐つ。是より先き。秀吉駿河、越後以西四十五國に令し兵を發して京師に會せしめ。其京師に遠き者は。便道直ちに關東に赴かしめ。奏して東伐を請ひ。詔して節刀を賜ふ。是に至て二十五萬の兵を將ゐて發す。氏政此報を聞き。盡く八洲の將士を召し諸城を分守せしめ。自ら數萬の兵を以て其後を守る。秀吉沼津に至る。家康、秀吉に謂

て曰く。敵皆な險に據りて死を決す。宜く韮山、山中の二城を攻めて之を取るべし。吾は古道より函嶺を踰へ。以て八州の援路を扼せん。而して公は大軍を以て直ちに小田原を衝け。敵必ず支ふ能はず。秀吉其言に從ひ。卽夜令を下し。秀次をして山中城を攻め。信雄をして韮山を攻めしむ。黎明に諸將並び發し。秀次奮戰して遂に山中城を抜き。信雄も亦た韮山城を破り。家康は鷹巢、足柄、新莊の三城を陷れ。酒匂驛に至る。敵の戍兵皆な潰ゆ。秀吉騎卒を率ゐて小田原に抵る。是ゐ至て宮城野。湯本。竹浦の諸寨皆な潰へ。敗兵城中に集り。城中震駭す。時に氏直の將。松田憲秀密かに款を秀吉に送りて曰く。城の西南に在る。笠挂山を極めて高し。俯て城中を瞰るに便あり。公須らく陣を此に移すべし。秀吉卽夜萬卒をして城を山上に築かしめ。紙を以て壁に貼す。外觀恰も白堊を塗るが如し。城兵其神速に驚く。秀吉が軍勢益々熾にして。全軍幾んと三十萬。山林陵谷。之が爲めに塡塞し。關以東風を望て皆な降る。伊達政宗も亦た秀吉が軍甚た盛なるを聞き。始て恐怖して降る。秀吉、家康をして和を北條氏規に議せしむ。家康之を諭す。氏規乃ち氏直と俱に降を約す。氏直遂に城中の兵を出し城を輸して去り。氏政出て城外に居る。秀吉諸將に謂て曰く。吾が此行たる。固と不庭を誅滅するを期す。今にして若し之を釋せバ恐くハ信を天下に失んと。乃ち使を遣り氏政の舍に就て死を賜ひ。其首を京師に送り。之を一條戻橋に梟し。氏直。氏規等を高野に縱つ。北條早雲より是に至つて凡そ五世九十餘年にして滅ぶ。是より秀吉功を論じ關東八州を以て家康を封し。信雄を駿、遠、參、甲、信の五國に封ず。信雄肯て受けず。秀吉怒て曰く。卿ハ故右府の子あり。故に吾れ之を重んじ。封するに五州を以てす。卿豈に之を少しとするかと。乃ち之を出羽の秋田に放ち。其地尾張伊勢を奪ふて秀次を封し。其餘諸將を封ずる各〻差あり。十九年秀吉關白を罷め。秀次を以て關白と爲す。秀吉が請を聽すあり。尋て內大臣に轉ず。秀吉自ら大閤と稱す。

第十四章　秀吉の征韓　今を距ること二百九十九年前、

㊀第百七代後陽成帝天正十九年。朝鮮王李昭使を遣り來聘す。是より先き秀吉、朝鮮及び明の我と絕するを怒り。之を討せんと欲し。先づ宗義智をして往て諭さ〜む

㊀秀吉征韓の師を出す原因

○是に於て使節黃允吉（クワウヰンキツ）、金誠一（キンセイイツ）來り書及び方物を献ず。秀吉報書して曰く。吾邦諸道久く離亂に屬し。綱を圮り。紀を紊り。帝命を阻格す。秀吉之が爲めに憤激し。數年の間四方を討伐して。今乃ち之を定るを得たり。夫れ人壽幾許ぞ。古より百に滿る稀なり。安ぞ能く抑鬱して閉居を甘ぜんや。吾れ道を貴國に假り。直ちに明境に入り。其四百州をして竟に尽く我に歸せしめ。以て王化を弘めんと欲す。凡そ海外の諸蕃後れ至る者は。皆な膺懲する所に在り。貴國先づ使幣を修めば。帝甚だ之を嘉みす。秀吉明に入るの日は。其れ以て我が先導を爲せと。李睟書を得て疑懼し。○終に答へず。又義智を朝鮮に遣し。明を攻むる情實を言とし。國王李睟竟に報ぜず。秀吉怒り。諸將に謀りて征韓を決す。初め秀吉織田（オダ）氏の爲めに山陽を徇へ。朝鮮及び明を攻めんと請ふ。又嘗て鎌倉（カマクラ）を歷。源（ミナモト）頼朝（ノヨリトモ）の塑像を觀て。其背を撫して曰く。君は我が友なり。徒手にして天下を取る。唯々吾と君とあるのみ。吾れ遂に地を略して明に至んと欲す。君以て何如と爲すと。是に至て益〻其宿志を成んと欲するなり。乃ち令を諸道に下して。大に兵食を具ふ。海内騷然たり。諸將心よ其

非を知ると雖も。敢て匡救する者なし。是を征韓の原因と爲す。

㈡文祿元年。秀吉、九鬼嘉隆（クキヨシタカ）に命じて。大艦數千艘を造らしめ。又行營を肥前の名古屋（ナゴヤ）に築き。而して朝鮮の地圖を諸將に分ち。其嚮ふ所を部署し。西南四道の兵を分て八軍と爲し。以て朝鮮の八道に向ふ。浮田秀家（ウキタヒデイヘ）を元帥と爲し。加藤清正（カトウキヨマサ）。小西行長（コニシユキナガ）を先鋒と爲す。其餘十八將次を遂ふて軍を率ゐ。別に水軍を置き。九鬼嘉隆、脇坂安治（ワキザカヤスハル）等之を率ゐる。水陸九軍。總て十五萬人。織田（オダ）秀信（ヒデノブ）、石田三成（イシダミツナリ）、大谷吉隆（オホタニヨシタカ）等游軍六萬を率ゐて以て應援に備ふ。部署既に定る。是に於て秀吉、秀俊（ヒデトシ）及び家康（イヘヤス）、前田利家（マヘダトシイヘ）、蒲生氏鄉（ガマフウヂサト）、上杉景勝（ウヘスギカゲカツ）、伊達政宗（ダテマサムネ）等。畿内東北三道の將士十萬を以て自ら衛り。遂に名古屋に至る。諸軍會する者。凡そ五十萬人。秀吉乃ち水陸九軍を遣り。○大礮を發し。鬨して帆を揚げ。海を蔽ふて渡る。時に風に阻らる十日。行長、義智と素と海路を諳ず。風稍や定るを俟ち。卽ち衆に告げずして先づ發して。釜山浦（フサン）に達し。其城を圍みて之を拔き。守將鄭撥（テイハツ）を擒にす。遂に兵を分て慶尙道（ケイシヤウダウ）を徇へ。多大浦（タイ）を陷れ。守將尹興信（インコウシン）を斬る。又西生浦（セイ）を拔き。行長の軍稍や疲る。而して諸

㈢淸正、行長先鋒たり。狀況を逃べよ

加藤清正釜山に至る

將未だ至らざるに及んで。獨り其功を收めんと欲す。時に東萊（トクヂキ）の東北の要地なりと聞き。乃ち急に兵を督一擊て之を拔く。守將宋象賢（ソウシヤウケン）屈せず一て死す。行長收めて之を葬る。是に於て郡縣風を望んで奔潰す。初め期鮮王李昭、義智が通信使府を空ふー吏を幷せて還るを怪み。命下て守備を修む。而るに金誠一朝鮮に歸り。日本の兵決一て來るなきを說く。李昭其言を信じ。悉く守備を罷む。俄にー て大軍海を渡る。○朝鮮の臣僚皆な錯愕して措を失ふ。故を以て所在の軍潰も。我軍長驅して。連りに諸城を拔くも。敢て拒ぐ者なー。時に清正釜山に至り。其行長に後るゝを悔ひ。乃ち別路を取りて。火を慶州（ケイシウ）に縱て。其守將を走らー。轉鬪して進む。向ふ所皆な靡かざるなー。諸將相繼て陸に上る。朝鮮の諸道競ふて警を國都に報ず。李昭、李鎰（イツ）申砬（シンリフ）に命下て。大將と爲し。金誠一。金玏（キンロク）をして慶尙（ケイシヤウ）の左右道を分拒せしむ。黑田長政（クロダナガマサ）、往て行長を援け金海（キンカイ）を陷れ。兵を引て左右道の間に出て。其應援を絶ちー。進んで尙州（シヤウシウ）を陷る。行長、李鎰の兵を劫して之を走らし。又申を砲彈琴臺（ダンキンダイ）下に擊て之を斬り。遂に忠州（チウシウ）を取り。而して清正と會す。是時諸將進んで國都を攻んことを

清正朝鮮の二王子を擒にす

を議す。清正、行長が功己に多きを嫉み。獨り之れが先鋒たらんと欲す。行長、秀吉が約束に違ふを以て聽かず。清正怒て曰く。子の衆に先て發するも亦約束を奉するかと。二人鬪んと欲す。諸將之を解く。清正素と行長を鄙んじて相ひ善からず。初め征韓の令一たび出るや。秀吉、清正に記幟を賜ひ。行長に名馬を與へ。各をして奮勵せしむ。時に清正行長に謂て曰く。吾れ賜幟を用て號と爲す。子が號何をか用ふると。行長對て曰く。吾い藥商より起る。當に藥囊を用ふべきのみ。是に至て益々隙あり。遂に道を分て進む。李昭已に李鎰が敗を聞き。大に怖れ。遂に平壤（ヘイジヤウ）に走る。清正感鏡道（カンキヤウダイ）に入り。二王子及び其大臣黃赫（クワウカク）。金貴榮（キンキエイ）等以下百餘人を擒にし。北境盡く平ぐ。

㈢明將韓を援ひー有樣を語れ

㈢是に至て李昭援を明に請ひ。收復を圖んとす。明主朱翊鈞（シユヨクキン）、朝鮮の報を得て。其將、祖承訓（ソシヨウクン）、史儒（シジユサン）に命じ。精兵五千を率ゐて來り援はしむ。二將い皆な遼東（レウトウ）の勇將にして。數〻邊功を樹て。甚だ我國人を輕ず。以爲らく豐臣氏の兵も。亦た他海賊と均しきのみと。時に行長之を安定（アンテイ）に邀へ舊擊一て遂に儒算を斬り。明兵畧ぼ盡

小早川隆景等碧蹄館に戰ふ

清正明將宋應昌に決答す

き。承訓僅かに身を以て免る。行長鴨綠江を畧取ㇾ明に入んと欲し。日に水軍の來るを待つ。是時加藤嘉明、脇坂安治等水軍を率ゐ。全羅道に至り。巨濟島に戰ふ。然れども戰利あらず。故を以て水陸の軍未だ相ひ會せず。二年明の李如松平壤を攻めて之を取る。行長國都に敗走す。如松勝に乘じて追ふ。小早川隆景等士卒を勵まし。之を碧蹄館に邀へ擊て之を破る。是より明軍氣沮し膽落ち疾と稱して輕しく出でず。尋て又退て平城に入る。是より先き明の謀將宋應昌我軍皆な國都に萃り。獨り清正ぬ孤軍感錡に在るを以て。說て之を降さんと欲し。乃ち辯士馮仲纓をして安邊に抵り譯を以て傳へしむ。言悉く虛喝に出て且つ曰く。足下如し明に服從せずんば。現兵四十萬。直ちに驅て臨まん。清正其意を知り之に答へて曰く。吾れ我國命を奉ず。何ぞ敢て明の命を聽んや。且つ兵の來る。邀へて之を擊つ。日に一萬を殺さば。二十日以て之を殲すべし。日に二萬を殺さば。十日以て之を殲すべし。既に殲して馬を鴨綠江に頒かひ。我が法令を貴國に布ん。請ふ歸りて之を明主に語けよと。仲纓恐怖ㇾて走り歸る。是に至て清正橘中を平ぐ。諸將又兵を合せて晉州を拔き。明の將、徐禮元を斬り。遼東の兵六萬人を殲す。是時明主、沈惟敬をして行長に依て和を請ふ。秀吉之を許す。惟敬等來り謁す。秀吉俘する所の二王子、大臣以下の者を放還し。厚く惟敬等を饗し。小西如安をして惟敬と偕に明に往かしむ。明主、如安を延見し。秀吉を王に封ずるの議を定む。是より前き秀吉外征の諸將に命じて。晉州を屠り。前敗を償ひ。然る後兵を斂めて以て和議の成るを待たしむ。和議成るに及んで。外征の諸將凱旋す。

秀吉冕服を服ぎ冊書を裂く

㊃慶長元年。明。韓の使節偕に來る。秀吉明使揚方亨、沈惟敬を召見す。惟敬冊書冕服を奉ず。其翌使者を饗す。秀吉喜で謂らく。我が威遠きに及び。今殊城に王たるを得ると。乃ち冕を戴き。服を著け。家康以下をㇾて各々明の衣冠を著けㇾめ。以て禮を行ふ。既にㇾて僧承兌を召して冊書を讀よしむ。承兌之を讀んで曰く。爾を封じて日本國王と爲すと。秀吉色を變じ。立ぞころに冕服を脫ぎて之を拋ち。冊書を扯裂ㇾて曰く。日本は吾が掌握に在り。王と爲り覇と爲る。髯虜何ぞ與らん。且つ吾ぉして王たらば。天朝を如何せんと。乃ち使者を逐ふ。初め秀吉外征の師を

㊃秀吉冊書を裂きㇾ如何なる理由ぞ

發するや。或人曰く。請ふ漢文を善くする者を擇で譯に備んと。秀吉笑て曰く。彼をして我が文を用ひしめんと欲するのみと。明の冊封使至るに及んで。其宿志の將に酬んとするを喜ぶ。然るに反りて惟敬輩の欺く所と爲り。大に怒りて遂に再征の令を下す。

㈤再び朝鮮を征せ―概況を問ふ

㈤二年再び朝鮮を征す。小早川秀秋を以て元帥と爲―。浮田秀家。毛利秀元を之れに副と爲―。黒田孝高を其參謀に充つ。餘は皆な前役の如―。清正。行長と先づ海を濟り。行長釜山に軍し。改めて元帥府を爲る。清正竹島の舊壘を復―。連りに機張梁山の諸城を陷れ。西生浦に軍す。朝鮮王李昭。李元翼を―て鳥嶺を守らしめ。自ら海州に走り。急を明に報ず。既にして我軍悉く釜山に至り。地を相して。壘

明將清正を蔚山に攻む

嶋津義弘明軍を新寨に破る

㈥秀吉遣命―て征韓の師を班せ―概略を記せ

塞を列ね。以て根據と爲し。而して五路より進む。明主諸將をして之を拒がしむ。我兵連りに之を破る。時に清正が兵西生浦より全羅に入る。沿道の諸城。其旗號を望て。鬼將軍至るといひ。大に恐怖して走り潰ゆ。既にして明將楊鎬等清正を蔚山に攻む。清正、淺野長政等奮戰す。時に諸將蔚山を援く。清正乃ち城を出て夾擊し大に明軍を破る。明將邢玠等部署―て。四路に分ち。勝敗を一戰に決せんとす。因て。清正ハ蔚山に據り。行長ハ栗林を守り。島津義弘。泗川を保ち敢て屈せず。明軍と相持すること已に久しといふ。

㈥八月秀吉薨ず。初め秀吉疾あり。自ら其起たざるを知り。且つ謂らく海外禍を結ぶ甚だ深―。而して內變も亦た測る可らずと。乃ち諸將に遺命して後事を託し。征韓の兵を收めしむ。時に我が諸將明軍と順天、蔚山に戰ひ皆な之れを敗る。是時義弘大に明軍を新寨に破り。嶋津氏の威名益〻明及び朝鮮に著る。會々秀吉の訃音朝鮮に達す。諸將潛かに相ひ告げて稍や歸裝を治す。明軍之れを諜知―て我後を躡す。然れども新寨の敗に懲りて敢て迫らず。諸將蔚山、釜山、泗川、順天を撤するに及

紀元二千二百四十六年

徳川家康諸政を聽く

㈠家康聽政の梗概を述べよ

び。朝鮮の將李舜臣等。大艦數百艘を以て我歸路を扼す。義弘、行長止り戰ふて。之れを敗り。舜臣等を殺し。遂に我が軍對馬に達す。既にして諸將振旅して。名古屋に至る。淺野長政。石田三成之を迎へ。秀吉の遺命を宣ぶ。諸將皆な泣く。尋て伏見に至る。家康諸老と倶に之を慰勞す。征韓の師興りしより。此に至て前後凡そ七年間なり。

第十五章　關原の役　今を距ること三百九十二年前、

㈠第百七代後陽成帝慶長四年。前田利家。豐臣秀賴を奉じて大阪に徙る。秀吉の遺命に遵ふなり。時に家康伏見第に徙り。諸政を聽き。威權日に熾なり。初め秀吉薨するの際。大老奉行を定め家康、利家、毛利輝元、浮田秀家、及び上杉景勝を五大老と爲し。中村一氏、生駒親正、堀尾吉晴を三中老と爲し。秀賴を輔佐せしめ。淺野長政、增田長盛、石田三成、前田玄以、長束正宗謀議に參す。是を五奉行と爲す。此時に方り秀吉既に薨じ。秀賴猶ほ幼稚にして。內外疑懼し。物議紛として興る。三成日に亂を思ふて。淺野長政の家康に善きを惡み。乃ち長政を給き之を離間し

家康石田三成の職を解く

三成及び上杉景勝兵を舉ぐ

㈡景勝、三成兵を起せ～起因を問ふ

。又家康利家と相ひ親～きを便とせざるあり。因て密かに增田長盛と謀り遂に二氏をして郤あらしむ。利家乃ち家康を忌み。罷めて國に就かんと欲す。細川忠興、利家と姻戚たるの故を以て。之を勸めて家康と和親せしむ。長政も亦た離隙の非を悟り。心を傾けて。家康と相ひ親むこと初の如し。尋て利家卒す。時に三成亂人の蹤跡あるを以て。淸正長政及び福島正則等。三成を退けんとす。家康之を諭して止めしめ。又三成に諭して職を解き。其邑澤山に屛居せしむ。是に於て物議稍や定る。

㈡三成擯けらる～や。上杉景勝と謀を通じ。東西兵を擧げ。家康を衷にして之を擊んと約す。是に至て景勝期を過て朝覲せず。家康朝覲を促す。景勝答て曰く。吾れ東陲を鎭守す。太閤の遺旨を奉するあり。內府何ぞ闕からん。因て其盟に背く十罪を反疏す。家康大に怒り。令を下して東征す。福島正則、細川忠興、池田輝政等之れに從ふ。時に三成等。檄を西國に移し。家康の罪を聲らし。毛利輝元に諭す。輝元許諾す。秀元諫て曰く。三成口を鬪君に藉りて以て私權を樹つ。從ふ可らずと。輝元聽かず。立花宗茂も亦た其檄を得たり。其族增時謂らく。家康は元と智將にし

鳥居元忠伏見城を固守して屈せず

て。勝を無形に制す。故に其東するや。必ず豫め西方に變あるを知る。苟も變あるを聞かば。卽ち軍を還んと。之を止む。宗茂其言を容れず。是に於て輝元以下の諸將會する者四十餘人。而して獨り黒田孝高（ノリタカ）。加藤清正應ぜず。三成輝元を推して盟主と爲し。之を勸めて西城に入らしめ。東軍諸將の妻孥を收めて質とせんと欲し。兵を遣して之を執ふ。池田輝政の妻。及び加藤清正の妻等。其族人の計に依て皆な脫することを得たり。獨り細川忠興が妻。已に圍まれ。第を燒て自殺す。

(三)家康の將鳥居元忠（トリヰモトタヾ）。伏見城（フシミ）を守る。增田長盛（ナガモリ）使を遣り。元忠を諭し城を致して去らしめんとす。元忠答て曰く。吾れ特撰を得て之を守る。唯々死あるを知るのみにして其他を知らざるなりと。乃ち使を關東に馳せて。家康に變事を報ず。已にして浮田秀家（ウキタヒデイヘ）。小早川秀秋（コバヤカハヒデアキ）。島津義弘（シマヅヨシヒロ）等兵四萬を合せて來り攻む。城兵僅かに二千。元忠盡く城下を燒き。諸將を部署して戰ひ。固く守て屈せず。西軍累日大礮巨熕を用ひて益〻之を攻むるを以て。外城遂に陷る。時に松平近正（マツダイラチカマサ）。松平家忠（イヘタヾ）。內藤家長（ナイトウイヘナガ）。佐野正吉（サノマサヨシ）。上林政重（カバヤシマサシゲ）等皆な死す。元忠牙城に在りて。守る可らざるを知り。兵二百を麾き。門を開て血戰し。數合皆な克つ。然れども士衆終に殲く。乃ち薙刀を杖て息ふ。時に雜賀重次（サヒガシゲツグ）。槍を提けて來り逼る。元忠曰く。吾は本城の守將あり。汝に首を授けんと。重次揖して曰く。僕は賤者あり。豈に敢てせん。君請ふ自裁せよと。元忠乃ち重次をして己の甲を解かしめ。遂に腹を割て死す。時に年六十二。重次其首を大坂に傳ふ。途にして賈人の爲めに奪はる。初め家康の幼なる時。元忠。家康に傳たる。爾來數十年。嘗て戰に臨み足を傷き者て益〻跛あり。家康東下するに及んで。自ら伏見に至り。元忠を以て留守と爲す。家忠。家長等を副と爲す。元忠乃ち曰く。此城變あらば。臣當に死を致して國に報ふべし。家忠、家長の如きは。宜く留て以て敵に餘すべからずと。家康答るに事の重きを以てし。因て其老を憫み。慰勞して與に談ず。時に夜三皷あり元忠辭して曰く。臣此を以て永訣と爲すも亦た知る可からざるありと。將に起んとす。足益〻痺す。家康侍臣をして扶け出でしめ。目送之に久ふす。是に至つて家康。元忠の戰死を聞き。泣を垂れて悼惜せりといふ。

(三)鳥居元忠の戰死を語れ

㈣伏見城既に陷り。三成謂らく東西夾撃の謀中れりと。乃ち諸軍を引て東下す。家康諸將と議し。秀康を以て留守と爲し。宇都宮に陣し。以て景勝に備ふ。是に於て軍を分て二と爲し。家康を海道より。秀忠は山道より西上す。兵凡そ七萬。時に三成砦を犬山に設け。岐阜の應援に備へ。自ら大垣に入り。城壘を修め。而して根據の地と爲す。東軍の先鋒福島正則。池田輝政。加藤嘉明。井伊直政。本多忠勝等。進んで淸洲に至り。西軍と相持す。是の時に當り。天下の兵美濃を以て界と爲し。概して東西の軍に分屬し。其成敗未だ決せず。四方の群雄。險を負ひ。割據する者局外傍觀せり。既にして東軍の諸將。織田秀信を岐阜に攻て之を降し。家康至るを以て。兵を進めて

㈣東軍大捷の狀況如何

關原に開戰す

家康三成行長等を斷る

紀元二千二百四十六年

德川家康將軍に任ず

㈠家康江戸に府を開き〻顯末を問ふ

○西軍と關原に開戰す。勝敗何れにあるや未だ決せず。此時小早川秀秋。東軍に應ず。西軍大に敗れ。僵死狼藉。原草之が爲めに赤し。家康乃ち三成。行長等を斬り。長盛等を高野に放ち。輝元の六國を削り。秀家の邑を褫ふ。景勝佐竹義宣相尋て降り。東西悉く平ぐ。是の時ゐ當り。家康の威權益〻隆赫にして。天下の大勢德川に歸す。

第十六章　家康の覇業

後陽成帝の朝ハ今を距ること三百〇五年前、後水尾帝の朝ハ二百八十年前、家康覇業を起せ〻ハ二百九十一年前、

㈠第百七代後陽成帝慶長八年。詔して家康を以て征夷大將軍と爲し。右大臣に進み。淳和奨學兩院の別當を兼ね。源氏の長者に補す。大將軍の拜。足利氏亡てより後。復た其禮を擧ぐるなし。是より先き。家康の功を賞せんと欲して。擬するに此職を以てす。家康敢て當らず。且つ其勞費多きを恐れて固く辭す。是に至て大納言藤原兼勝。參議藤原光豐傳奏司を以て。詔書を奉し。伏見に就て拜す。尋て家康入朝して命を拜す。後ち家康右大臣を辭し。江戸に歸る。是の時に當り家康關原の亂

家康皇宮を修す
家康江戸城を修す

を平げ。天下兵馬の權一に德川氏に歸し。諸侯皆な江戸に會す。時に秀賴右大臣に任じ。片桐且元之に傅たり。而して唯〻攝津、河内、和泉七十六萬石を領するのみ。是れより家康天下の侯伯に課し。皇宮を修し。其規摸を擴め以て舊觀に復す。尋て江戸城を修む。城い元と上杉氏の將太田道灌が築く所にして。東い隅田川を帶び。南い海灣を控し。西北い武藏野に接し。平衍沮洳。蘆葦叢生す。家康が居を徙すに及んで。漸く市街を起し。渠を鑿ち淤を疏す。然れども城郭猶ほ狹隘なり。是に至て地田、福島、加藤、黒田等十五氏を賦役して之を修む。而して藤堂高虎其事を督す。又諸侯に課して駿府の城を修め。更に名古屋に城く。尋て侯伯をして。其邸第を江戸に置き。妻子を其邸に留めて。質と爲し。隔年を以て交代としむるの制を定む。

㈡大坂の役の原因如何

㈢第百八代後水尾帝慶長十九年。豐臣秀賴。方廣寺を營み。巨鐘を鑄造し。東福寺の僧清韓に之を銘せしめ。將に親ら往て之を落せんとす。先づ片桐且元を遣し。之を駿府に告ぐ。家康戒るに源賴朝東大寺を落するの儀を以てす。且元之を秀賴に

家康鐘銘を詰る

復命す。日を卜し。期に及んで公卿以下皆な會す。會〻家康鐘銘を讀み。國家安康の句に至り。怒て曰く。是れ我が名を斷截するなり、孥ぉ又大小の釋迦迭に主伴と爲るの語あり。益〻怒て曰く。是れ我を呪詛するなり。秀賴何爲ぞ此に至るかと。林信勝。僧天海を召す。之を問て曰く。大坂の反側日久し。其意實に測る可らずと。乃ち板倉勝重に命じ。其文意を詰り。且つ其慶儀を停む。且元曰く。是れ奉行の罪にして。主君の知る所に非ざるなり。遽に之を停むるときは。恐くは人目を驚さん。願くは儀を畢り。然る後ち銘文を毀滅し。以て甘心誅に伏せん。今大儀將に成んとす。衆人已に聚るを以て儀を停む。是に至て物情騷然たり。且元。僧清韓を召問す。清韓服せず。乃ち清韓をして駿河に赴き陳謝せしめ。自ら弟貞隆、大野治長と繼て之に赴く。家康。清韓を執へ。板倉勝昌に命じ。京師五山の僧に鐘銘を註疏せしむ。僧多く其詛を證す。且元鞠子驛に至る。家康拒て入れず。貞隆、治長を擯け。獨り且元を召して之を詰問す。且元陳謝甚だ力む。淀君又二女をして赴き謝せしむ。家康厚く之を饗す。温

片桐且元三策を建つ

且元浪木に奔る

豊臣秀頼兵を擧ぐ

言慰籍。復た銘詞に及ばず二女大に喜び。且元に歸を告げて途に上る。家康獨り且元を留め。本多正純(マサズミ)。僧天海をして且元を責めて曰く。將軍の意終に解く可らず。右府何をか以て信と爲せ。且元其旨を請ふ。答へず。且元曰く。請ふ江戸に赴き將軍の旨を取ん。二人家康に白す。既にして正純出て曰く。將軍の意も亦た我と同きのみ。卿歸て之を圖れと。且元遂に辭し去り。馳せて二女に上山(カミヤマ)驛に及ぶんで曰く。前將軍我に逼るに右府の表信を以てす。吾れ其意を揣るに蓋し三策あり。大坂を避け他に徙る是れ下策なり。右府姻婭に托して東行するは是れ中策なり。淀君東妹氏と同居す。是れ上策なり。三策中一を行へ。事なきに庶幾し。二女言はず。退て相ひ言て曰く。東旨豈に此に至ん。是れ片桐我が君を賣んと欲するなりと。先づ歸り具に淀君に言す。淀君大に恚りて曰く。吾れ太閤の妾と雖も。右府に於て生母たり。何ぞ關東に屈辱せんや。寧ろ右府と城を枕にして死んと。乃ち且元を誅し兵を擧げんを欲す。且元族を擧げて。其邑茨木に奔る。是れ大坂の役ある原因なり。

(三)是に至て大野治長等。秀頼を勸め檄を四方に移す。所在潛匿の者

(三)大坂の

役を語れ

○先を爭ふて來聚す。城中の歩騎六萬人に至る。然るに有土の將士一人として應ずる者あり。治長颺言して曰く。諸侯伯未だ至らざるも。已に欵を我に通ずる者多し。東軍多しと雖も患るに足らざるなりと。家康も亦頗る戒嚴す。藤堂高虎を以て先鋒と爲し。親ら馬に跨り。諸營を巡視す。家康も亦頗る戒嚴す。藤堂高虎を以て先鋒と爲し。親ら中軍に將たり。東海の諸侯之に從ふ。秀忠關東及び奥羽の兵を督して之に繼ぐ。井伊直孝(ナホタカ)軍を攝して行く。已にして高虎、本多忠政、大仙陵(ダイセンガヲカ)に次す。松平忠平(タヾヒラ)飯盛(イヽモリ)に軍す。淺野長晟(ナカアキラ)勝間(カツマ)に軍し。秀忠の兵五十萬牧方(ヒラカタ)に次す。家康京師を發して住吉(スミヨシ)に軍す。秀忠進んで平野(ヒラノ)に軍す。佐竹義宣(ヨシノブ)。上杉景勝(カゲカツ)。本多忠朝(タヾトモ)鴉野(シノ)より。前田利常(トシツネ)玉造(ツクリ)より。松平忠直(タヾナホ)之に繼ぐ。蜂須賀至鎭(ハチスカユキヤスイマシヤ)今宮より。池田利隆(トシタカ)。池田忠繼(タヾツグ)。京極忠高(キヤウゴクタヾタカ)。牧方より。進んで備前島(ビゼンシマ)に入る。是の時城將謀議一ならず。互に嫌疑を生じ。遂に其部下を以て城を出る者衆し。矢野正倫(ヤノマサトモ)。寨を今福(イマブク)に築き。飯田家貞(イヽダイヘサダヅフ)淸生に壘し井上賴次(リツグ)鴫野に屯し。以て東軍を拒ぐ。蜂須賀至鎭。蒲生忠郷(ガモウタダサト)。上杉景勝。諸軍を督して戰ひ敗れて走る。池田利隆。淺野長晟。福島新家(シンヤ)に戰ふ。丸鬼嘉隆(クキヨシタカ)。雷軍艦を奪ひ

眞田幸村僞月城を守る

守兵之に死す。上杉景勝鵜野を攻め。井上賴次。渡邊糺等拒ぎ戰ふ。賴次之に死し。衆潰へて城に入る。景勝大和川の西岸を截り。柵を植へ。銃を設く。七隊の長及び治長等万餘騎を率ねて。景勝を擊ち。其外柵を奪ふ。東兵銃を發して齊く進む。城兵死する者數十人。佐竹義宣今福を攻む。守將矢野正倫飯田家貞之に死す。義宣前んて片町に入る。城將木村重成。後藤基次急を聞きて馳せ至り。重成特に奮戰し。義宣を走らす。城兵議して曰く。諸砦守を失ふ。故に敵兵稍く迫る。宜く天滿船場の戍を撤し力を本城に戮すべしと。寨を燔き兵を收む。時に井伊直孝、前田利長僞月城に薄る。眞田幸村善く拒ぎ。利長利あらずして退く。家康營を茶臼山に徙し。秀忠岡山に徙る。毛利秀就福島正勝をして。土豚を以て淀川を長柄に。大和川を烏飼に塞がしむ。數日にして外援皆な涸渴す。諸軍堙櫓を起して。城中を瞰ひ。銃を放ちて皷譟するもの三夜。城中震駭す。又諸軍をして書を城上に射さしめて曰く。降る者は賞ありと。是に於て人〻疑懼す。家康和を議し兵を弭んと欲し。本多正純をして書を城中に貽らしむ。秀賴諸將を會して其可否を議す。基次進んで曰く。

後藤基次の議

家康三件を以て和を議す

外に應ずる者あし。內に貳ふ者あり。貳あるの兵を以て。援けなきの城を守る。城內糧仗多しと雖も恃むに足らざるなり。速に和を講じ以て後圖を爲すに若かずと。秀賴聽かず。織田長益、大野治長。入て淀君に說て曰く。敵已に迫る。危きこと旦夕に在り。然るに彼れ和を倡ふ。是れ天我に祚するなり。家康已に斃す。城にして死せば。東方當に一擧して定むべし。今兵を收めて後圖を爲すを。洵に上策ありと。淀君以て然りと爲す。秀賴をして之を決せしめ。以て和を成す。家康約して曰く。外壘を撤せ。周池を塡めよ。否らざれば則ち郡山に徙るべしと。秀賴人をして家康に報ぜしめて曰く。壘を撤せ。池を塡めよ謹て命を聽く。敢て請ふ客兵の爲めに食邑を加へよと。家康色を作して曰く。客兵は我が仇なり。之を釋く恩已

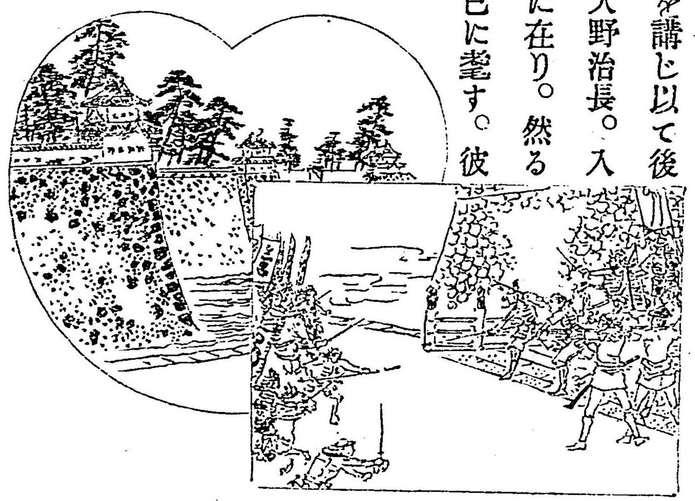

に多し。何ぞ米邑を與へて以て之を養はんと。遂に使者を遣ふ。晡に及んで使復た至る。曰く。願くは城を避け封を徙し。攝河泉に易もるに阿讚豫を以てせよ。家康曰く。易もるに房及び二總を以てせん。淀君東するを欲せず。議乃ち止む。家康嘗て眞田幸村を招く。幸村謝して曰く。危きを見て義を捨るい丈夫の爲さゝる所なりと。是に於て城中訛言す。基次。幸村皆な貳心ありと。衆心皆な動く。時に淀君天主閣に登り。以て東軍を眺むに。營壘四起。旌旗空に飜る。淀君大に驚く。時に備前島の軍大煩に發ち。閣の第二層に中つ。爲めに楹棲摧折す。侍嫗窘粉す。淀君震怖して下る。急に長益。治長を召して和を議す。秀頼聽かずして曰く。吾れ固より此城を以て死所と爲す。何ぞ和することを之れ爲さん。是より先き家康阿茶をして京師に如き京極高次の母常光院（ジャウクワヰン）を迎へしむ。常光院い淀君の妹なり。此の日常光院城に入り。秀頼を諭す。秀頼已を得ずして和に決す。是に至て長益、治長子を出して質と爲す。秀頼、木村重成をして誓に涖ましむ。家康も亦た板倉重昌をして誓に涖ましめ。諸軍皆な圍を撤す。乃ち卒を發して塹を填む。本多正純。成瀬（ナルセ）正成。安藤（アンドウ）

直次（ナホツグ）之を董す。是の時家康京師に還る。元和元年。家康京師を發し駿府（スンプ）に歸る。秀忠も亦た江戸に歸る。役夫羅城を隳て。空濠を湮め。遂に内濠に及ぶ。治長大に愕き。正成に言て曰く。約する所は外郭の塹壘に止る。何ぞ迫らるゝの甚しきやと。正成曰く。我唯だ周池を填るの命を聞く。未だ内外の別あるを聞かざるあり。且つ天下已に平ぐ。何ぞ濠塹を用ん。如し之を存せんと欲せば。豈異志なしと謂ふ可んやと。治長對ふる能はずして去る。正成益〻役夫を發し。日夜督責し塹壘悉く夷ぐ。存する所は唯〻牙城の一湟のみ。是の歳秀頼潜かに檄を傳へ兵を募りて曰く。大阪は金城湯池なり。去歳の冬。家康圍むに天下の兵を以てす。猶ほ拔く能はず。先公威靈の赫たる。亦た以て見る可きなり。今再擧して以て恢復を圖んと欲す。有志の士。宜く來て我の不逮を輔くべしと。是ゐ於て四方の士復た稍く聚る。時に江戸の人小（テ）幡景憲（スバタカゲノリ）罪ありて亡命す。大野治房（ハルフサ）之を用んと欲し治房告ぐるに密計を以てす。景憲亡命の際。陰に板倉勝重、松平定勝と約する所あるを以て。治房の密計を勝重定勝に因て。駿府に通ず。是に於て大阪の事情悉く洩る。而るに秀頼之を知らざるあり

幸村戰略を陳ず

基次戰死す

○時に秀頼の軍新舊を合せて僅かに十五萬人に過きず。家康も亦た兵を部署す。大野治房先づ兵を率ゐて大和に入り法隆寺（ハウリウジ）を燔き。郡山を侵掠す。城將筒井定慶（ツヽヰサダヨシ）敗走す。己にして家康名古屋に至り。大阪の使を召ーて曰く。余聞く右府復た兵を聚むと。盟血未だ乾かざるに。何ぞ信を失ふの甚ーきや。余兵を觀して以て其罪を問ハんと欲すと。遂に常光院を大阪に遣し。秀頼を諭し以て大阪を避け他に徙らバ。其請ふ所を聽かん。淀君之を許さんと欲す。秀頼色を作して曰く。弓馬の事ハ。婦女子の議する所に非ずと。是に於て城中大戰備を議す。眞田幸村曰く。城壁完からず。柵池整ハず。而して侯伯一人とーて敵を送る者あらし。坐して大兵を受るハ謀の得たるものに非ず。請ふ速に京師に入り天子を挾んで以て四方に號令す。長曾我部盛親（チヤウソカベモリチカ）。後藤基次皆之を賛く。秀頼聽かず。増田長盛曰く。此城三面ハ水を帶びて。南に平原あり。東軍の來る必ず南よりせん。臣等精兵を率ゐて直に其中堅を衝く。天若し我に祚せば必ず勝たんと。議乃ち決し。因て羅城の故址に柵ーす。舊濠を鑿ること二尺許。二重塘を設けて以て固と爲す。已にして東軍河内に入る。後藤基次等

幸村戰死す

財人大坂城に火を放つ

大に譽田林（ホンダノモリ）に戰ひ。其衆を亡ふ。從騎僅かに十一人。終に退きて柏原（カシハラ）に至て死す。木村重成も亦た井伊直孝と戰ふて死す。此の時に當り城中の諸將相ひ議して曰く。今日の敗ハ諸軍期を失ふを以てあり。眞田幸村曰く。善し。乃ち秀頼に啓して曰く。明日宜く鋭を悉し。一舉して雌雄を決すべく。迫らざるなり。臣諸將と茶臼山に軍し。以て敵を誘ふ。掃頭ハ今宮林より徑ちに敵背に出て。烟を擧け號と爲し。臣と之を夾撃す。此時主公ハ中軍を以て之に繼げハ事必ず成るべしと。秀頼之に從ふ。明旦幸村茶臼山に軍す。會〻治長巡視して茶臼山に至る。幸村迎へて曰く。敵已に迫る。然るに牙旗未だ發せず。公宜く急に主公を促すべし。主公出れば士氣自ら倍せんと。治長馳せ歸れバ。秀頼已に出て櫻門（サクラモン）に在り。以て幸村の報を竣つ。適々流言あり。城兵右府の出るを竣て反せんと欲すと。秀頼疑懼して進まず。幸村丘に登り望んで曰く。中軍奚ぞ來らざる。吾が族東に在る者あり。治長其れ我を疑ふか。吾が意已に決せりと。衆を督ーて進み。縱横血戰して終に之に死す。是より東軍益〻振ふ。時に秀頼の厨人大隅（オホスミ）なる者厨に放火す。

豐臣氏亡ぶ

廷式十七條、武員式十三條

㈣家康の政略及び人と爲りを述べよ

東兵も亦た壁に登て火を縱ち。烟燄室を蔽ふ。秀賴火を天主閣に避く。淀君及び秀賴の夫人（德川氏）之に從ふ。治長夫人を東軍に送歸す。時に猛炎四方に逼り。秀賴淀君更に糒倉に徙る。家康。井伊直孝安藤重信をして糒倉を圍ましめ。又本多忠純を遣し秀賴に謂て曰く。卿の罪大なりと雖も。枉げて寬典に從ひ。之を高野（カウヤ）に竄き。淀氏に給するに萬石を以てせん。秀賴躕躇して決せず。直孝。重信に謂て曰く。勢此に至る。之を除くに如かずと。銃を倉中に放ち以て絕を示す。是に至て秀賴淀君俱に自裁し。繼て治長以下二十五人皆殉す。時に秀賴年二十三。淀君三十九。天正十一年秀吉治を此に移してより。三十七年にして豐臣氏亡ぶ

㈣豐臣氏亡び。海內の政令。盡く德川氏に歸す。是歲家康。秀忠入朝し。關白二條昭實（アキザネ）と議し。廷式十七條及び武員式十三條を定め。又諸侯伯に令して。要地外の城壘を悉く毀たしめ。宗族の勳舊を各地に封じ。郡代代官の職を置き。各藩と犬牙交錯す。京師に城番（ジヤウバン）を置き。伏見に城代（ジヤウダイ）を置き。奈良。佐渡。長崎に奉行（ブギヤウ）を置き。治國の制大に定る。尋で監使なる者を諸國に派遣し。政治の得失を察し。庶民の利病を訪ひ。以つて大ひに治を圖る。後ち家康病劇し。勅使駿府に就て太政大臣に拜す（是れより將軍の叙任概ね就て命を賜ふ）家康遂に七十有五の高齡を以て薨じ。久能山（クノウザン）に葬る。家康人と爲り。沈毅にして大畧あり。兵を用ふること神の如く。學を好み治を求め。人を愛して善く容る。嘗て人あり一疏を懷より出して獻ず。家康其れに讀ましめて之を聽き。每條輒く善と稱す。讀み畢るや。之に謂て曰く。爾後見る所あらば。言ふに憚る勿れと。其人頓首して出ず。時に本多正信傍らに在り啓して曰く。彼れ何ぞ輕卒なるや。且つ其の言ふ所。一も取る可きなし。君何ぞ之を褒すと。家康曰く。否あ。吾れ其志を褒するあり。且つ取る可きあり。且つ取る可きなき者を褒せば。取る可き者必ず至ると。又嘗て將軍近臣を諭して曰く。天下の安危ひ。將軍の心に在り。宜く思を留むべし。節義を奬め。輕薄を擯け。士民を愛し。賞罰を信にし。賜賚濫る勿れ。濫るれば則ち士怠る。人を用ふる偏する勿れ。偏すれば則ち國危し。國の臣ある。猶ほ木の枝あるがごとし。枝偏大なれば。其根を蹶す。猶ほ鷲鳥の爪翼あるがごとし。其爪翼を愛するは。搏擊を期する所以なり。臣の用舍重せざる可んや。足利尊氏（アシカガタカウヂ）の高師直（カウノモロナホ）に

家康薨ず

或人一疏を家康に獻ず

家康の遺訓

任ず。豐臣秀吉（トヨトミヒデヨシ）の石田三成（イシダミツナリ）を用ふ。皆な以て人の怨を取れり。我も亦た誤て大賀（オホガ）を用ひ。殆んど危禍に陷る懲毖せざる可んや。凡そ天下の亂れ。主將欲を縱にし宰臣權を專らにするに起る。民の膏血を浚へ之を府庫に盈たし。目して能臣と曰ふ。是れ君の爲めに怨を蓄ふのみ。且つ才能を恃む者れ。必ず舊法を以て迂拙と爲し。動もすれば之を更改せんと欲す。武田（タケダ）。上杉（ウヘスギ）。今川（イマガハ）。大内（オホウチ）四氏の衰亡する所以れ皆な此に由るなり。凡そ政れ其舊に因るに在り。我嘗て陸奥に赴き。源賴朝（ミナモトノヨリトモ）の榜牌を見る。其辭に曰く。國事皆な泰衡（ヤスヒラ）の舊に因ると。吾れ賴朝の能く東陲を定るを信ずるあり。夫れ介冑の習の鐵の如く。衣纓の習ひ金の如し。金以て盧飾を爲す可く。鐵以て實用を爲す可し。國家將に衰んとす。必ず衣纓の習を喜ぶ者あり。新法を建立し。其華飾を務む。是れ大蠹なり。我が家の法度れ。皆な祖考耆舊と議し。深謀遠慮。其無弊を期す。變更する所ある勿れ。之を刀に譬ふに。鍛鍊一び成り。之を子孫に傳ふ。子孫各〻好尙を異にし。數〻治工に附すれば。刀終に用ふ可らず。凡そ故家に貴ぶ所の者れ。其舊製を存し。舊臣を養ふを以てのみ。侯伯將士。皆な我と

㈤秀忠の恭儉及び家光の英

苦勞を同する者れ。子孫も亦た宜く與に富貴を同ふすべし。故なく之を滅絕することなかれ。是れ其の祖先の忠に酬る所以なり。凡そ所謂る忠なる者れ。豈に獨り德川氏に忠なるのみならんや。卽ち天に忠なるなり。我も亦た天に忠なるが故に天之に授くるに大柄を以てす。然るに自ら其柄を有し。驕奢怠惰。以て生民を虐すれば。天將に之を奪んとす。故に吾れ岡崎（オカザキ）に主とありては。隣國の攻守を慮り。關東に主とありては。三道の治亂を慮り。天下を定めてれ。四境の安危を慮り。未だ嘗て一日も懈らず。夫れ折衝禦侮れ。以て王國を守る武臣の職なり。武臣にして。武を遺るれ。是れ其職を窃むなり。惧れざる可けんや」と。家康薨するの後ち。秀忠遺命を以て。廟を日光（ニックワウ）に建つ。時に詔して東照（トウセウ）の號を賜ふ。家光（イヘミツ）の時に及び。其廟を改修す。諸侯役を助け物を献じ、琉球（リウキウ）。朝鮮（テウセン）。和蘭（オランダ）の諸國も亦た各々贈献あり。又た忍岡（シノヲカ）に寬永寺（クワンエイジ）を創建し。增上寺（ゾウジヤウジ）と同く其墳墓の地となせり

㈤寬永九年秀忠（ヒデタヾ）職を辭し。家光（イヘミツ）襲て征夷大將軍に任ず。是より先き秀忠其弟賴宣（ヨリノブ）を紀伊に。義直（ヨシナホ）を尾張に。賴房（ヨリフサ）を水戸（ミト）に封れ。是を三家と稱す。秀忠疾に罹る。乃ち

秀忠の人と爲り

家光の人と爲り

三家の賴宣。義直。賴房を召し。之に諭して曰く。將軍年少し。卿等深く祖宗の艱難を念ひ。協心輔翼し。異姓を一て覬覦の心を生せしむる勿れと。遂に薨ず。秀忠の人と爲り恭儉和厚。帝室を翼戴す。嘗て禁内に在り。獨り便室に休ふ。或人之を闚ふに。衣冠肅然として。毫も惰容あるなし。其父家康に事ふるや。心を盡し懽を承く。細微の事に至るまで。咨稟せざるなし。其政を執るや征稅を薄くし。徭役を省き。務て無爲に休息す。關原（セキガハラ）の役。秀忠事に及ばずして。兄秀康（ヒデヤス）。弟忠吉（タダヨシ）。皆な功あり。家康諸大臣を召して曰く。吾れ繼嗣を定めんと欲す。誰れか可ならんと。大久保忠隣（オホクボタダチカ）曰く。冢子資望已に定る。宜く動搖すべからず。且つ今より以往。撥亂の才ハ。守成の器に若かざるなりと。家康之を頷す。忠隣が一言を以て。秀忠の大器なるを知るに足れり。將軍家光。諸侯伯を召し。親ら出て之に面して曰く。前將軍已に薨せり。諸君或ハ天下を冀望せば。唯〻其欲する所に任す。然れども家光已に軍職に係るを以て。宜く弓箭に依て授受すべきのみ。諸侯愕然として未た答へず時に伊達政宗（ダテマサムネ）進て曰く。孰か德川氏の恩澤を被らざらん。今日敢て異志を挾む者あらば。政宗請ふ往て之を蹂躙せんと。衆異口同音に對て曰く誠に中納言政宗の陳る所の如しと。皆な畏服す。家光英果にして膽略あり。恩威並び行はる。家康秀忠の世ハ。諸大藩各自偃蹇し。其會同する者。將軍或ハ之を郊迎し。禮分未た定らず。因て家光又諸侯に諭ーて曰く。我が祖考は卿等の力を以て天下を定む。且つ嘗て同儕たるを以て。侍するに賓禮を以てしし。敢て譜代の將士に比せず。予に至ていハ。褓襁より已に將軍たり。自ら祖考と異なる者あり。今已に統率の任に居り。事權を一にせざるは宜き所に非ざるあり。今より卿等を侍つに君臣の禮を以てせん。若し心に厭かずんバ。三年の暇を給するを以て。各〻國に就き。熟思して其去就を決せよと。諸侯皆な逡巡して曰く。敢て命を聽かざらんや。家光乃ち内廳に入り。次を以て諸侯を延き。佩刀を賜ふ。時に家光刀を脫して便服盤坐す。諸侯刀を受けて拜す。家光曰く刀を撿せよ。諸侯悚息し。刀を抽くこと僅かに寸許にして輒ち退く。是より德川氏の權勢益々定るといふ

第十七章　島原の亂

明正帝の朝い今を距ること二百六十一年前、島原の亂は二百五十三年前、

紀元二千二百九十年

天主教の傳來

㊀天草島原の人民亂を作せ―顚末を問ふ

㊀第百九代明正帝寛永十四年。天草、島原の人民亂を作す。是より先き。後奈良帝の朝天文中。葡萄牙人來り。始て天主教を我邦に傳ふ。其法浸〻盛ぶり。其後織田信長其信徒を京師に招きて南蠻寺を建つ。豐臣秀吉其宗教の民心を惑はすを憂ひ。寺を毀ち以て其信徒を逐ふ。然れども文祿中い。外征の事多端なるを以て。之を嚴禁するに暇あらず。稍や放任の狀況となれり。家康の時ふ至り。大に之を禁ず。然るに天正以降。貿易盛に行はれ。我が商賈。呂宋、廣東、東浦塞、阿媽、邏羅、臺灣等の諸港に出で〻貿易ー。爲めに耶蘇教を奉ずる者多きに至る。依て德川家光。我商賈の外國に渡航することを禁ず。三檣の巨船を造ることを止む。抑も島原の役い。初め大友。小西の亡ぶるや。遺臣往々民間に散處す。二氏皆ふ天主教を崇ぶ。故に遺衆皆ふ窃に其法を奉ず。而して肥前最も多し。家康嘗て有馬直純の臣悉く天主教を信ずと聞き。日向に徒封す。家士皆ふ往くを欲せず。家康特に使を遣し。直純を諭し命を奉ぜしむ。島原は直純の舊封なり。後の城主松倉重次人と爲り。鄙吝にして其下を恤まず。士民大に憤怨す。是に於て天主教徒其境内に潛匿し。人民を煽

益田時貞邪徒を嘯聚す

誘す。島原い天草島に接し。而して島い唐津の城主寺澤貴高の別封なり。貴高い唐津。天草の海路懸隔あるを以て。之を守らしむ。藤兵衛收斂暴急にして。人民愁苦を極む。是に於て天草の人民。大矢野。千束。大江。片山。森等。島原に赴き。潛に邪教を以て衆を誘ふて曰く。先輩嘗て謂ふ。天草い當に神人を出して以て此法を弘むべーと。天草の人益田時貞い卽ち其人あり。天に赤雲の祥あり。地に異花の瑞あり。果して先輩の言の如しと時正に冬季。櫻樹華さき。衆以て天意と爲し。大に驚異す。時貞い四郎と稱ー。父を甚兵衛と曰ふ。嘗て小西行長に事へ。天主教を信ー。時貞も亦た之を學び。頗る幻術を善くす。故を以て人稍や之に惑ふ。已にして時貞徼を移し。邪徒を嘯聚す。時に城主重次江戶に在り。留守の臣。有馬の里正某の弟角藏天主教を唱ふと聞き。代官本馬。林の二人を遣して驗問せーむ。角藏果ー て十餘村の人民を會し耶蘇の像を拜せしむ。乃ち兵を遣して之を捕ふ。其徒之を聞き大に怒り。有馬に至り村民を殺す。本馬海に航ー逃れて歸る。島原の老臣岡本多賀等之を聞き。戰艦十九艘を師

ねて。有馬に赴く。路に本馬に會ふ。本馬曰く。賊八百有馬に屯し。將に島原を襲んとすと。多賀曰く。吾れ當に城に歸り守備を爲し然る後ち進擊すべしと。乃ち引還し。多賀。兵三百を帥ゐて江東寺（コウトウジ）に陣す。而して使を深江（フカエ）に遣し。村民に問ふて曰く。汝等果して賊に黨するかと。村民答へず。大喊して起る。二人銃手を遞發せしめ。烟に乘じて衝突す。賊悉く敗走せしを以て。追擊して八十餘人を斬る。餘衆布津（フツ）村に走る。島原の兵尚ほ之を追擊せんと欲す。多賀曰く。吾等の僕隷い皆な賊の親戚あり。宜く深く入るべからずと。乃ち引て還る。賊急に島原を攻む。多賀出て城外に陣す。已にして城中內應ありと聞き。入て守り。果して賊黨を獲たり。此時賊呼譟して進み。斧を揮て城門を碎く。木村彌兵次（ヤヘイジ）。曾我（ソガ）八右衛門等之を拒き。賊稍や沮むに乘じ城兵奮戰突擊す。賊大に敗れ兵船を奪ふて逃る。依て使を馳せて變を江戶に報し。角藏及び妻子十六人を斬る。是に至て賊勢益〻熾にして遂に八千人に至る。而して時貞も亦た兵を天草に擧く。島原の賊之を奉じて大將と爲す。三宅藤兵衛變を聞き大に驚き。出て大島子（オホシマコ）に陣し。賊黨數人を捕獲して之を誅す。又還

德川家光松平信綱等に命じて賊を討つ

りて兵を發せんと欲す。衆之を止めて曰く。大矢野。上津浦（カミツウラ）悉く賊巢と爲る。宜く寡兵を以て往くべからずと。乃ち援を唐津に乞ふ。時に賢高江戶に在り。衆議決せず。賊の殺掠日に甚し。藤兵衛又急を唐津に告ぐ。是に至て岡本次郎等。唐津の兵一千五百を將ゐて富岡を援く。島原の賊も亦た赴き援く。唐津兵島子（シマコ）に薄るや。村民火を縱ち賊に應ずるを以て。大に苦戰して遂に敗る。賊急に進んで木戶（キド）を攻む。賊勢頗る猖獗にして藤兵衛終に戰死し。餘衆皆な潰ゆ。時に富岡の諸將會議し。或ひ拒守を欲し。或ひ唐津に歸んと欲す。原田嘉種（ハラダヨシタネ）奮て曰く。吾れ當に死守すべし。諸君若し國に歸らば。幸に吾が意を傳へよ。衆同守を請ふ。議乃ち決す。嘉種晝夜衆を督し備を嚴にし。賑の銳鋒に當り。數百人を殺傷し。賊敗走す。已にして賊又來り圍み。遂に外城を陷る。城兵奮戰して賊の一將を斬る。是に至て賊勢漸く挫く此の時に當り。急報已に江戶に達す。將軍家光特に松平信綱（マツダイラノブツナ）戶田氏鐵（トダウヂカネ）を遣し軍を督せしめ。板倉重昌（イタクラシゲマサ）を監軍として之を討せしめ。松倉重次（マツクラシゲツグ）をして速に國に就かしむ。因て諸將卽日江戶を發す。重次島原に至り而して有家（アリヤ）村に赴き賊舍を火く。時に西

賊原城に據る

海の諸侯皆な兵を發して來り援ふ。賊原城（ハラジヤウ）の故壘を修めて之に據りて奮戰す。時に重昌、黒田監物（クロダケンモツ）等戰死す。信綱等乃ち長囲を築き。以て之を困さしめ。已にして諸將兵を勵まし。四面肉薄して攻め悉く外城を奪ふ。賊僅かに牙城を保つのみ。諸將又進んで牙城を攻め。火箭を以て之を火く。城遂に陷る。是に於て賊の男女三万七千餘人を屠戮す。復た噍類なし。時貞誅に伏す。其首を長崎（ナガサキ）に梟し。而して賊級二万を西坂（ニシザカ）に瘞む。之を呼んで有馬塚（アリマヅカ）と曰ふ。信綱等江戸に凱旋す。是より益〻其宗教を禁ず。時に長崎に居留して。陰かに其教を唱ふる。葡萄牙（ポートガル）。西班牙（スペイン）人を逐ひ唯々和蘭（ホーランド）の一國に貿易を充す。

時貞誅に伏す

居留の外人を逐ひ貿易を禁ず

紀元二千三百〇四年

第十八章　上下恬熙

㊀後光明帝の英明を略記せ

後光明帝の朝は今を距ること二百四十七年前後、西院帝の朝は二百三十六年前、靈元帝の朝は二百二十八年前、東山帝の朝は二百〇四年前、孝格帝の朝は百十一年前、仁孝帝の朝は七十四年前、

㊀第百十代後光明帝（ゴクワウメイ）は。英明宏度にして。幼より學を好み。嘗て侍講に勅して程朱（テイシュ）の新註を進めしむ。講者奏して曰く。古來侍講は必ず漢儒の古註を用ふ。帝曰く古賢と雖も。其善なる者を擇んで之に從ふのみ。何ぞ新古を別んと。乃ち新註を講ず。帝平素詩賦を好み和歌を疎斥す。嘗て後水尾（ゴミヅノヲ）上皇を覲る。上皇曰く。聞く帝詩賦を好んで和歌を詠ずるを喜ばずと。然れども和歌なる者は。吾が朝の故典にして學ばざる可らずと。帝乃ち和歌十首を献ず。上皇未だ讀み了らざるに。又十首を詠じて之を呈す。上皇歎じて曰く。斯の如くならば學ばざるも可なりと。帝嘗て擊劍を好む。板倉重宗（イタクラシゲムネ）奏して曰く。擊劍は天子の事に非ず。幕府之を聞くときは必ず喜びずと。帝聽かず。重宗復た奏して曰く。陛下之を停めずんば。臣以て幕府に謝する辭なし。腹を割て死するの外なきあらんと。帝曰く。朕未だ武人腹を割くの狀を見ず。宜く壇を南殿に築て自裁すべし。朕臨んで之を視んと。重宗慚謝す。又嘗て短襖を好まず。烏帽素襖の舊制に復せんと欲して曰く。夷狄と雖も猶は袖あり。吾が朝何ぞ此凶服を用んと。將に家綱（イヘツナ）に諭し古製に復せんとす。未だ果さず。又嘗て孔子の廟を建設し大學寮を復せんと欲し。亦た果さずして早く崩ず。天下の人皆な之を悼む。

幣を日光廟に賜ふ　徳川家光薨ず　徳川氏の權勢益〻定る　後西院紀元二千三百十五年　明の鄭成功援兵を乞ふ　靈元紀元二千三百二十三年　無人島探檢

㊀幕府の治績い如何

㊁後光明帝正保三年に。徳川家光の請を以て。使を遣し幣を日光廟に賜ふ。後ち以て恒例と爲す。世之を例幣使と謂ふ。尋て守澄法親王を以て。東叡山の座主と爲す。座主い後水尾上皇の第四子なり。皇子日光廟の祭主と爲るい此に始る。慶安四年家光薨じ。家康始めて天下の騒亂を平げ。海内を統治し。其子秀忠の恭儉。其孫家光の英邁を以て徳川氏の覇業を鞏固にし。法制周到あらざる所なし。而して井伊直孝。土井利勝。酒井忠勝。板倉重宗。松平信綱。河部忠秋等の如き皆な其職に稱ふ。百十一代後西院帝萬治二年。明の遺臣鄭成功援兵を幕府に請ふ。幕府三家、大老、老中等を集めて議す。時に大老井伊直孝曰く。本邦を弊して異域を援くるい。計に非ずと議遂に止む。因て其請を許さず。是より先き鄭芝龍。國亂を避けて。肥前に來り。遂に田川氏の女を娶り。因て成功を擧ぐ。成功義勇絶倫にして福建に據り。寡兵を率ゐて。數〻清の大軍と戰ひ。明を恢復せんことを圖る。成功遂に死し。明滅ぶ。第百十二代靈元帝の朝。延寶三年に。幕府小笠原貞任をして。無人島を探檢せしむ。此島い伊豆の八丈島の南少東一百八十里に在り。文

徳川家綱薨ず　東山紀元二千三百四十七年　聖像を新廟に移す　徳川綱吉薨ず　中御門紀元二千三百七十年

祿中貞任の祖。貞賴海に航し始て之を撿出す。故に其姓に取りて小笠原島と稱す。八年家綱薨じ。弟綱吉。館林より入て職を襲ぐ。第百十三代東山帝元祿四年に。綱吉孔子の廟を新にせんと欲し。忍岡の狹隘あるを以て命じて之を本鄉に移さんと欲し。松平憑貞をして役を督せしむ。工事成るに及び。忍岡の聖像を新廟に遷し。綱吉親ら大成殿の三字を書し。以て之を揭け。而して畫工狩野益信に命じ。七十二賢及び先儒の像を描して。本鄉阪を改め昌平阪と曰ひ。相生橋を昌平橋と曰ふ。而て林信篤を大學頭に任じ。祭田千石を置き。春秋の二仲孔子に釋奠す。翌年綱吉聖廟に謁し。親ら論語を講ず。是に於て士大夫彬々として學に向ふを知る。實に慶元以來未だあらざる所なり。寶永六年綱吉薨じ。從子家宣職を襲ぐ。綱吉斯の如く學を好み儒教を皇張す。然れども唯だ性華奢を尚び。府庫爲めに空乏を告げ。家康以來豐富の業衰ふ。第百十五代中御門帝正德元年。家宣。三宅緝明。室直清を聘して並び儒臣と爲す。尋て家宣令一て曰く。頃ろ巡察使の上言に因て。詳かに郡國政治の得失を聞く。良治善政一も見る所なし。風俗衰頽し四民困窮す。予職を承くる未

だ久しからず。且つ慮る所あるを以て敢て其罪を問はず。今より已後。公田の縣吏。郡國の領主。大小の政事。其れ宜く各自勉勵し。四民をして其業に安ぜしめよ。倘ー舊弊を悛めざる者ハ。其罪を具論ー て赦さゝるべしと。大に治國安民に心を委ぬ已にーて。朝鮮(テウセン)の使者趙大億(テウダイナク)等。來り將軍の繼職を賀す。是より先き。家宣有司に命じ。各〻事例を錄呈せしむ。新井君美(アラヰキミヨシ)白石天皇國王の同異十條を上議す。其畧に曰く。天朝の天子。稱ーて天皇と曰ふ。天子の衆子。稱ーて親王と曰ふ。蕃國の君長も亦た皆な王と稱す。百濟(クダラ)王。任那(ミマ)王の如き是れなり。唐書に曰く。日本の初主ハ皆な尊(ミコト)を以て號と爲し。更に天皇を以て號と爲す。然らば則ち王ハ是れ天朝天子の號に非ず。故に朝鮮の記籍に。日本天皇國王代序を載す。其謂ふ所の國王ハ。卽ち我が盟主を稱するありと。強辨縱橫。人能く難ずるなし。家宣遂に君美の議を用ひ。乃ち對馬の主に令して曰く。兩國の信書一に祖宗の故事の如し。其他接侍の儀ハ悉く皆な改定す。其一に曰く。使者客館に至る。宜く輿を下りて門に入るべく。我使客館に至る。宜く之を階下に迎ふべしと。已にして使者大坂に至る。爭辨ー て從

はず。對馬の老平田秀賢(ヒラタヒデカタ)進んで曰く。吾が主鄰交の事を掌る。今に百餘年。諸君吾が命を拒んで以て兩國の好を失ふ。恐くハ貴國の利益に非ざるあり。諸君果ーて階を下るを欲せざらば。吾れ將に諸君を擁持して下んとす。使者敢て違はず。已にして使者難じて遂に江戸に至り。示すに改定の議を以てす。使者勉强して之に從ふ。曰く。貴國の復書ハ。我國七祖の諱を犯す。願くハ之を改めよ。時に君美接侍の任を帶るを以て直に之を駁ー て曰く。臣子。君父の爲めに諱むは禮なり。安ぞ鄰國君にして國諱を避けしむる者あらんや。且つ五世諱まざるは。古より然り。奈何ぞ七世の祖を諱ん。抑も臣子の情。果して忍びざる所あらんや。貴國の書已に我國祖考の諱を犯す。何ぞ先づ書を改めて然る後ち之を請はざると。使者屈服して其言の如くす。時人謂ふ君美。新に進み。敢て故事を變更すと。謗議喧然たり。君美遂に骸骨を乞んと欲す。家宣曰く。我の君美ある。猶ほ佛氏の所謂る一體分身のごときあり。紛紜の議何ぞ以て意に介するに足んと。君美感泣して止む。二年家宣病に罹り。自ら起たざるを知り。君美を召し。嗣次を議し。幼兒隅松(スミマツ)を立るに決す。又有司

徳川家官麗す

を召して曰く。事未だ裁決を經ざる者は。悉く之を白せよと。乃ち親ら之を聽きて。皆な判決し。群臣罪を獲て屏居する者ハ。皆な寛赦せられ。左右の近臣に皆な謁を賜ふて。永訣を爲す。時に流涕する老人あり。家宣目を張り叱して曰く。生必ず死あり。何ぞ其れ泣くことを之れ爲さんと。三日にして薨ず。三年家繼四歳にして職を襲ぐ。既にして西海の諸侯に令して曰く。蕃舶敢て邊海に出沒し海岸に近く者ハ。其人を斬り。其舶を火き。我舟擅に蕃舶に近く者ハ。必ず之を追捕すと。初め綱吉の時務めて遠人を柔げ。法令寛縱。清商或ハ我が賤民を凌虐するも。抗する者ハ。罪に處す。是れに由て。外商稍く專横に至る。其後ち銅貨騰貴して互市行はれず。長崎の民或ハ口を糊する能はず。往々海上に私販す。清商も亦或ハ上陸して侵掠し。土人之を拒めバ。兵器を執て之を逐ふ。是に至て長崎の吏之を江戸に訴ふ。君美之を聞き。憤然として曰く。我國武を尚ぶハ。萬國の知る所。今侮を受くる此に至る。國體を奈何せんと。遂に建議して。海防を嚴にせんことを請ふ。因て此命ありといふ。是歳貝原篤信歿す。篤信字ハ子誠。益軒と號す。黒田氏に仕へ。書を

貝原篤信歿す

徳川家綱薨す

讀み論を成す。初め陸王の說を好み。後ち朱熹を信ず。著書百餘種あり。多く書するに國字を以てす。享保元年。家繼薨じ。吉宗職を襲ぎ。吉宗の治績ハ次に出ず後ち職を子家重に讓る。寶曆十二年。家重職を辭し。子家治嗣く。時に家治。第を清水門に營し弟重好を居らしむ。初め吉宗。宗武宗尹の二子を祿するに封土を與へず。唯だ各〻廩米十萬俵を給與し。邸第を田安及び一橋に賜ふ。故を以て家治も亦た其例に倣ひ。之を三卿と稱す。是歳群類聚成る。六百三十五卷。聲價塙保己一の輯る所。著書の浩瀚。古來比なし。第百十九代光格帝天明六年。家治薨じ。嗣あきを以て。德川宗尹の孫。家齊一橋邸より入て職を襲ぐ。家齊乃ち田沼意次を黜け其封二萬七千石を削る。初め意次。家治、家齊に歷任し、側陋より起り者中と爲り。大に威福を張り。聚斂恣擅する所なし。嘗て謂ふ方今の世。人主に儒生を近け書を讀ましむ可らず。苟も古今の成敗得失を知るときハ。我輩勢力を失す。今殿下幸に書を好む。以て日を消するに足ると。是に於て畫工榮川。養川。永德等を薦め。官を醫班ふ比し。日に家治の側ふ侍せしむ。又近臣一切外間の事を聞くを禁ず。時に山村良旺なる者あり

孝格紀元二千四百四十年

徳川家治薨す

松平定信老中と爲る

○深く之を慨き。嘗て窃かに家治に告るに。三河後風土記（ミカハゴフドキ）の事を以てす。家治之を見んと欲す。良旺乃ち宿直ごとに。書を懐にして其前に侍讀す。家治大に喜び之を聽きて曰く。圖らざりき世に此の如き書あらんとはと。意次之を聞て懼びず。俄に良旺を出して外官に補す。是に於て近臣皆な口を拑す。故よ水旱飢饉ありと雖も。家治復た之を知らず。事大小となく。決を意次に取る。然るに家治病に因て。稍〻其不臣を知る。意次自ら安んぜず。疾と稱して職を辭す。尋で遺命を以て封を削らる。已にして松平定信（サダノブ）を以て老中と爲す。定信い自ら樂翁（ラクオウ）と號し。多才能文を以て。國本論を著す。天明癸卯の災に部内の田租を免じ。嬪僕數十人を減じ。身に澁衣を衣。菜羹を食ひ。以て飢民を救恤す。其職に在るや。務めて弊政を革め。文教を張り。奢靡を禁じ。武備を修め。幕政復た大に行はる。世人其賢を稱せざるものなし。而して家齊の時に方り諸侯に令して。各〻豫備倉を置かしめ。貯米の法を設け以て凶荒に備ふ。寛政四年に至り家齊始て科を湯島（ユシマ）の學問所に試み。寄合以下の士をして之に應ぜしめ。其及第する者い時服銀帛を賜ふ各〻差あり。爾後四歳に一試す

孝義錄、皇朝史略、國史略、日本外史等の諸書成る

隆盛と衰頽

明律釋義を撰す

敎上茂卿六諭衍義と訓点す

室直清六諭衍義を譯す

㈢吉宗の中興を語れる

るを例と爲す。尋で孝義錄（寛政十二年林信敬・柴野邦彦編集す）皇朝史略（文政六年青山延于著す）國史畧（文政九年岩垣松苗修す）日本外史（文政十二年賴襄著す）等の書成る。而して家齊始て醫學館を置く。天保八年家齊職を辭し。家慶（イヘヨシ）其職を襲ぐ。後ち四年家齊薨ず。家齊職に在ること五十年。海内寧靜。其初政い。大に文教を興し。奢侈を禁じ。武備を修め。一時寛政の治と稱せられしも。晩年に及んで。政に倦み。奢靡逸樂を事とす。又軍職に在て。太政大臣を兼る者い。源氏足利以降獨り家齊あるのみ。蓋し武臣政柄を握りしより。是の時を以て。其衰頽を兆すと謂ふ可し。

㈢吉宗（ヨシムネ）紀伊より入りて統を承く、尋で紀伊の人高瀬忠敦（タダアツ）を以て明律釋義を撰ましめ。又荻生茂卿（オギフモケイ）をして六諭衍義を訓點せしむ。茂卿性豪邁にして博學雄文一世を睥睨す。宋儒の學を排し。自ら一家の言を立つ。嘗て命を奉じて政談を著し。其他著書頗る多し、而して太宰純（ダザイシュン）、服部元喬（ハットリゲンキョウ）、山縣孝孺（ヤマガタコウジュ）等皆な才學を以て當時に著る。後ち室直清に命じて六諭衍義を譯して之を刊し。以て民間に散ず。又字帖を作て兒童に教ふ。又嘗て吉宗。戸田（トダ）に獵す。村醫童子を教るに歴世掲示を以てするを聞き。金

投書匱を置く

君美采覽、西洋紀聞を著し始て蘭學を開く

洋籍を讀むの嚆矢

及び六論衍義大意一帙を賜ひ。遍く兒童をして學習せしむ。又吉宗普救類方を刊して之を諸國に頒布す、吉宗嘗て僻地の人民醫療の法を得ざるを憐み。醫林良適、丹羽正伯等に命じ、諸方緊要を譯して、一書を作らしむ。是に至て成る。又投書匱を評定所。及び京都大坂廳の門前に置き。人民の訴訟を受く。時に大岡忠相。江戸の町奉行たり。訟獄大に治る。寛保二年。吉宗。青木敦書を東海諸國に遣して遺書古記を搜索せしむ。敦書古貨數品を得て歸る。敦書ハ字を文藏と曰ひ武藏の人なり嘗て嘆じて曰く。凡そ罪ありて死刑を減じ。流刑に處する者ハ。要するに其れをして天年を終らしむるに在り。然るに諸島穀少く動もすれバ餓死す。意ふに穀の外。食ふ充つ可き者ハ。蕃薯に如くものあらざりと。乃ち之を幕府に陳す。幕府乃ち其種子を薩摩に徵し。其著す所の蕃薯考を刊して。之を諸島及び東海に頒ち。之を植へしむ。民大に悅び號して甘藷先生と曰ふ。時に新井君美。采覽異言。西洋紀聞等を著し。始て阿蘭學を開く。而るに世未だ之を知らず。敦書之を得んと欲し。乃ち長崎に行き。蘭書を研究す。本邦人の洋籍を讀むは。是を嚆矢と爲す。後ち前野良澤。

天文、地理、數理、醫術の譯書出づ

德川吉宗薨ず

大岡忠相等任用せらる

由井正雪亂を作す

杉田玄白。桂川甫周等。皆ハ蘭學を以て名聲あり。而して其徒日に進み。天文。地理。數理。醫術の譯書。世に續出す。延享二年吉宗。職を其子家重に禪り。寶曆元年を以て薨ず。吉宗性明敏にして學を好み。前世奢侈の後を承け。勤儉を主とし治を求め。尤も意を決獄に用ひ。大岡忠相。石河政武等を任用し。律九十條を作らしめて之を頒ち。大に言路を洞開し。忠良の臣を登用す。是に至て從來の弊風一變せり。而して又物産繁殖の方法を設け。世稱して是を德川氏の中興と曰ふ。

㊃慶安四年。逆徒由井正雪。家光の喪に乘じて亂を謀る。正雪ハ駿河の由井に於ける染家の子にして幼時。父之を僧と爲んと欲す。正雪聽かず。一日大閤記を讀み。大に奮激する所あり。鄕を辭して江戸に赴く。適一老人あり。自ら楠氏の後裔といひ。多く兵書を藏す。正雪之に從て遊び。父子の契約を爲し。遂に楠氏を冒し。子弟を集めて兵法を敎授す。嘗て潛かに楠氏の系圖及び菊水の旗章を贋造し。之を淺間山に埋藏す。是に於て之を發し。因て自ら楠氏の遺裔と稱して。窃に異圖を畜

㊄幕府歷世の變故を述べよ

正雪誅に伏す

ふ時に丸橋成純（マルバシナリズミ）忠弼ある者槍術を以て著はる。正雪之れと親く交り。一夜衆を道灌山（ダウクワンヤマ）に會し。不軌を圖り。成純に謂て曰く。卿豫め酒樽に火藥を蓄藏し。酒肆ごとに之を置き。以て江戸を火くを謀れ。余い。駿河を焚き。久能山（クノウザン）に據て相應ぜんと。已にして正雪駿河に歸る。成純い江戸に留り。將に期を定めて相發せんとす。成純軍資乏きを以て。金を田代又右衛門（タシロ）に借んと請ひ。又弓匠藤四郎に說くに秘計を以てす。二人大に驚愕ー。卽夜變を老中松平信綱（ラウヂウマツダイラノブツナ）に報す。信綱。成純の槍術を善するを聞き。多く人を傷んことを恐れ。直ちに町奉行神尾元勝（マチブギヤウカミヲモトカツ）。石谷貞清（イシダニサダキヨ）等をして其家を圍ましめ。失火ありと連呼す。成純樓に登て之を望見す。衆乃ち突入して之を縛にすを久ふーて曰く。事濟らずと。已にーて右京至り。城代大久保忠成（ジヤウダイオホクボタヾナリ）等と謀り。吏を遣して之を圍めい。正雪及び其徒八人皆な己に自殺す。熊澤了介（クマザハレウカイ）。嘗て德川賴宣（ヨリノブ）の第に至り。入るに及んで一士人を見る。骨相非凡。相ひ視て言を交へず。賴宣を見て曰く。余今一士人を見る。彼何人ぞ、曰く。渠れ吾が爲めに兵書を講ずる。處士

江戸の大火

志士を刑す

京師火を失ー宮闕に延燒す

由井民部助（ミンブノスケ）なる者あり。了介色を正して曰く。余其貌を熟視し。以て其意を察す。君復た彼が如き者を近く勿れと。他日。正雪亦た來て曰く。曩日に退去する比をひ一士を見る。未だ其誰れなるを知らずと。曰く。渠れ吾に說くに經書を以てする。岡山藩士熊澤次郎八なる者ありと。正雪色を正して曰く。余其容貌を熟視し。以て其意を察す。君復た彼が如き士を近く勿れと。碩儒。姦豪。肝膽相ひ照す者此の如し。明曆三年江戸に大火あり。爲めに本城を延燒す。此火災い三日三夜に亘り。全都殆んど燒盡ー。焚死する者。十萬八千餘人に至る。之を本所（ホンジヨ）の牛島（ウシジマ）に埋葬し。一塔を建て。名けて廻向院（エカウヰン）といふ。明和四年處士山縣大貳（ヤマガタダイジ）昌貞（マササダ）藤井右門（フヂヰウモン）を梟首の刑に處し。竹內式部（タケノウチシキブ）を流刑に處す。初め式部京師に在て。武技を朝臣に敎ふ。故を以て幕府。德大寺公城（トクダイジキミキ）。正親町公積（オホギマチキミツモ）等十人を禁錮の刑に處ー。式部を追放す。時に大貳。右門。式部と交り尤も親し。而して平素皇室の衰替を慨歎す。故を以て幕府。大貳等異圖ありと疑ひ。遂に刑に處せるなり。天明八年。京師火を失し。遂に宮闕に延燒す。幕府右制に依り。新に宮殿を經營す。此災や。文武の邸第。祠寺市廛殆んど

高山正之 皇室の式微を慨く

正之足利尊氏の像を鞭つ

林子平憤慨

燒盡し。死者二千六百人の多きに至れり。時に二條城番石川甚四郎議して曰く。速に廩を發き。窮民を賑すべしと。番長曰く。江戸に請ふて後ち發せん。甚四郎曰く。歲凶荒にして且つ此災あり。民の飢餓に迫る何ぞ指揮を待つことそれおらん。其擅に廩を發するの罪い。請ふ吾れ獨り之に當んと。遂に穀を出して之を賑はす。幕府之を聞き。甚四郎を拔擢して大目付(オホメツケ)と爲し。宮殿造營の事を幹せしむ。上野の人高山正之彦九郎(タカヤママサユキ)なる者あり。人と爲り精悍倜儻。夙とに皇室の式微を慨き。幕府の爲す所を憤り大義を唱へ。天下を跋涉し。志士を皷舞し。窃に興復を圖る。京師に入るごとに先づ三條橋に至り。遙に天闕を望み跪き拜して曰く。草莽の臣正之と。途人之を見て怪み笑ふも。以て意と爲さず。嘗て等持院(トウヂヰン)に至り。足利尊氏(アシカヾタカウヂ)の像を鞭ち。其罪惡を數めて曰く。汝ぢ何者ぞ。敢て忠良を害し。皇子を戕ひ。萬乘の君を虐くと。且つ言ひ且つ鞭ち。慷慨淋漓。聲淚共に隨ふ。其京師に在るや。常に公卿の門に出入し。大に贊畫する所あり。然れども遂に志を得ずして。筑後に自殺す。後の勤王を唱ふる者。正之の爲めに啓發せらるゝ者多しと云ふ。又仙臺の人林子平(ハヤシシヘイ)な

幕府子平を幽す

蒲生秀實勤王の志を得ずして歿す

天下の三奇士

魯國人蝦夷を侵す

るものあり。幼にして機警。已に長じて學を好み。慷慨大志あり。四方に周遊し。健歩比類なし。東北ハ蝦夷(エゾ)に入り。西ハ肥薩を窮め。過る所。古の英雄戰爭の跡を見て。其攻守勝敗の由る所を考へ。尤も意を注く所ハ邊防に在り。因て海國兵談。三國通覽の二書を著はす。幕府人心を煽動するものと爲し。其書を焚き。子平を仙臺に幽す。後ち遂に幽閉の中に歿す。後の邊防を論ずる者ハ。子平の風を欽慕すと云ふ。又下野の人蒲生秀實(ガマフヒデサネ)なる者あり。學を好み。頗る遠識あり。常に歷朝陵墓の荒地を悼み。嘗て諸國を巡視して山陵志を著し以て之を献ず。又邊防の策を幕府に呈するも採用せず。遂に勤王の志を得ずして歿す。世人。正之。子平。秀實を天下の三奇士と稱す。明治維新以降。朝廷其功勳を旌表し。特に金幣を賜ひ。贈位の恩典あり。享和二年。幕府蝦夷奉行を置く。後ち改て箱館奉行(ハコダテブギヤウ)と爲す。是より先き。幕府近藤守重(コンドウモリシゲ)をして蝦夷を按察せしむ。守重。惠土呂府(エトロフ)に到る。魯西亞已に十字杜を此地に建つ。守重之を撤す。易ふるに大日本惠土呂府と書せる木標を以てす。後ち魯西亞の使節。根室(チムロ)に來り。互市を許んことを請ふ。幕府之を許さず。尋て松前章(マツマヘアキ)

魯國人謝書を獻し器械を還す

廣（ヒロ）の封土を割き。箱館以東ハ幕府の直轄と爲ー邊防を嚴にす。文化三年に至り。魯西亞の軍艦。樺太（カラフト）に來り。朧高柵（ロウガウ）を焚き。戍卒を執へて去る。朧高柵は松前章廣の置く所なり。四年魯西亞の軍艦又來り。惠土呂府に泊ー。名蘭穗（ナイホ）柵を焚き。戍兵を執へ。進んで舍那寨（シャナサイ）を犯す。戍兵力戰ーて。賊數人を斬る。復た賊襲ひ來り。器械を掠奪して去る。是に於て。幕府檄を東北の諸侯に傳へて之に備へしむ。八年。魯西亞の軍艦又利井尻（リヰシリ）に來る。戍兵魯人數人を捕獲す。十年。又魯艦箱館に來り。書を呈して曰く。往年惠土呂府及び樺太を犯すは。皆な屬國堪察加（カムサッカ）の無賴少年の爲す所にして。吾が王の知る所に非ず。王今や已に之を罰し。其貴國に赴くことを禁じ。臣等をーて之を謝せーむ。願くは往年の俘虜を還せと。幕府松前奉行服部貞勝（ハットリサダカツ）をー

大塩後素亂を作す

て答へーめて曰く。嚮きに掠奪する所の器械及び入犯謝書を献せば。之を聽さんと。魯人伊利古留（イリコル）。箱舘の壘に詣り。謝書を献じ器械を還す。乃ち我も亦た其俘虜を還し。北邊始て夷き。遂に其戍兵を撤去す。十四年光格帝位を皇太子に禪り。天保十一年崩ず。帝學を好み。典故に精し。曾て新嘗の夜儀衛直を司る。環列儼然。燈火煌々たり。偶ゝ白衣の人來て隊を衝き燈を蹴て去る。衛士大に畏れ。敢て手を下す者なー。蓋し帝親ら試るなり。明日帝衛士を詰て曰く。警備の愼まざるや。甚し。職を奉じ犯者を捕ふ。曷ぞ其人の如何を問んと。是より先き天保八年。大塩後素（オホシホコウソ）平八（ヘイハチ）亂を作す。後素陽明（ヤウメイ）學に精し。大坂町奉行の屬吏と爲り。妖巫姦髡賊吏の獄を斷ず。是より名大に著る。安政六年以來歲荐りに饑へ窮民多し。是に於て藏書を鬻ぎ。以て之を賑卹し。奉行跡部良弼（アトベヨシスケ）に說き。救恤せんことを請ふも救はず。是を以て後素大に怒り。其子格（タマス）と。黨與百數十人を帥ゐ。巨礮を發し。東西の吏房及び天滿（テンマ）を焚き。將さに府城を襲ひ姦吏を殲んとす。城代土井利位（ドヒトシツラ）等兵を發ー之を擊つ。後素父子敗れて自殺す。第百二十代仁孝（ニンカウ）帝天保八年。家齊薨ず。弘化三年帝幕府に勅して。縉紳公卿の子弟の爲めに。學校を建設せしむ之を名けて學習院といふ。是より先き和蘭（オランダ）の使者長崎に來りて曰く。方今の形勢ハ。西洋諸國と盟約を結び交易を爲さゝれば。各國軍艦數十艘を帥ゐ、兵力を以て請求する所あらんと。幕府諭すに祖宗の法變ず可らざるを以てし。遂に其使者を

後素父子自殺す

仁孝紀元二千四百七十七年

德川家齊薨す

學習院を創立す

和蘭の使者外交を勸む

還す。是の時に方り。太平二百餘年にして上下恬熙。故を以て武備廢弛し。物議囂々國家將に多事ならとんするの氣運に垂及せり。

第十九章　列藩の紀事　家康封建の制を定めしは今を距ること二百九十一年前、

紀元二千二百四十六年

徳川家康封建の制を定む

㊀封建の制い如何

㊁家久琉

㊀家康（イヘヤス）天下を平定し。尋で親疎新舊の諸侯伯を封建し。之を錯綜して。相ひ制せしめ。全國諸侯伯の間に。本宗の領地を交置し。內外の權力を保維せんが爲め。郡代。代官の如き職員を置き。以て政務を掌らしむ。又全國毎歳の地租額い。凡そ三千萬石にして。本宗い其三分の一卽ち一千萬石を領せり。其親戚尾張。紀伊。水戸を三家家門と稱し。之に越前を加へ。其四家の支族にして封せらるゝ者多し。其家臣井伊（井イ）、榊原（サカキバラ）、酒井（サカヰ）、大久保（オホクボ）、本多（ホンダ）等の數氏を譜代（フダイ）と稱し。舊諸侯の前田（マヘダ）。島津（シマヅ）。伊達（ダテ）。細川（ホソカハ）。黒田（クロダ）。淺野（アサノ）。備前因幡の兩池田（イケダ）。毛利（マウリ）。鍋島（ナベシマ）。藤堂（トウダウ）。蜂須賀（ハチスカ）。山內（ヤマウチ）。佐竹（サタケ）。南部（ナンブ）。上杉（ウヘスギ）等の數氏を外樣（トザマ）と稱し。萬石以上を大名と稱し。大藩の中十八家を國主と稱し。其次を城主と稱し。又其次を領主と名く。十萬石以上の廿餘家各。支封を分建す。其數合計二百八十藩に及べり。

㊁第百七代後陽成（ゴヤウゼイ）帝慶長十四年。今を距る二百八十一年前。島津家久（シマヅイヘヒサ）。琉球（リウキウ）を擊て

琉球を征せし原因

琉球を征せし結局

琉球王降る

徳川義直學を好む

池田光政の治

㊀琉球を征せし原因及び結局を問ふ

㊁藩政の得失を語れ

之を降す。是より先き。家久幕命を奉じて。琉球を招く。至らず。請ふて之を討す。是歳其將新納一氏。樺山久高と。兵八千を將ねて。東求島に航し。成兵三百を執へ進んで運天港に至る。諸軍之に繼ぐ。灘巴津（ナンバシン）を攻む。虜鐵鎖を以て船を聯ね。津口を扼守す。而して津傍に山あり。嶮にして毒蛇多し。虜恃で戍を置かず。我が軍火を放ち山を赭にして上り。遂に要溪灘（エウケイダン）を拔き。轉じて千里山に至り。朝築城（テウチク）を攻めて之を取り。五戰して國都に至る。琉球王尙寧（シャウネイ）懼れて降を乞ふ。許さず。遂に尙寧及び王子大臣數十人を擒にし。戍兵を置て歸る。明年。家久。尙寧を携へて江戸に造る。秀忠命ありて之を釋し。其國に歸らしめ。其餘俘虜も亦た悉く放還す。遂に琉球を以て島津氏に賜ひ。永く其屬隷と爲す。

㊁尾張藩の祖。徳川義直（トクガハヨシナホ）い。其性温良恭謙にして學を好み。孔廟を設けて釋奠の儀を行ひ。禮樂の諸器を備へ。經書一千部を置くが如き。實に文物の隆盛ある他に比すと云ふ。備前藩主池田光政（イケダミツマサ）い。英明にして學を好み。熊澤了介（クマザハリヤウカイ）を擧げて。藩政を委ね。普く子弟を敎育して孝義を表し。水利を作興し。新舍毎郡に學校を設け。

を開拓し。倉廩を設け。米穀を貯蓄して豫め兇荒に備ふ。是に至て封内大に治る。

加賀藩主前田綱紀。庶物類纂編輯の事を其臣稻生宣義に命ず。宣義。本草物産の學に長ずるを以て洽く之を捜採し。編纂して三百六十二卷を成し。以て將軍吉宗に献ず。吉宗又丹羽貞機義宣の門人に命じ。續輯せしむ。正續併せて一千五十四卷。品類三千四百種の多きに達す。續編々輯に歳を閲すること十六年の長き渉りて始て成ると云ふ。水戸藩主徳川光圀。天資英毅にして學を好み。嘗て伯夷傳を讀み。舊史の闕文を慨き。彰考館を置き。名儒を招聘し。奏請して御府の秘書を出し。天下の逸書を募り。歴朝の實録を編輯して。神武帝より。後小松帝に至るを二百四十卷と爲し。名けて大日本史と曰ふ。又禮儀類典を撰んで。之を上皇に献ず。其他著書甚だ多し。光圀平素帝室を崇尊し。忠臣の事迹湮滅に歸するを慨歎す。時に楠正成の墳墓荒廢歳久しきを聞き。其儒臣を湊川に遣して之を修めしむ。正成嘗て和泉。河内。攝津を領するの故を以て。石を三國に採りて碑趺を造り。題して「嗚呼忠臣楠子之墓」と曰ふ。而して朱子瑜の贊を碑陰に刻す。世人以て義擧と爲す。其政を執るや

○勵精。治を圖り。奢侈を禁じ。稅斂を薄ふす。卒するに及んで私に諡して義公と曰ふ。義公の名内外に重し。故を以て外蕃長崎に來るごとに必ず光圀の安否を問へりと云ふ。酒井忠勝。性恭謙にして。三十餘年間。幕府の元老を以て。樞機を掌る。家光嘗て忠勝の封を增給せんとす。時に忠勝固辭して曰く。古來政を執るの臣厚祿を食むときは。必ず驕奢を極むるときは。必ず覆墜す。臣にして縱令ひ恭謙を守つて。天命を終るも。厚祿の爲めに子孫禍を招くことあらしとせずと。此一言を以て其平生を推知するに足れり。柳澤吉保。頗る將軍綱吉に寵せられ。一時權柄を握る。故を以て名士を招致す。就中物茂卿及び細井知慤最も著名なり。知慤書を善くし。又衆藝に長ず。知慤。吉保に歴朝の山陵を修んことを勸告し。以て幕府に白せしめ。而して山陵の境域を正しくし。又分明ならざるものゝ百方之を捜索し其確證を得て之を修めしといふ。享和元年出羽の土寇起り。尋て夷ぐ。是より先き米澤の藩主上杉治憲。銳意治を圖り。細井徳民尾張の人を招聘し。封内一般に敎化を布き。務めて仁政を行ひ。倉廩を設け。二年間凡そ十五萬人の食に供す可き米穀を

細川重賢の治

小笠原忠固藩政を失ひて幽せらる

仙石久利封を没収せらる

貯蓄せり。後ち天明年間大凶荒の際。獨り米澤封内の人民ハ一人として餓死する者なし。肥後の藩主細川重賢ハ。堀勝名(ホリカツアキラ)を擢でゝ。藩政を委ね。大に學校を興し。刑罰ハ減輕を主とするを以て從來の刑律を改正ㇾ。農業を勵奬す。故に封内大に治る。此時に方り列藩の治績は上杉。細川。二氏を第一と稱す。小倉(コクラ)の城主小笠原忠固(ヲガサハラタヾカタ)ハ。其宰小笠原出雲に政事を委ね。出雲權威を擅にし。故を以て衆士其所爲を怒り。亡命する者多し。然れども忠固之を制すること能はず。文化十二年。幕府遂に忠固を幽閉せしむ。天保二年。幕府。出石(イヅシ)の城主仙石久利(センゴクヒサトシ)の封を没收し。而して其宰仙石親友等(チカトモ)十餘人誅せらる。時に久利尚ほ幼にして父久道(ヒサミチ)の封を繼承す。然るに親友久利の叔父(シュクフ)ハ久利の繼承するを欲せず。己の子親定(チカサダ)を立んと謀り。久道を毒殺し。久利を江戸の邸に刺殺せんとして。事成らず。神谷轉(カミヤウタヽ)なる者。親友の罪惡を幕府に訴ふ。因て此處分あり。

㈣赤穗の變を述べよ

㈣元祿十四年。綱吉(ツナヨシ)天使を城中に延く。赤穗(アカホ)の城主淺野長矩(アサノナガノリ)。吉良義英(キラヨシヒデ)を擊て之を傷く。綱吉、長矩に死を賜ひ。赤穗の五萬石を没收す。初め天使の江戸に至るや。

淺野長矩の遺臣大石吉良義英等を殺すハ當時ハ今日の如く私に讐をなすを禁ずるの制あらざるが故に此擧あり

綱吉。長矩及び伊達宗春(ダテムネハル)をして館待の事を掌らしむ。義英高家を以て預る。長矩獨り典節に習はざるを以て固く之を辭す。老中曰く。吉良ハ老練なり。子宜く就て問ふべく。何ぞ辭することを之れ爲ん。此時に當り義英耆老を以て諸高家の上に居す。天使至るごとに必ず接待の任を攝す。故を以て意甚だ驕傲。事を共にする者。舊儀を問んと欲すれバ。皆な賄賂(わいろ)を行ふて以て之を誘ふ。長矩贈遺を欠き。往て義英に舊儀を問ふ。義英。長矩の贈遺なきを以て指授甚だ疎なり。又繼くに罵詈を以てす。長矩憤激に堪へず。刀を抜て義英を傷く。綱吉之を聞き。貴重ある禮節に當り。血を殿中に蹂む。長矩の罪宥す可らずと。速に死を賜ふ。是に至て長矩の遺臣大石良雄(オホイシヨシヲ)等四十七人夜吉良義英の第を襲ふて其首を獲。主の讎を復す。綱吉。義英の子義周(ヨシカヌ)父の難に死せざるを讓め。食邑を没收し。其第を毀て藥地と爲ㇾ。而して良雄等に死を賜ひ。其子弟を伊豆の大島に流す。今に至るまで。良雄等四十七士の忠烈に感ぜざる者なし。

第二十章　外交訂盟

孝明帝の朝米使始て來聘せしは今を距ること四十四年前、

○第三編近古史△第二十章外交訂盟

紀元二千五百〇七年

米艦始て浦賀に來る

英國人浦賀に來る

陂理浦賀に來る

㊀米使來聘以來幕府施政の狀況如何

㊀第百二十一代孝明帝弘化三年。北亞米利加の使節必氏荷。兵艦二隻を率ゐて浦賀に來り上書す。其略に曰く。我國支那に通信す。吾れ華港に在ること數月。今將に國に歸んとす。冀くバ貴國も亦た互市を許せ。然らば則ち貴國の制度を奉ぜんと。將軍家慶。浦賀奉行大久保忠豐をして答へしめて曰く。我國祖宗以來外國と互市を擧くを禁ず。且つ外事ハ之を長崎に任じ。此港に關せず。再び入る勿れと。是時外舶の近海に隱見出沒する者益〻多し。幕府沿海の諸藩をして大に海岸の防禦を嚴にせしめ。又品川灣に砲臺を築きて戍兵を置く。嘉永二年。英國人浦賀に來りて上陸す。時の奉行戶田氏榮之を斥く。歸途下田を標掠し。山海を測量す。韮山の代官江川太郎說諭して退去せしむ。六年に至り。米國の水師提督陂理。軍艦四隻を率ゐて浦賀に來る。奉行戶田氏榮。屬吏を其艦に遣して之を詰る。答て曰く。使命を奉じ修交互市を乞ふ。因て國書方物を齎す。請ふ貴國の重臣に謁して之を獻ぜんと。氏榮之を江戶に報ず。將軍家慶大に驚き。急に近海の防備を嚴にし。德川齊昭に召し。謀議に參せしめ。日夜城中に會議す。是より先き。荷蘭より米國の來航を豫報す

と雖も。家慶深く秘して發せず。是に至て事倉卒に出で。民情恟々たり。已にして館を八里濱に築き。松平容保。井伊直弼をして之を備らしめ。戶田氏榮。井戶覺弘。林韓を書を受けしむ。陂理兵三百を率ゐ數行して至り。書及び方物を獻ず。其書の略に曰く。我が邦疆大沃。寶貨以て相資るに足り。漂船以て通市ひ通るに足る。貴國能く舊慣を改め。以て通市を爲さば。其利貴られず。之を試むること數年。益〻久くして後ち止むも亦た可ならずや。且つ我市舶。漂ふて貴國の近海に至り。若し乞ひバ幸に之れに給へと。家慶之に答へしめて曰く。事體極て大なり。輒く辨ず可きに非ず。宜く明年以て長崎に來り。報を待つ可

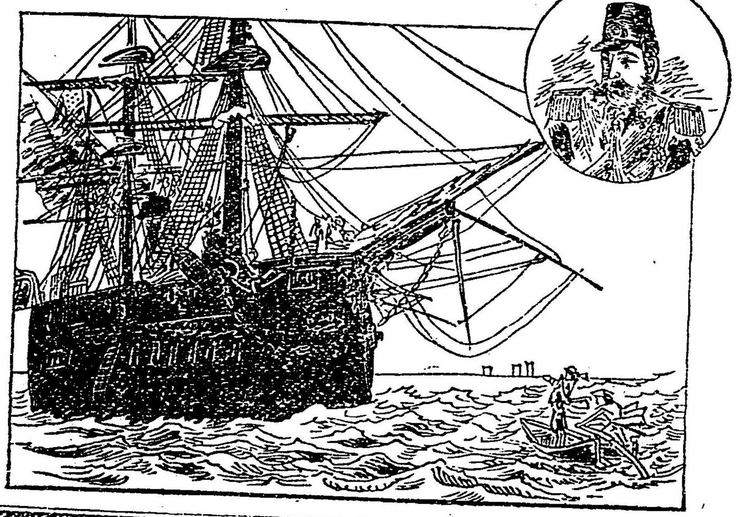

魯國蝦夷の彊域を正さんと請ふ

西洋の砲術を教習す

米魯英和の請を許す

米國公使將軍に謁す

し。慰諭して歸す。是の時に方り和戰の兩議大に起る。魯國の水師提督布恬廷(フーチャチン)も亦た國書を携へて長崎に來り。隣好を修め。蝦夷の疆域を正し。港を開て互市せんと請ふ。幕府又之を諭して歸らしむ。時に家慶薨し。其子家定(イヘサダ)嗣く。家定。軍艦及び兵書を和蘭に購求し。又諸侯に大艦を造ることを允し。江戸に蕃書調所を設け。海防事務を德川齊昭に委ぬ。是より先き齊昭封內の梵鐘。佛像等を收鎔して巨砲を鑄造し。大に武備を修めて外寇に備ふ。幕府乃ち齊昭異圖を懷くと疑ひ。遂に之を幽閉せしむ。因て齊昭外國と和するの不可あることを極論し。江川英敏(ヒデトシ)なるものをして。砲術を藩士に教習(シヅアッ)せしむ。各藩乃ち齊昭に倣ひ。軍隊を編し。火戰を練習す。時に長崎の人高島茂敦嘗て砲術を蘭人に受け。故を以て禁錮の刑に處せらる。是に至て釋て之を用ふ。茂敦其技に長ずるを以てなり。安政元年陂理(ペリー)復た軍艦七隻を率ゐて浦賀に來り。兵力を以て前請の報を得んとす。是に至て幕府。下田。箱館長崎の三港に碇泊し。薪糧を給與することを許せり。巳にして魯、英、和、三國の軍艦も亦た來る。皆な米國と同一の事を許す。四年に至り。米國公使巴兒理斯(ペルリス)來り。

幕府堀田正篤を遣て外國交際の勅許を請はしむ

井伊直弼大老に任ず

將軍に謁し書を呈せんことを請ふ。家定之を延見す。而して大學頭林健(ハヤシケン)を京師に遣して。勅許を得んことを請ふ。朝廷報せず。時に德川齊昭の樞機に參するを罷め。堀田正篤(ホッタマサアツ)をして老中と爲し。外國の事務を掌らしめ。入朝して外國と交際せんことを請ふ。勅して曰く。米利堅(メリケン)の請ふ所い事體極て難し。人心の向背。國家の安危。此の一擧に在り。宜く列藩と議して奏せよと。巳にして幕府井伊直弼を大老に任ず。時に巴兒理斯(ペルリス)數〻條約を督促して曰く。英佛已に支那に勝ち。勢に乘じて來り迫る。復た米人恭順の比に非ず。貴國之を如何せんと欲す。然れども速に條約を定め印信を給はゝ。業に巳に同盟國と爲るを以て。我れ能く二國を諭し。圖るに患なきを以てせん。否らざれ

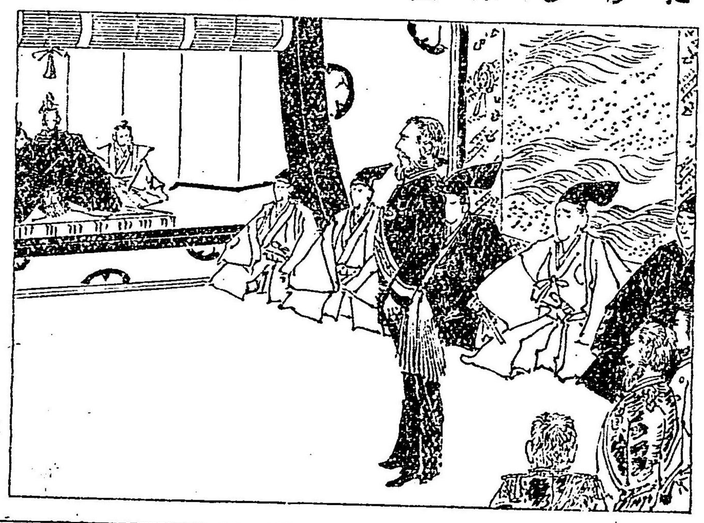

勅裁を得ずして假條約を締結す

直ちに衆議を容れずして家茂を立つ

志士尊王攘夷の說を唱ふ

戊午の難

ゞ禍測られずと。幕府大に怖れ。勅裁を得ずして。遂に横濱（ヨコハマ）。長崎（ナガサキ）。箱館（ハコダテ）。兵庫（ヒヤウゴ）。新潟（ニイガタ）の五港を開き以て互市の埠頭と爲す。而して江戸に全權公使を置くの假條約を締結す。其他魯、英、佛、和も亦た此と同じ。是歲家定薨ず。家定疾危篤に臨み。尾張藩主德川慶勝（ヨシカツ）。越前藩主松平慶永（ヨシナガ）等。齊昭の子一橋慶喜（ヒトツバシヨシノブ）をし其職を襲がしめんと欲す。直ちに其議を容れずして。遂に紀伊藩主德川家茂（イヘモチ）を立つ。是に至て親藩。幕府の間和せずといふ。此時に方り攘夷の說を唱ふ。志士四方に群起し。尊王攘夷の說を以て。志士四方に群起し。尊王攘夷の說を唱へ。外國と條約を締結せし故なり。安島信立（ヤスジマノブタツ）。越前の橋本左內（ハシモトサナイ）等。相議して奏する所あり。帝乃ち內旨を德川齊昭に賜ふ。蓋し幕吏違勅の罪を聲し。命ずるに尊王攘夷を以てするあり。幕府老中間部詮勝（マナベノリカツ）を京師に遣はす。青蓮院尊融法親王（シヤウレンヰンソンユウ）。左大臣近衛忠熙（コノエタダヒロ）。右大臣鷹司輔熙（タカツカサスケヒロ）。內大臣三條實萬（サンデウサネタカ）等を幽し。小林良典（コバヤシヨシノリ）。婢（ヒ）、村岡（ムラヲカ）。鵜飼吉左（ウカヒキチサ）。橋本左內（ハシモトサナイ）。賴三樹（ライミキ）、梅田義質（ウメダヨシタマ）及び飯田忠彥（イヒダタヤヒコ）等五十七人の志士を執へて。江戸に檻送す。江戸も亦た飯泉喜內（イヒヅミキナイ）。安島信立等數十人を捕へて。茲に獄に下す。世稱して是を戊午の難と謂ふ。而して更に齊

己未の難

幕府修信使を米國に遣す

幕府十一國と條約を交換す

昭に逼りて嚮きの勅書を奉還せしめ。尋て齊昭。慶勝。慶永等を禁錮に處し。信立左內等を斬に處す。其他禁錮流竄に處せらるゝ者頗る多し。世稱して是を己未の難と謂ふ。是より先き。清水法性院（キヨミヅホフジヤウヰン）の僧月照（グッセウ）薩海に投じて死す。月照慷慨氣節を尙び。嘗て薩人西鄕隆盛（サイゴウタカモリ）と交を結ぶ。幕府志士を逮捕するに及んで。事月照に連る。月照薩摩に走り。謀りて曰く。事已に是に至る。難必ず及ん。吾儕海を踏んで死するのみと。乃ち夜、舟に乘り俱に共に海に投ず。會〻月明かにして舟人之を濟ふ。二人已に瞑す。舟子の看護懇到あるに依り。月照終に死するも。隆盛蘇生す。薩藩物議を憚り。隆盛を大島（オホシマ）に流す。萬延元年。幕府外國奉行村垣範正（ムラガキノリマサ）。新見正興（ニヒミマサキ）を修信使として。米國に遣す。公使を外國に派遣するは是を始と爲す。又英、佛、蘭、魯の各國に修信使を遣して。各條約を交換す。尋て葡萄牙（ポルトガル）。孛漏生（プロイス）。瑞西（スヰツル）。白耳義（ベルジユーム）。伊太利（イタリー）。丁抹（デンマーク）の諸國通商貿易を請ふ。幕府悉く之を允許す。是より先き。幕府軍艦教授所を置き。榎本武揚（エノモトアキヤウ）。赤松則良（アカマツノリヨシ）等に造船及び航海の術を學ばしむ。時に勝義邦（カツヨシクニ）之を司る。義邦乃ち米國に航し。其政治風俗及び地理を視察して還る。是歲三月水戸

の佐野光明、黒澤忠三、齋藤周徳。蓮田廉、薩摩の有村兼清等十七人。大老井伊直弼を櫻田門外に要殺す。是の日大風雪。直弼籠輿に乘り。從者七十赤發袴を穿ち蓋を傾け。喝道して行く。忽ち數人路傍より出づ。時に雨衣奴裝の人。自訴人と呼んで。輿側に近く。從者叱して之を避く。隨て叱すれバ。隨て近く。逡巡の間。又數人あり。前驅を襲撃するを以て從者皆な之に赴く。訴人其間を得て輿丁を斬る。輿丁輿を舍て走る。從者變を視て反救し。前彼集鬪して互に死傷あり。此時一人跳り出て。横に筵輿を刺し。直弼を曳き出して其首を斬り。之を刀上に貫き。大呼して曰く。薩藩の有村兼清。井伊公を獲たりと。數人と相吟哦して去り。日比谷門に至り屠服して死す。其他或ハ死し。或ハ去る。獨り大關和七等四人熊本藩邸に赴き。光明等四人ハ老中脇阪氏の邸に詣り自首し罪を請ふて上書す。其畧に曰く。井伊中將幼主を狹み。私意を抱て。有司を黜陟す其罪一あり。萬苴私謁。至らざる所あり其罪二あり。柳營羽翼の良將を斥く其罪三あり。間部閣老を嗾し。九條殿下を詿誤し。廟堂輔弼の名卿を幽す。其罪四あり。洋夷の虚喝を懼れ。勅允を得ずして。檀に

條約を結ぶ其罪五なり。凡そ斯の五罪ハ神人共に容れざる所。故に臣等天に代て之を誅す。固より敢て大府を犯すに非さるなりと。後ち皆な刑に死す。是歳箱館奉行堀利熙。老中安藤信正を諫むれども聽かず。一日信正を面折して。自裁す。時に信正の五罪を指斥したる遺書あり。其一に曰く。聞く專ら廢帝の事を論じ。國學者を招して舊典を探索せしめ。私に其事を議すと。僕血涙雨の如し。鐵腸裂るが如し。誰か慟哭仆地せざらん。實に天下の逆賊。天誅固より容れざるなり。彦根閣老を鑑むべし。文久元年。幕府奏請して。皇妹親子内親王を將軍家茂に配す。蓋し公武の輯和を表し。而して攘夷の功を遂んと欲するの意に出るあり。二年。下野の人。甲田通植等老中安藤信正を坂下門外に要撃し。輿を刺し脊部を傷く。時に從者山田彦八等拒き鬪ひ。信正間を得て。走て郭門入る。彦八等皆な創を被り遂に通植等六人を殪し。信正を擁して還る。六人各〻一書を懷にし。題して斬姦趣意書と曰ふ。其畧に曰く。信正強て皇妹を請ふて。之を將軍に配し。藉て以て通市の勅允を要せんと欲す。聽れずんバ。逼るに讓位を以てせんと。國學者に命じ。廢帝の例を引き。幕

詔勅

志士京師に集る

府奕葉恭順の旨をして。一旦之を地に委せしむ。朝幕の罪人。臣等見るに忍びず。因て今微躬を捐て。姦賊を斬戮すと。是に於て家茂大に餘黨を索め。兒島強介。大橋順藏連坐して獄裏に死す。而して信正も亦た老中を罷めらる。是より幕府の威權大に衰ふ。是歳勅使大原重德。詔を齎して東下す。島津久光士卒六百人を率ゐて陪從す。勅に曰く。宜く諸侯を率ゐて入朝し。內外の事宜を議決すべく。宜く豐臣大閤の故典に依り。五大藩を選び。五大老と爲し。以て國政を諮詢すべく。宜く一橋慶喜を以て。將軍の補佐と爲し。松平慶永を執政と爲し。各〻戮力協心。以て中外を指揮すべく。朕が慮る所は。斯の三事に在り。審議して之を決せよと。家茂謹て旨を奉ず。乃ち諸侯會同の期を延して。三年に。一覲と更め。在府百日を限り諸侯の妻子。國に就くことを允す。是より江戸の繁華忽ち衰ふ。是歳。島津久光。毛利慶親。山內豐範に勅して。闕下に駐て浪士を鎭撫せしむ。時に幕府も亦た奏請し。松平容保を守護職と爲して京師に置き。松平定敬をして之に副たらしむ。三年家茂入朝す。詔を奉じ。攘夷の期を定め之を諸藩に令す。是の時に方り。四方の志士京師に集り。公卿等に說き。時事を議し。或ひ人を斬る。又三輪田綱一。宮和田勇。諸岡節齋等。京師の等持院に入り。足利三將軍の塑像を出し其首を斬りて。之を三條の橋に梟す。其罪を聲して。以て幕府に諷す。松平容保其黨十餘人を捕へて獄に下し。將に刑に處せんとす。毛利定廣之を宥んことを奏す。是より志士頗る心を毛利氏に傾くと云ふ。時に諸藩も亦た名を宿衛に託し。兵を京師に出す。是歳。帝男山に行幸し。將に攘夷の節刀を家茂に賜んとす。是の日家茂疾と稱して出でず。時に慶喜。天皇に扈從す。因て之に授んとす。慶喜窮蹙して亦た疾と稱す。俄に祠を下る浪士之を聞き。怒て曰く。咄。惰夫偕に事を爲すに足らず。遂に逼て帝の親征を請ふ。朝廷之を慰藉す。是より先き。島津久光。勅使大原重德に從て京師に歸るや。武藏の生麥村を過ぐ。英人馬を馳て。久光の前驅を衝く。從士怒て之を斬る。是に至り英國幕府に向て其償金四十五萬弗を。薩藩に向て十萬弗を要求す。幕府蒼皇遂に其要求に應ず。已にして英國公使其償金を要求せんが爲め。軍艦七隻を鹿兒島に差遣す。時に薩兵大風雨に乘じて之を砲擊す。英艦も亦た岸に向ふて發砲し。火市

帝男山に行幸す

生麥村の變

英艦鹿兒島に迫る

足利三將軍の像首を梟す

薩軍英艦の錨を奪ふ

毛利氏攘夷の端を啓く

毛利氏の宿衛を罷む

長門藩士七卿を挾んで國に還る

街に移り。炎焰天を焦す。薩兵力を尽して之を拒ぐ。已にして英艦悉く去り。又再擧を圖る。是に至り薩藩償輸して事始て平ぐ。此役や匆卒に起り。英の一艦頗る狼狽して錨を拔くに遑あらず。繩を絶ち錨を遺して去る。薩軍其錨を奪ふ。和成るに及び英人懇請して之を得たり。萬國の法。錨を奪へば。之を四方に傳へて。戰勝を告ぐ。事平ぐに至り金を出し之を購ふものとす。今一金を費さずして之を得たり。因て英人大に喜べりといふ。時に毛利慶親赤間關に於て和蘭の商船を砲擊す。已にして三國英米蘭連衡して來り攻む。藩兵之を拒ぐ。三國終に曲を幕府に歸し。三百萬弗の償金を幕府に要求す。幕府過當の要求なりと爲すも。當時國家多事にして。之を熟議するに遑あらず。又其要求に應ず。初め長門の藩士。公卿に說き。攘夷の期を促し。帝に勸め。大和に行幸し畝傍山陵（神武帝の陵）を拜し。驛を春日山（大利）に駐めて。直に親征の議を決せんと欲す。行幸の事定る。朝彥親王奏して之を停め。俄かに毛利氏堺町門の宿衛を罷め。稻葉正邦をして之に代らしむ。是に至て。長門藩士等。中納言三條實美。中納言西三條季知。少將東久世通禧。侍從四條隆謌。右馬頭錦小路

水戸藩の兩黨相ひ爭ふ

賴德。修理權大夫壬生基循。主水正澤宣禧の七卿を挾み。藩兵を收めて國に還る。朝廷大に怒り七卿の官爵を削り。長人の入京を禁ず。而して外國の事を幕府に委ね諸藩に令を下して。其指揮に從はしむ。故を以て攘夷を唱ふる者悉く長門に奔る。已にして幕府池田長發等を外國に遣し。鎖港の事を議せしむ。終に其要領を得ずして空く還る。元治元年。水戸の藤田。結城の二黨相ひ爭ふ。初め德川齊昭。藤田彪等を拔て藩政を釐革す。老臣結城寅次等之を忌む。齊昭乃ち寅次を黜く。故を以て怨を結び。齊昭不良を圖ると誣告す。幕府乃ち齊昭及び彪等を幽す。是より藩論二派に分れ。遂に黨を結ぶ。結城派を姦黨と曰ひ。藤田派を正義と曰ふ。齊昭卒するに及で。姦黨市川三左。朝比奈彌太等。頗る正義黨を排す。是に至りて。藤田信等大に憤激し。齊昭の遺旨を承くと稱し。太平。筑波の両山に據る。結城黨幕命を奉じて之を討つ。武田正生。藤田黨を援けて。那珂港を保つ。戰利あらず。遂に圍を破りて西走し。京師に入て事を訴んと欲す。道梗て通せず。乃ち轉じて越前に抵る。時に加賀の兵越前を扼す。因て降を乞ひ。且つ賊名を除んことを請ふ。加賀藩狀

長人京師に入る

三藩連署して建議す

を幕府に告ぐ。幕府命じて之を敦賀に幽し。明年二月正生以下八百餘人を敦賀に斬る。後ち四年。結城黨ハ藤田黨の爲めに殺さる。是歳長藩福原元僴兵を率ゐて伏見に抵り。上書ーて七卿の官爵を復し。毛利父子の入朝を許されんことを請ふ。是の日眞木保臣。久坂通武。來島政久。寺島呂昭。入江弘毅等四百人長藩を脫ーて山崎に抵り。寶寺に舍す。已にーて久坂通武等嵯峨に抵り。天龍寺に次す。是に於て幕府。元僴に諭ーて曰く。宜く三日を期し。各所の屯聚を撤ーて國に歸りて。後命を待つべく。苟も依違とーて去らざれば。詔を奉じて追討せん。衆其れ悔る勿れと。元僴其期を延んことを請ふ。聽さず。乃ち國司朝相。脫藩士鎭撫として兵二百を率ゐ。嵯峨に抵る。益田親施も亦た。鎭撫とーて山崎に抵る。時に尊融親王。關白齊敬及び一橋慶喜。松平直克。松平容保等入朝して。軍議曉に徹す。是に於て薩摩。土佐。久留米の三藩。連署ーて斷然征討せられんことを建議す。有栖川熾仁親王。一條實良以下七十餘人。連署して寬典に處し。其請を許されんことを奏す。時に尊融容保聲を同ふして曰く。逆徒兵器を携へ。朝廷を劫す。若し戰慄して彼の請を聽

長人闕を侵す

征長の師を起す

毛利氏三老臣を斬て罪を謝す

高杉晉作兵を擧ぐ

再ひ征長の師を起す

さば。朝權地に墜ち。何を以て皇威を振興せんや。宜く追討すべきありと。議遂に決す。乃ち令を諸藩に傳へ向ふ所を部署す。長人之を聞き。憤激して曰く。湔恩此に至るは。皆な容保の譖搆に由る。當に一擧して之を殪し以て君側を滌むべしと。元僴等百方之を鎭すれども聽かず。遂に三所の兵均く發して京師に向ふ。嵯峨の兵先づ入る。時に一橋の兵中立賣門を守り。來島政久と戰ふて敗走す。政久追躡して直に凝花洞に迫る。諸藩の兵披靡して禦かず。獨り薩兵急を視て之を援ひ。長兵大に沮す。已にして毛利慶親父子の官爵を削り。將軍家茂に勅して征討せしむ。家茂令を薩肥藝筑等の二十一藩に傳へ。德川慶勝を總督となし。彥根。高田二藩を先鋒と爲す。期を刻して諸軍を國境に臨ませしむ。時に毛利慶親。元僴等三人を斬り。以て罪を謝す。是に至り。諸軍を解て歸る。長藩高杉晉作等其事を憤ほり。當路の者を目して俗論黨と爲し。慶應元年。遂に兵を赤馬關に擧け進んで萩城に入り。俗論黨の巨魁藤太新三郎以下數人を斬り。其主慶親父子を奉じて。山口に據る。家茂天下に令して再び征長の師を起す

薩藩好を長藩に通ず

英、米、佛、蘭の諸國條約の勅允及開港を促す

條約及ひ開港の勅允

徳川慶喜西征の兵を輟む

○薩藩師を出すの名あきを唱へて出兵を辞し。密に西郷隆盛(サイゴウタカモリ)を。長藩に遣し好を通ず。時に土佐の坂本龍馬(サカモトリヨウマ)等長州に在て之を賛成す。此の如く薩長二藩互ひに怨を釋くも幕府未だ之を知らざるあり。時に徳川慶勝(カツヨシクニ)。勝義邦等家茂を諫むるに無名の師功あきを以てす。酒井忠績(サカイタダノリ)等怒て義邦を黜く。是歳英米佛蘭軍艦九隻を師ゐて。兵庫に來り。條約勅允及び兵庫開港を促して曰く。速に決せざれば。直に京師に至て請んと。日を刻して逼る。然るに防長の鮮方に開き。内外切迫。家茂大に憂へ。疾と稱し職を辞し。慶喜をして將軍職を襲かしめんと欲し。上表して之を請ひ。並に條約を締結し横濱。箱舘。長崎の三港を開んことを請ふ。尋て勅允を得たり。二年幕府兵を出し牙營を廣島に置き。以て長藩を伐つ。連戰利あらず。藩兵進んで安藝を衝き。又小倉濱田(コクラハマダ)の二城を陷る。幕軍大に敗る。時に家茂病を以て薨す。慶喜乃ち詔を奉じて。西征の兵を輟め。尋で宗家を嗣ぎ。征夷大將軍と爲る。慶喜。勝義邦を廣島に遣し。長人を喩して兵を解かしむ。義邦。廣澤兵介(ヒロザハヘイスケ)。井上聞多(井ノウヘブンタ)を見て旨を陳ぶ。長人聽かず。兵介等衆を諭し命に從はしむ。是に於て西事稍く平く。西師

起てより。東軍一捷を奏する能はず。是より諸藩多く幕府の節度を奉せずといふ。此歳天皇崩ず。天皇聰明英武にして。深く國家の安危を以て憂と爲し。鋭意勵精。大に社稷の爲めに規畫する所あらんとす。宏業未だ成らず。不幸短祚にして崩ず。天下之を痛惜す。

㊀北條氏の起因及ひ末路を畧叙せよ

第二十一章　北條氏

㊀北條(ホウデウ)氏い。平(タイラノ)貞盛(サダモリ)の次子維將(コレマサ)の子孫世〻伊豆の北條に居す。故を以て氏と爲す。○卽ち貞盛より出るあり。貞盛七世の孫は。時政(トキマサ)にして。平治の乱に賴朝(ヨリトモ)伊豆に流さる。時に時政賴朝を有爲の人なりと信じ。之を庇保す。賴朝兵を擧ぐるに至て。時政と議じ。賴朝石橋山(イシバシヤマ)に敗るゝや。時政甲斐に至り。諸源を說き。二萬の兵を得て賴朝を援く。賴朝坂東を制服するに當り。時政の勳功尤も多きに居る。故を以て諸將士一人として之に抗する者なし。稱して北條公といふに至れり。時政己の女を以て。賴朝に妻す。卽ち政子(マサコ)是れあり。政子賴家(ヨリイヘ)、實朝(サネトモ)を生む。故に時政益〻敬重

時政始て執權と爲りしは今を距ること六百九十五年前、其後義時、泰時、經時、時賴、時宗、貞時を經て第八世高時に至りて滅亡せしは五百五十九年前、

せらる。賴家、賴朝の業を襲ぐに及んで。時政を遠近守となし。政務を委任す。後ち賴家時政と善らず。時政遂に賴家を幽し。尋て之を弑し。弟實朝をして代らしめ。復た實朝を弑して。平賀朝雅を立んと謀る。事露れて夫妻共に其邑の北條に放たる。是に至て其子義時、時政に代りて執權と爲る。後鳥羽上皇。鎌府を倒して朝權を恢復せんとす。是に於てか。承久の役あり。義時の子に泰時といへるあり。善く諸將士を憮恤し。心を利民に委ねしを以て。北條氏の業。始て定る。泰時の孫に經時といへるあり。能く吏務に長ず。經時卒するの後ち。弟時賴執權と爲る。時賴も亦た心を政務に盡し。大に民望を得たり。其子時宗強毅にして能く元寇を剪滅して國威を宣揚す。其子貞時父の業を襲く。會〻高麗の使來りて曰く。元と信を通ぜずんば。復た兵力に訴んと。貞時怖れず。直に其使を拘留す。是より邊患遂に絶ゆ。貞時の子高時政を失ひ。後醍醐帝の朝に誅せらる。是に至て北條氏遂に亡ぶ。

第二十二章　織田氏

信長織田氏を嗣ぎしより今を距ること三百四十二年前、光秀の爲めに弑せられしより三百〇八年前、

㊀織田氏の起因及び其末路を略叙せよ

㊀織田氏は。平重盛より出づ。重盛の次子を資盛といふ。元暦年間源氏と。壇浦に戰ひ。擧族皆な滅亡す。獨り資盛の兒あり。其母と近江に匿れ。遂に越前の人織田某の養子と爲り親眞と名く。爾後斯波氏。尾張、越前を領す。時に織田氏世々斯波氏の臣とある。而して親眞十七世の孫に信秀といへるあり。尾張國を管し。大名の班に列す。信秀武を好み。士を愛す。故を以て士多く之に歸す。信長は即ち信秀の子にして。幼名を吉法師といふ。頗る英武にして。明決なり。永祿三年。今川義元と桶狹に戰ふて之に勝ち。是より英名四方に振ふ。尋て近畿を夷げ。遂に從二位に叙し。右大臣に任ず。信長海内を混一せんと欲するの大志を懷き。未だ遂げずして。明智光秀の爲めに弑せらる。時に信長の長子信忠も亦た自殺す。信忠に信雄、信孝の二弟あり。皆な人と爲り凡庸にして。信長の大志を繼續する能はず。遂に豐臣秀吉其遺志を繼き。以て海内を統治す。

第二十三章　豐臣氏

秀吉始て織田氏に仕へしより今を距ること三百卅二年前、關白と爲りしより三百〇五年前、其子秀賴に至りて滅亡せしより二百七十五年前、

㈠豐臣氏の起因及び其末路を略叙せよ

㈠豐臣秀吉(トヨトミヒデヨシ)は。尾張國中村の農夫彌助の子なり。幼名を日吉といふ。十六歳の時少許の旅費を懷にして鄉里を出で。先づ淸洲(キヨス)に赴き。先づ木綿針を購ひ。津島(ツシマ)に來り。此針を以て食に更へ。又草鞋に換へ旅行の便と爲す。淸洲は針價低廉にして前途の宿驛は此針を貫ふ故に錢を得るよりも針を得るを喜ぶを以てなり秀吉の機智の一班を見るに足る。而して濱松(ハママツ)に至り。街衢を徘徊す。時に遠洲久能(クノウ)の城主松下之綱(ユキツナ)其相貌を見て異とし。之を愛して以て使ふ。後ち名を木下藤吉と稱し。尾張の國主織田(オダ)信長の奴僕となる。信長、其擧措敏捷なるを愛し。遂に吏となし。又進めて將とし。名を秀吉と稱し姓を羽柴(ハシバ)氏と稱せしむ。後ち信長、秀吉をして中國を擊たしめ。能く中國を平定せり。汝に其中國を與んと約す。秀吉五年にして五國を定む。時に信長、逆賊明智(アケチ)光秀(ミツヒデ)の弑する所となる。是に至て秀吉、光秀を誅す。是より威望日に月に熾重にして。遂に織田氏に代て海內を定む。功を以て朝廷秀吉を關白太政大臣と爲し。姓を豐臣氏と賜ふ。既にして秀吉海內を平定せし餘勢を以て師を海外に出し朝鮮(テウセン)を征し終に明に及び。志望未だ遂げずして薨ず。然れども大に我が國威を海外に輝せり。秀吉の子秀賴(ヒデヨリ)。年少なるを以て。事を大老奉行に委任す。大老奉行等互に相軋轢し。終に關原(セキガハラ)の役あり。是より天下の權悉く德川(トクガハ)氏の常握する所と爲る。慶長十九年。秀賴諸國に檄して。兵を大坂に擧げ。秀吉の舊業を恢復せんと欲すれども。事成らずして自殺す。秀吉天下を統治せしより。三十七年にして豐臣氏滅ぶ

㈠德川氏の起因及び其末路を略叙せよ

第二十四章　德川氏

家康征夷大將軍と爲りしは今を距ること二百八十八年前、慶喜政權を奉還せしは、二十四年前、

㈠德川(トクガハ)氏は。新田(ニツタ)義重(ヨシシゲ)より出づ。義重の子義季(ヨシスヱ)。德川邑に食む。故を以て氏を爲す。義季十五世の孫は家康(イヘヤス)にして。資性英明。能く將士を愛す。姉川(アヂガハ)、長湫(ナガクテ)、關原(セキガハラ)の三大戰を經て遂に征夷大將軍と爲る。家康の子に秀忠(ヒデタヾ)あり。上朝廷を崇敬し。下諸侯を侍つに信義を專らとす。秀忠の子に家光(イヘミツ)あり。資質英邁にして諸侯を諭して曰く。我祖考は卿等と同儕たるを以て待するに賓禮を以てす。然れども予は縲紲より已に將軍たり。今より卿等を遇するに君臣の禮を以てせん。卿等若し天下に宰たらんと欲せば。宜く弓箭を以て授受す可きのみと。諸侯畏服す。是に至て德川氏の權

人心
武人の帶刀
佩刀

㊀鎌倉時代の風俗は如何

勢益〻熾あり。其子家綱幼にして嗣ぎ。名臣之を輔佐す。因て海内動搖なし。家綱子あきを以て。弟綱吉嗣ぎ。學校及び孔廟を江戸に設け。文教大に興る。綱吉又子あきを以て。姪家宣嗣ぐ。家宣心を政事に委ぬ。以上六代。皆な賢明にして能く其職に協ふ。家宣の子家繼幼にして其職を嗣ぎ。政終に衰ふ。吉宗立つに及び。悉く從來の弊政を釐革す。是を德川氏の中興といふ。家重家治の世に至て。權臣政を擅にす。家齊立つ至て。松平定信をして。吉宗の政を復修せしむ。是の時に當り。亞米利加合衆國の使節來て。開港貿易を請ふ。是より朝野物議紛々。隨て幕政衰ふ。家定家茂交も相嗣ぎ。慶喜に至りて卒に大政を朝廷に奉還せり

第二十五章　近古の風俗

㊀天下の大勢一變して。武家政權を掌握せしより。風俗上に著しき變化を來したり。抑も鎌倉時代ハ戰亂に因て。人心頗る勇壯活潑の点に向て發達し。武人ハ其常務として。專ら弓馬刀槍の術を修練ス。有事の時に。應用するの準備に汲々として。日も亦た足らざるもの〻如し。而して其武人ハ大小の二刀を佩び。庶人に至てハ脇

衣服
飲食
家屋
飲食
貴賤尊卑の別

㊁足利氏時代の風俗を問ふ

指と稱する小刀のみを帶るを以て制と爲せり。平素の衣服ハ素襖。直垂。布衣。水干の如きを著し。又戰場に臨むときハ鎧の上に大將の風なり武士ハ大紋を著するを以て例と爲す。婦人ハ中古の風と稍や同一なりとす。飲食物ハ。米穀及び酒等を用ひ。日に二食と爲す。家屋ハ極めて質素の搆造にして。內部に床間。書院。玄關等の設けあり。是れ專ら寺院の風に倣ひしものといふ。

㊁足利氏時代ハ。貴賤尊卑の別を立ること頗る嚴肅にして。尊卑の者高貴の者に對し。禮讓を缺ぎ不遜の擧動あるときハ。忽ち之を誅し。或ハ死を賜ふの制あり。而して飲食物及食事の度數ハ鎌倉時代と同く。一日に二食をり。然れども又点心と稱することありて。朝夕

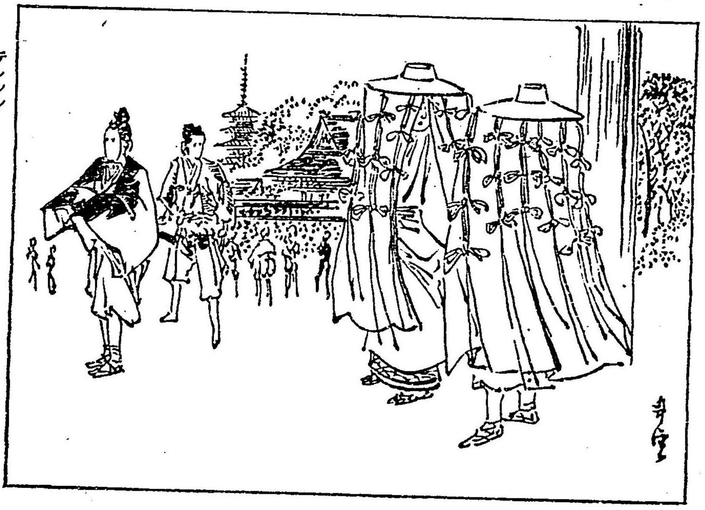

衣服

の食事二回の間に温飩の如きものを食せしといふ。衣服い概ね素襖。肩衣を著し。季節に從ひ。袷。薄小袖。帷子。の如きを著するを以て例と爲す。又貴顯の人い常に太刀を帶び。男女共に扇子を持つを常と爲ー。男子の髪は結び。女子は垂下す。

頭髪

而ーて男子は頭膸の上を剃り。男女共に齒を染むるなり。

家屋

ものに限り。檜皮を以て屋上を葺き。唐破風を用ふ。臯賤の者の家屋は藁等を以て之を葺き。木材の如きも粗惡なるものを用ひ。頗る質素を主となせり。抑も此時代は一般柔弱に流れ。茶會挿花等盛に行はれーといふ。

佩刀の制

(三)徳川氏時代の風俗を語れ

(三)徳川氏時代は。其初世慶長、元和の頃戰國の餘風を存すと雖も。其後元祿前後時勢太平に趣き。隨て風俗も一變せり。抑も此時代は。上下共に刀を佩ぶるの制なりーも。家光の時に至て。武人の外刀を佩ることを禁じ。又男子は貴賤一般前髪を剃り。曲を結ぶの風と爲り。婦人も亦た官女を除くの外。種々に髪を結び。又齒を染め眉を剃るの風行はるゝ。衣服は。素襖。直垂。狩衣。中袴。長袴。熨斗。上下にーて。其人の品位に隨ひ。皆な禮式の時に着ー。常服には。羽織是も亦た禮服に用ふ袷。綿入。單衣。帷子

頭髪

衣服

飲食

等の如き種々のものあり。又婦人の衣服は。一般に袖褄共に長く。禮式の時に臨んでは綰褄を著するの例あり。是は專ら上等社會に行はるゝ而して上下一般時々宴を開し。食事は一日三食にーて。飲食物は專ら酒。醬油。酢。味噌。米麥。菓子。魚鳥肉。野菜の類にーて。獸肉は用ひざるの慣例あり。蓋ー獸肉を食するときい。神佛を汚瀆するの恐れありといふに職由す。

家屋

家屋は稍や美麗と爲り。壁の如きは黒塗あり。白塗あり。丹塗あり。屋上は瓦葺。檜皮葺。藁葺。杉皮葺。板葺。石葺等種々ありて。木材も亦た良質のものを用ふ。其内部には玄關。書院。床間。茶室等の設けあり中等以上をいふ而ーて邸宅の廣狹と概ね格式に據りて建設す。其他圍碁。將碁。双六。歌會。茶會。捕花等の遊技流行ー。

遊技

人心漸く柔弱の点に傾向せり。

第四編　今代史　紀元二千五百二十七年より紀元二千五百五十一年に至るまでの事實を紀載す、

第一章　大政維新　今を距ること二十四年前、

㈠德川慶喜政權を奉還す

㈠幕府大政を奉還せし事を述べよ

㈠今上天皇慶應三年。大將軍慶喜。奏して政權を奉還せんと請ふ。之を許す。是より前き。山內豐信土佐藩王幕府に上疏して政權を奉還せんことを勸告す。其臣後藤象二郎及び薩藩の小松帶刀。大久保利通。備前藩牧野權六郎。宇和島藩都筑莊藏等も亦た之を懲憑す。是に至て議遂に決し。疏を具して之を奏せしあり。尋て慶喜又た將軍職を辭し。二條城に居る。是の時に方り德川氏譜代の諸侯頗る異議を唱ふ。時に詔して列藩を召し。新政を會議す。召を蒙る者凡そ五十餘藩。尋て防長の處分を決し。詔して毛利慶親父子及び支族の官位を復し。其入京を許す。又三條實美以下五卿及び故錦小路賴德の官爵を復す。獨り澤宣嘉其所在を審かにせざるを以て與らず。命ありて之を物色す。已にして出來り卽ち其官爵を復す。而して尊融親王を黜け。齊敬の攝關を罷め。容保。定敬の職を免じ。其九門の宿衛を罷め。薩土藝の諸藩を

㈡伏見鳥羽の戰を語れ

して之に代らしめ。攝政。關白。征夷大將軍及び議奏。傳奏。守護職。所司代等の官を廢し。更に總裁。議定。參與の三職を置き。有栖川熾仁親王を以て。總裁と爲し。嘉彰親王。三條實美。岩倉具視及び島津忠義。山內豐信等を議定と爲し。西鄕隆盛。大久保利通。木戶孝允。後藤象二郎等を參與と爲し。以て政治を綜べしめ。認して萬機を親裁し。人材を登用し。公卿諸侯と比肩して廟堂に立たしむ。國家經綸の偉業實に此に淵源す。德川家康覇府を開きしより是に至て十五世二百六十五年あり。

㈡明治元年。慶喜に諭して。其封土を分納せしめ。以て政費に供せんと欲す。慶喜容保等議して曰く。近日の朝議。聖斷に出るに非ず。一二大藩の。政權を擅にするに在りと。乃ち上書して遽かに大阪に下る。容保定敬。及び譜代の將士皆な之に從ふ。獨り井伊直憲疾と稱して京師に留る。是より前き。莊內藩主酒井忠發江戶を巡警す。處士數百人薩邸に潛匿し。夜に乘じて富戶を刼擄し。又酒井の營を銃擊す。巡兵幕命を以て薩邸に逼り其徒を出さしめんとするも肯せず。因て火を縱て殺獲す

慶喜等江戸に走る

。是に至て。慶喜討薩の表を草し。其藩士にして朝政に參する者を斥けんと會桑等の兵三万を率ゐて入朝す。薩長土等の兵之を伏見。鳥羽に邀撃す。己にして征討大將軍嘉彰親王錦旗を擎げて進む。官軍大に振ひ。勢に乘じ。賊軍を衝きて。大に之を破る。賊軍淀城に據んと欲す。城兵拒て納れず。乃ち城外に次し。退て橋本を扼す。官軍橋本を攻め。使を遣して淀藩を誚む。淀藩賊を拒むの狀を具して歸順を請ふ。乃ち淀兵を以て先鋒と爲す。戰方に酣なり。藤堂氏の兵山崎より横撃す。賊軍大に亂る。初め藤堂氏。德川氏の爲めに山崎の關門を守る。勅使至りて諭すに順逆を以てす。乃ち詔を奉じて官軍を納る。賊兵未だ之を知らざるあり。是に至て賊軍驚愕して大に敗走す。敗報大坂に至る。因て慶喜。容保。定敬等と倉皇回陽艦に搭して江戸に走る。嘉彰親王進んで大阪に抵り。大に兵を觀す。諸藩靡然として盡く服す。乃ち詔して慶喜以下の官爵を削り。有栖川熾仁親王を征東總督に任ず。

(三)五事の誓約及び外國公使

(三)是歳三月天皇。大に公卿諸侯を率ゐ。天地神祇を祭り。五事を誓約す。曰く。廣く議會を興し。萬機公論に決せん。曰く。上下心を一にし盛に經綸を行はん。二曰く

各國公使に大政復古の旨を告ぐ

軍駕大坂に幸す

慶喜恭順す

謁見の事を問ふ

(四)王師東征の狀況を記せ

官武一途庶民に至るまで各〻其志を遂け。人心をして倦まざらしめん。曰く。舊來の陋習を破り。天地の公道に基かん。曰く。智識を世界に求め。大に皇基を振基せんと。又外國事務局を置き。各國公使に大政復古の旨を告ぐ。因て英、佛、蘭の諸公使入朝す。天皇之を引見し。賜ふに優禮を以てす。公使悅服して皆な萬歳と呼ぶ。公使の謁見は是を始と爲す。是に至て勅して外國交際は。宇内の通義なることを天下に告諭す。

(四)慶喜東に走り。天皇將に親征せんとして。車駕大阪に幸す。是時に方り慶喜恭順の意を表し。已に東叡山に屏居し。其臣勝義邦、大久保一翁等を召し。手書を以て臣下の守戰を議する者を戒む。會〻官軍。東海。東山。北陸を徇へ。先鋒已に品川に至る。義邦官軍に來り。參謀西鄉隆盛を見て。具に慶喜恭順の狀を陳べ。征師を弭んことを請ふ。義邦素と隆盛を知り。之を說く尤も力む。隆盛謝罪表信を徵し。義邦其命を奉ず。是に於て三道の進討を止め。慶喜を水戸に幽し。江戸城を收め。軍艦銃器を沒し。家臣に退去を命じ。其入犯の謀に與みする者を罰せしむ。又慶喜

榎本武揚箱館に據る

賊東叡山に據る

箱館平ぐ

の封地を收め。田安慶頼の子家達をして慶喜の後を承けしめ。駿遠の地七十万石に封ず。時に慶喜の臣下に尚ほ未だ服せざる者多く。其臣榎本武揚軍艦八隻を率ゐて箱館に據る。大島圭介い歩兵數千を將ゐて會津に奔る。會津藩主松平容保其他米澤。仙臺。盛岡。莊内。二本松。三春等の十七藩合從して官軍に抗す。獨り久保田。弘前。天童の數藩のみ王事に勤む。又慶喜の臣屬にして慶喜謝罪の議に服せざる者。兵を募て彰義隊と號し。公現法親王を擁して。東叡山に據る。官軍擊て之を破る。敗兵親王を挾み。會津に逃走す。官軍白河。平潟。越後の三道より。進擊して大に之を破る。是に至て容保も數月にして降り。箱館も亦た明年に至て平げり初×

×め武揚等箱館に據るや圭

車駕東京に行幸す

賞功を賞す

藩籍を奉還す

五廢藩置縣の事を略述せよ

介等と共に兵を合せて官軍に抗す。其勢頗る猖獗なりと雖も。官軍擊て遂に之を破る。賊退て五稜郭を保つ。官軍進んで之に逼り參謀黒田清隆賊寨に到り諭すに順逆を以てせり。武揚等乃ち出て軍門に降り。遂に平定す。是歲車駕東京に行幸し。西城を以て行宮と爲す。時に總督宮熾仁親王。嘉彰親王。九條道孝。醍醐忠順。以下二十三家。毛利敬親慶親の改稱島津茂久。以下九十餘侯。大村益二郎。西鄉隆盛。吉井幸輔以下百餘人に祿及び金を賜ふ各〻差あり。又招魂社を東京九段坂に建て。官軍戰亡の士を祭る。後ち招魂社を改めて靖國神社と稱す。尋で會津以下各藩の首謀者十一人を誅し。慶喜。容保。定敬。武揚。圭介等の罪を赦す。

五薩長土肥の四藩。上奏して藩籍を奉還し。封土を私有す可らざるを論ず。列藩も亦た之に倣ふ。廷議廣く衆に詢ひ。遂に之を許す。府藩縣三治一致の制を立て。舊藩主二百七十六人を以て知藩事と爲し。其歲入十分の一を賜ひ家祿と爲す。又公卿諸侯の稱を廢し。總て華族と爲す。其臣隷を士族と稱し。秩祿を受くる各〻差あり

尙泰を封じて藩王と爲す

蝦夷を改めて北海道と稱し陸羽を割きて七國と爲す

㈥天皇巡幸の大略を叙せよ

㈦維新以來百度釐革の大要を掲げよ

明治十一年に至り、士族の秩祿を受くるの制規を廢し、更に公債證書を以て、一時に給與す、其金額一億七千四百三十一万九千餘圓にして、毎歲利子を附す、六年の後ち年々抽籤法に依り、貨幣に交換し、三十年を限りて、完く償却し盡すものと爲す、明治四年に及んで。全國の藩知事を東京に召集し。親諭して其職を解き。藩を廢して更に縣を置き。郡縣の制始て此に定る。十二年に至て。琉球(リウキウ)藩を廢して沖繩(オキナワ)縣を置く。是より前き。琉球の正使尙健(シヤウケン)。副使向有恒(カウイウコウ)。賛議官向維新(カウイシン)等。其王尙泰(シヤウタイ)の命を奉じて入朝し。國書及び方物を献ず。天皇之を延見し。尋て尙泰を封じ藩王と爲し。一等官に擬し。華族に列し。金幣三萬圓及邸第を東京に賜ふ。是に至て縣と爲す。是より前き。蝦夷を改めて北海道と稱し。分て十一國と爲し又陸奥を分て五國と爲し。出羽を分て二國と爲す。是に於て。經國の規畫大に備る。

㈥天皇登極以來。屢〻四方に巡幸す。儀仗鹵簿毎に簡易に從ひ。車駕至る所其治績を按ず利病を察し。忠臣義士の墳墓に表し。又孝子貞婦の閭を旌し。治水墾田等の功勞ある者に悉く物を賜ふ。蓋し巡幸は景行(ケイカウ)帝の西征東幸以後概して畿内を出ず。是に於て天皇曠古の墜典を擧ぐ。因て億萬の蒼生益〻聖德を仰ぐ。

㈦天皇登極の年。萬機親裁を布告し。舊來の弊風を更め。外交の事を修理し。明治元年東征の師を出して。賊徒を誅し。又五事を誓約し。官制を定め。全國に府藩縣を置き。紙幣を製造して之を各藩に貸與し。二年に至り。招魂社を建て。王事に殉るゝ者を祀り。公議所を置き。後ち集議院と改む。又大坂に造幣寮を設け。三年に集議院を廢し。兵制を革め。法律を定め。四年に左院を設け。議長議員を置き。郵便電信の制を設け。諸官省を復し。官員の等を定め。又戸籍の法を定め。使臣を歐米各國に遣し。淸國と隣交を修む。五年に始めて鐵道を東京横濱間に敷設し。銀行設置の請を許可し。學制及ひ學區を定めて。教育の普及を圖り。大陰曆を廢して。大陽曆を採用し。琉球王を封して藩王と爲し。秘魯(ペリユー)國の賣奴船を拘す。初め秘魯人、私に淸國人二百三十人を强買し、横濱に漂着す、淸人中脫して哀を乞ふ

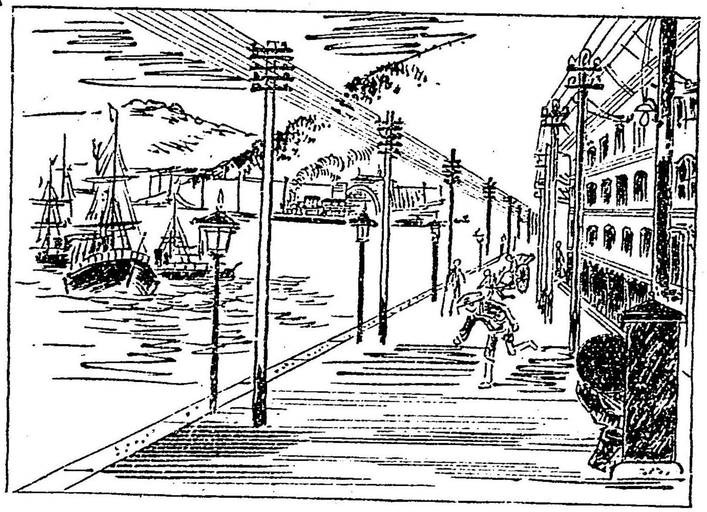

紙幣

造幣寮 兵制

法律

郵便電信 諸官省

戸籍

鐵道 銀行

學制

大陽曆

秘魯の賣奴船處分

徵兵令、鎭臺、地租改正、家祿賞典祿奉還の制
大審院、新聞條例、讒謗律、地方官會議、千島樺太交換
朝鮮と修好條約等を交換す
地租を百分の二分五釐に減ず、郡區町村編制法
府縣會、華士族の祿制を廢す、
教育令、徵兵令改正、學士會院、
備荒儲畜法、

者あり、時の外務卿副島種臣、之を清國政府に報ず、清使來り、我に就て救解を謀る、此時秘魯人船を棄て、逃る、乃ち清人を還して、其船を拘す、秘魯政府服せず、遂に決を魯帝に取る、魯帝判して、我を以て是と爲す、

六年。徵兵令を定め。鎭臺を置き。地租を改正して地券を頒ち。又家祿及び賞典祿奉還の制を定む。七年に。佐賀の賊徒を誅し。臺灣を征討し。八年に左院を廢して元老院大審院を置き。又新聞條例及び讒謗律を頒布し。地方官會議を開き。魯國と千島樺太交換條約を結ぶ。九年に至り奧羽地方に巡幸し。又北海道の狀況を巡視せしめ。朝鮮と修好條約貿易規則を交換す。而して熊本、山口、兩縣の亂を平ぐ。十年に至り。地租を百分の二分五釐に減じ。鹿兒島の亂を平げ。十一年に至り。郡區町村編制法及び府縣會を定め。華士族の祿制を廢して證券を附與す。十二年に至り。學制を罷めて教育會を布き。徵兵令を改正し。學士會院を置く。十三年に至り。凶年饑歲の用に充んが爲め。備荒儲畜法を設け。政府人民各〻租額百分の三を公儲し。二十年を期して止むの制を定む。而して教育令を改正し。刑法治罪法を頒布す。十四年に至り。詔して國會開設の期を定む。蓋し卽位の元年に廣く會議を興し。萬機公論に決せんとの誓文に基くなり。尋で農商務省を置き。又憲兵を設け。日本

教育令改正、刑法、治罪法
國會開設の期
農商務省、憲兵、日本鐵道會社
徵發令、請願規則、郵便條例改正、官報
官吏恩給令、非職條例、商標條例、五爵
專賣條例、市制町村制
憲法、皇室典範、議院法、議員撰擧法、會計法
裁判所構成法、民法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政裁判法、集會及び政社法、銀行條例、

鐵道會社の設立を許す。十五年に至り。徵發令。請願規則を制定し。又郵便條例を改正す。十六年に至り。官報を發行す。十七年に至り。官吏恩給令。非職條例及び商標條例を制定し。制度取調局を設置し。公侯伯子男の五爵を設け。華族及び文武諸官。其他明治中興の宏業を翼贊し。國家に大功ある者に授く。九條道孝、以下十一人を公爵に、廣幡忠禮以下二十四人を侯爵に、中院通富、以下七十三人を伯爵に、福岡孝弟、以下三百廿二人を、子爵に、長岡護美、以下七十四人を男爵に叙し、而して其夫人も亦た均く禮遇を受けしむ 又公使を朝鮮（テウセン）に差遣す。十八年に至り。清國（シンコク）に公使を派遣し。朝鮮事變の局を結び。專賣條例及び手續を定む。二十一年に至り市制町村制を創設して地方自治を定め。二十二年に至り。大日本帝國憲法を頒布し。又皇室典範。議院法。議員選擧法會計法を定め。二十三年に至り。裁判所構成法。民法。商法。民事訴訟法。刑事訴訟法。行政裁判法。集會及政社法。銀行條例。貯蓄銀行條例。商業會議所條例。教育勅語を下し。帝國議會を開き。二十四年に至り。帝國議會の協贊を經たる。地租徵收期限改正の法律。及び度量衡法を公布し。又官制並に俸給令を改正する等。其政績の顯著なるもの。指を屈するに遑あらず。而して其善政良法前古未だ曾て有らざる所にして。國勢

日に益〻文明の佳域に向て振興せり。

第二章　佐賀熊本山口の役（佐賀の役は今を距ること十八年前、熊本山口の役は十六年前、）

㊀明治七年。江藤新平（エトウシンペイ）。島義勇（シマヨシナ）等。兵を佐賀（サガ）に擧ぐ。討て之を平ぐ。初め新平戊辰以來の功勞を以て。朝遇優渥。官參議兼司法卿に至る。從四位に昇り。人臣の榮を極む。然るに征韓論の容れられざるを以て。職を辭し國に歸る。時に佐賀に征韓。憂國の二黨あり。各〻同志を誘ひ。將に事を擧んとす。宮内省出仕島義勇。暇を請ひ。鎭撫と稱し。佐賀に抵り。新平と共に之を煽動し。豪戶を拔し軍須を取り。糧仗を具へ將に兵を率ゐて縣廳を襲んとす。權令岩村高俊（イハムラタカトシ）急を熊本鎭臺に告ぐ。已にして臺兵佐賀城に入り。遠近騷然たり。内務卿大久保利通（オホクボトシミチ）。陸軍少將野津鎭雄（ノヅシヅナ）。大藏大丞渡邊清（ワタナベキヨシ）等に詔して。之を鎭せしむ。未だ至らず。賊已に佐賀城を攻む。官軍擊て之を却く。賊又來り攻め。城遂に陷る。因て伏見宮嘉彰親王（フシミノミヤヨシアキラ）に詔し。征西都督と爲し。東京大坂廣島の臺兵を發して之を討す。新平。義勇勢抗す可らざるを知て亡命す。獨り朝倉尚武（アサクラヒサタケ）等猶ほ轟及び本道等の要害を扼して。官軍に抗す。官軍奮戰して之を破り。遂に尚武を擒にす。是の日降る者千五百人。官軍遂に佐賀城に入る。尋て新平を土佐に。義勇を薩摩に逮捕し。新平。義勇。尚武等十餘人を長崎に斬り。新平。義勇を梟首して。事始て平ぐ。

㊁明治九年。熊本の賊。浦楯記（ウラタテキ）。高津連喜（タカツツラヨシ）。吉村義節（ヨシムラヨシトキ）等。亂を起し。陸軍少將種田政明（タチダマサアキ）。縣令安岡良亮（ヤスオカリヤウスケ）を暴殺し。參事小關敬直（コゼキノリナホ）を傷け。其他二百人を殺し。兵營を火く。時に秋月（アキヅキ）の賊今村百八郎。藍田靜方（アイダシヅカタ）等も亦た之に應ず。陸軍少將大山巖（オホヤマイハホ）等を遣して之を鎭せしむ。尋て楯記。連喜。義節。百八郎。靜方等誅に伏す。

㊂同年山口縣の前原一誠（マヘバライッセイ）。橫山俊彥（ヨコヤマトシヒコ）。奥平謙輔（オクダイラケンスケ）等も亦た黨與を集合し。兵器を携へ。公金を奪ひ去る。朝廷陸軍少將三浦梧樓（ミウラゴロウ）等を遣して之を平ぐ。初め一誠。戊辰の功を以て寵遇を被り。官參議に至り。位從四位を辱ふす。然れども猶ほ悅びず。職を辭し國に歸る。是に至て。俊彥等を鼓動し。兵を擧ぐ。詔して位號を褫き。尋て一誠。俊彥。謙輔。等誅に伏し。事遂に平ぐ

㊀佐賀暴動の顚末如何

㊁熊本の變を述べよ

㊂山口の役を語れ

第三章　臺灣征討　今を距ること十八年前、

㊀臺灣征討の原因如何

㊁臺灣の戰況を述べよ

㊀明治七年。詔して問罪の師を臺灣（タイワン）に遣し。蕃地事務局を置き。參議大藏卿大隈重信（オホクマシゲノブ）ヲ以て局長と爲し。陸軍中將西鄉從道（サイガウヨリミチ）を以て。生蕃事務都督と爲す。米人季仙得（リセンドル）を延き。其謀議に與らしむ。陸軍少將谷干城（タニタテキ）。海軍少將赤松則良（アカマツノリヨシ）を以て。參軍と爲し。英米人の艦を傭ひ。以て運輸に便にす。初め臺灣の土蕃等。我琉球（リウキウ）人の漂泊する者五十四人を暴殺し。又備後の漂民四人を剽掠す。故に此命あり。

㊁已にして西鄉從道等。兵三千餘人を率ゐて。長崎に至る。尋て大隈重信等も亦た至る。是より前き從道。人を鹿兒島（カゴシマ）に遣し。兵八百を募る。是に至て兵悉く長崎に會す。因て發港期を刻し。炭水を峙へ。孟春。日新。明光。三國。高砂。社寮諸艦。均く發して臺灣に到る。臺灣（タイワン）と謂ふ、琉球の西南、凡そ百十五里に在り、其東部を熟蕃と謂ひ、西部を生蕃と謂ふ、其俗蠻野にして兇暴なり、部落凡そ十八社あり、牡丹社最も猛惡殘忍、喜んで人を殺戮し以て其肉を啖ふと云ふ我師臺灣に入るや。諸酋長。爭ふて款を納る。然るに獨り牡丹社強悍にして服せず。我兵乃ち奮擊して其巢窟を焚き。糧道を絶ち。酋長を斬る。是に至て諸蕃悉く降る。

㊂清國と談判の狀況を問ふ

㊂是より前き。清國總理衙門（シンコクソウリガモン）。書を我が外務卿に寄す。其畧に曰く。貴國我と約を結ぶ以來。兩國互に信誼を固守す。交際日久し。而して親睦益〻厚し。然るに近者貴國兵を遣し。臺灣を討んと爲し。軍艦を廈門（アモイ）に碇泊し。日に船夫に水戰を習はしむと聞き。大に驚愕す。臺灣の地は我東南の一孤島にして。風化未だ開けず。然れども蕃地我版圖に非ずと謂ふに非ず。邊鄙の民と雖も。皆な我が版圖なり。貴國之を征す。若し果して信ならば。何ぞ豫め我政府に議して之を行はざる。且つ檀に兵艦を廈門に碇泊す。是れ何の意ぞ。伏て足下の顧慮を請ふ。西鄉都督之に對して曰く。臺灣の生蕃は。殘酷無道。敢て貴國の政令を蔑視す此に年あり。然り而して彼等我が民の其海濱に漂流する者あれば。其衣服を剝奪し其人を殺戮す。其肉を啖ふに至る。偶〻死を免るゝを得ば。貴國の官廳に投ずれば。貴國厚く之を救供す。是れ我が政府何の幸か之に過ん。然りと雖も我國民荏苒彼が殺戮する所と爲る。爭でか默視するに忍ん。故に我政府の命を蒙り。蕃地に臨み。各酋長に議し。暴徒を懲戒せんと欲す。遙に船を貴國の內海に泛ぶ。毫も貴地を犯すなし。直に生蕃の地に上

西鄉都督の答書

清國總理衙門書を外務卿に寄す

大久保利通日清交渉事件を處理す

清國償金を納る

陸せり。然れども民間或ひ異說虛聞の者あらんを恐る。因て意を足下に表す。是に至て福建都督も亦た書を贈て。違言を唱ふ。時に在清國全權公使柳原前光之を辨論することと數回なるも。清人服せず。是に至り詔して參議兼內務卿大久保利通を以て特命全權辨理大臣と爲して。清國に遣す。利通清國に至り。蕃地所屬を議することと。凡そ七回。一旦講和全く破れ。將に歸んとす。清國在留英國公使威德之を調停し。遂に又和成り。清國と辨法文據三條を立て。清國遂に我が被害難民の遺族に撫恤として十萬両を給し。又軍費四十萬両を償ひ。生蕃戒飭をして。航客を保し。再び兒害を受けざるを約す。是に至て我が臺灣駐在の師を撤し。清國との葛藤始て解け。我國威を海外に輝かせり。

第四章　朝鮮の變　第一回の變ハ今を距ること十七年前、第二回の變ハ十年前、第三回の變ハ八年前、

㊀明治八年。朝鮮國江華島の暴徒。我が雲揚艦を砲撃す。是より先き。雲揚艦。朝鮮の東南海を測量し。將に其西岸に沿ひ。清國に航せんとす。因て其島沖を過ぐ。暴徒遽かに砲撃す。士官將に上陸して其意を問んとす。砲撃益〻烈し。是に於て我

㊁江華島の事變を問ふ

黒田清隆江華島の事を處理す

㊁明治十五年の朝鮮事變ハ如何

が軍艦も亦た應撃して其砲臺を毀ち。遂に上陸し兵器を奪ふて歸る。越て九年。陸軍中將黒田清隆特命全權辨理大臣と爲して。朝鮮政府前事を謝し。修好條規及び貿易規則を互換を議す。朝鮮政府前事を謝し。修好條規及び貿易規則を互換す。尋て朝鮮の修信使金綺秀來朝し。隣好を修めしむ。

㊁十五年。朝鮮の暴徒。數千人來りて。我公使館を襲ふ、是より前き。在朝鮮國辨理公使花房義質。國王に勸むるに富國强兵の策を以てす。國王大に喜び。我陸軍士官を招聘して衛兵を訓諫せしむ。而して其國人も。亦た我國に來りて學藝を講習するに至れり。然るに鎖國主義の者。之を悅びず。物議頗る囂々たり。姦徒之に乘じて。頑冥無智の民を煽動し。王宮を犯し。要路の權臣を殺戮し。急に我公使館を襲撃す。時に義質隨員卅七人と之を拒ぐ。然るに朝鮮政府敢て來り救はず。因て義質圍を衝て。王宮に至る。宮門已に鎖して入るを得ず。門を叩て呼ぶも一人の應ずる者なし。乃ち路を轉じて仁川に至る。暴徒復た起り。我が戞多くの之に死す。義質又濟物浦に至り。書を國王に呈し。遂に英國の測量船飛魚號に搭ー赤馬關に歸りて。狀

花房義質朝鮮の罪を問ふ

を奏す。乃ち義質をして海軍を率ゐる京城に入りて。其罪を問はしむ。朝鮮大に惶駭し。其罪を謝す。被害者の撫恤金五万圓。及び陸海軍費五十万圓を償ひ。且つ暴徒を逮捕し賊魁を嚴刑に處し。事遂に平和に歸す。我政府後に至り、五十萬圓の中四十萬圓を朝鮮に還付せり、舉世之を義擧と爲す、

朝鮮政府撫恤金を納れ又軍費を償ふ

井上馨朝鮮事變を處理す

朝鮮政府撫恤金を納れ併せて損害を償ふ

㊂明治十七年の朝鮮事變を語れ

十七年。朝鮮に變亂あり。大臣閔泳翊等害せらる。國王乃ち援を我公使館に乞ふ。代理公使竹添光鴻護衛兵を率ゐて。王宮を警備す。暴徒宮闕に逼り火を縱ち。清兵も亦た景徒に應ず。我兵衆寡敵せず。遂に圍を破りて。公使館に還る。暴徒復た來り襲ふ。時に我が陸軍大尉磯林眞三以下三十九人之に死し。公使館も亦た燒かる。公使等乃ち難を仁川に避け。狀を奏す朝廷乃ち井上馨を特派全權大使と爲し。往て其罪を問はしむ。朝鮮大に其罪を謝し。金十一萬圓を被害者の遺族及び負傷者に給恤し。幷せて居留商人の損害に供し。又二万圓を公使館修築の費に充つ。而して兇徒を刑に處し。且つ修信使徐相雨をして來朝せしめ以て前事を謝す。抑も此變亂の起因たる。初め朝鮮に獨立。事大の二黨あり。獨立黨ハ金玉均。朴泳孝等之が首領となり。專ら我が政體に倣ひ。從來の弊風を釐革せんと謀り。事大黨を淸國に依

伊藤博文及び西鄉從道日淸交涉事件を處理す

變亂の原因

㊀西南變亂の原因及び其結局を問ふ

賴して。舊慣を墨守せんとする者にして。朝鮮政府ハ概して其黨與なり。故に二黨相ひ軋轢し。遂に此變亂を釀生するに至れりといふ。朝鮮已に其罪を謝し事平和に局を結ぶと雖も。此變に關し日淸交涉の事 淸兵我兵を擊つに原因す 結了せず。是に於て。參議伊藤博文。西鄉從道を淸國に遣し。其大臣李鴻章と議し。兩國交涉の事を理す。是に於て。朝鮮事變全く結了を告げ。國威益〻伸張す。

第五章　西南の變　今を距ること十五年前、

㊀明治十年。西鄉隆盛叛す。初め隆盛力を王事に盡ー。功勞を以て朝遇優渥。官陸軍大將兼參議に至り。位正三位を辱ふす。桐野利秋。篠原國幹も亦た陸軍少將正五位と爲り。共に人臣の榮を極む。然るに征韓の議容れられざるを以て。參議を辭し。利秋等と鹿兒島に還り田野に退居し。遂に名を淸側に假て。兵を起す。應する者亡慮數萬人。進んで熊本城を圍む。熊本城は鎭臺のある所 是より先き鹿兒島縣令大山綱良。賊の爲めに書を熊本縣廳及び鎭臺に贈る。書辭頗る悖慢なり。少將谷干城曰く。咄。何ぞ亡禮なるや。我れ賊を殲んと兵を以て肥薩の界を扼す。賊大擧して來り。衆寡敵

せず。乃ち城樓を焚き。地雷火を布き。城に入て襲守す。時に天皇京都に幸す。會〻變報行在所に達す。乃ち隆盛等の官位を褫ひ。有栖川熾仁親王を以て征討大總督と爲し。陸軍卿山縣有朋。中將黒田清隆。海軍大輔河村純義を參軍と爲し。少將野津鎭雄。三好重臣を參謀と爲し。水陸並び進み。轉鬪血戰凡そ二百餘日。兩軍殺傷頗る多し。時に官軍の傷痍を被る者は。悉く病院に送致して之を療す。加之のみならず。勅を下し侍臣及び醫官を遣して。慰問せしめ。又天皇特に大阪病院に親臨し物を賜ふ。皇太后。皇后も亦親ら綿撒絲を製して之を賜ふ。隆盛遂に鹿兒島に走り城山に據る。是に於て官軍大擧して。城山を陷れ。隆盛等敗死す。實に九月二十四日なり。此後熊本の兵燹に罹る者。凡そ一万九千餘戶。其他鹿兒島。大分。福岡。山口等禍を被る者は盡く之を賑恤し。賊の俘虜は。臨時裁判所を開て處斷し。鹿兒島縣令大山綱良。熊本縣の池部吉十郎十三人を斬に處す。其他處刑せらるゝ者凡そ四万三千人。是に至て西南始て戡定す。

第六章　憲法發布及び國會開設

㊀明治二十二年二月十一日の紀元節を以て。前古未だ曾てあらざる所の憲法（憲法發布の年より神武帝、即位より二千五百四十九年後、國會開設の年より同帝即位より二千五百五十年後、）を發布せらる。是の日中外の百官。地方議會の議長。新聞記者。外國公使等皆な陪席す。天皇玉坐に立て勅語を朗讀す。其勅語に曰く。（第七章七十六條）

㊁憲法發布式の概要を語れ

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ是レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公

ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ卽チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ奬順シ相與ニ和衷協同シ益〻我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ卽チ朕カ祖宗ノ恵撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其康福ヲ增進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシムルコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルナリ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財產ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍內ニ於テ其享有ヲ完全ナラシムルコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至テハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

是に於て憲法を總理大臣に授く。既にして大赦の令を發す。犯罪者を天皇皇族に對する犯罪者、朝憲紊亂の犯罪者、內亂の陰謀者、※外國に對して戰端を開んとする者、兇徒嘯集の犯※罪者、陸海軍刑法、保安條例、集會條例、爆發物取締條例、出版條例等の犯罪にして政治上の意志に出る者、赦して恵澤を施し而して又皇室より。

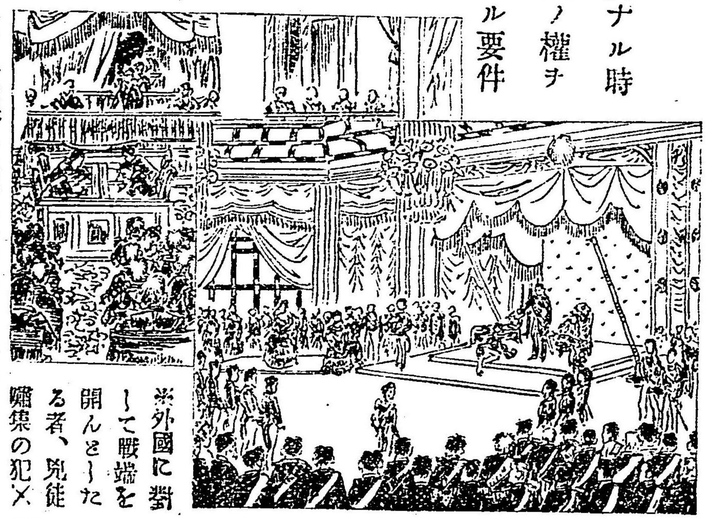

養老金を賜ふ

全國人民中齢八十歳以上に達する者に養老金の恩賜あり。故を以て都となく鄙となく。全國の人民擧て聖德を頌し以て祝意を表す。

天皇貴族院に親臨す

㈡帝國議會開院式の概況を問ふ

㈡明治二十三年十月九日。天皇詔を下し。同年十一月二十五日を以て帝國議會を東京に召集し。同月二十九日を以て開會を命じ。十二月九日天皇貴族院に親臨し三種の神器を具へて。開院の式を行ひ。勅して曰く。

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

朕即位以來二十年間ノ經始スル所內治諸般ノ制粗々其ノ綱領ヲ擧ケタリ庶クハ皇祖皇宗ノ遺德ニ倚リ卿等ト俱ニ前ヲ繼キ後ヲ啓キ憲法ノ美果ヲ收メ以テ將來ニ益々我カ帝國ノ光烈ト我カ臣民ノ忠良ニシテ勇進ナル氣性トヲシテ中外ニ表明ナラシムルコトヲ得ム

朕又夙ニ各國ト盟好ヲ修メ通商ヲ廣メ國勢ヲ振張セムコトヲ期ス幸ニ締約諸國ノ交際ハ益々親厚ヲ加ヘタリ陸海ノ軍備ハ內外ノ平和ヲ保全スル爲ニ歳ヲ積ミテ完實ヲ期セサルヘカラス

㈠官制ハ如何

明治二十四年度ノ豫算及各般法律案ハ朕之ヲ國務大臣ニ命シテ議會ノ議ニ付セシムル朕ハ卿等カ公平愼重以テ審議協賛スル所アルコトヲ期シ併セテ將來ニ繼クヘキノ摸範ヲ貽サムコトヲ望ム

是の日文武百官。貴族院議長伊藤博文。副議長東久世通禧。衆議院議長中島信行。副議長津田眞道及び兩院議員。外國公使等皆な陪席す。既にして天皇階壇を下る。是に於て天皇陛下萬歳國會萬歳の祝聲と其式を了る。

第六編　續史　神武帝即位の元年より紀元二千五百五十一年に至るまでの制度沿革農事、商業、工匠、技藝、教法、宗派の事實を記載す

第一章　制度沿革

㈠上古の官制と。遡とーて詳にするに由なし。是れ神人無別の世なるを以て故ならん。第一代神武帝中州を平げて。大和の橿原に卽位し。萬世の皇基を開くに及んで。天種子命をして祭祀朝政を司らーめ。可美眞手命等を申食國政大夫と爲し。其他珍彦等を以て。國造と爲し。弟猾等を縣主と爲す。其子孫に至るまて世〻官職を襲き。人君一人を奉ず。是に於て百官の制始て定る。後ち景行帝の朝に至て。武內

宿禰(スクネ)を棟梁の臣と爲し。成務(セイム)帝の朝に大臣を置き。大連(オホムラジ)の官を設けて。大政に參與せしめ。崇峻(スウジュン)帝の朝。蘇我馬子(ソガノウマコ)の亂より以後大連を廢す。孝徳(カウトク)帝の朝に始て左右大臣及び内臣を置き。又國造縣主の官を革めて國司郡司と爲し。十九階の冠位を制し。八省（中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内）百官を置く。天智(テンチ)帝の朝に至り冠位の號を改めて二十六階と爲す。又内臣を内大臣と更め。太政大臣、御史大夫(ギョシタイフ)を置き。復た官名位號を更む。清和(セイワ)帝の朝に攝政(セッシャウ)を。宇多(ウダ)帝の朝に關白(クワンパク)を置く。後ち政柄武門に歸せしより。朝廷の百官制度皆な虚名に屬す。源頼朝(ミナモトノヨリトモ)幕府を鎌倉(カマクラ)に置き。政務を執る所を公文所(コウブンショ)と稱し。訟獄を聽斷する所を問注所(モンチウシヨ)と稱し。軍事上の事を掌る所を武者所(ムシヤトコロ)と稱す。又諸國に守護を置き。莊園に地頭を置き。自ら總追捕使(ソウツイホシ)と爲りて之を總督す。後ち公文所の名稱を更めて政所(マンドコロ)と稱す。頼朝征夷大將軍となりしより。鎭守府將軍の官を廢し。更に執權(シッケン)あるものを設け。北條時政(ホウジャウトキマサ)を以て之れに充つ。後ち北條義時(ヨシトキ)。府を南北の六波羅(ロクハラ)に設置し。泰時(ヤストキ)に及んで。評定及び引付(ヒキツケ)の兩職を置き。時宗(トキムネ)に至て。鎭西探題又長門探題なるものを設く。後醍醐(ゴダイゴ)帝の朝に記錄所(キロクショ)を再設し。親ら〳〵訟

獄を聽斷す。高時誅せられ。成良(ナリヨシ)親王征夷大將軍に拜し。關東に廂番(シャウバン)なるものを置き。復た武者所を置く。足利氏府(アシカガ)を室町(ムロマチ)に開き。自ら公方(クバウ)と稱し。鎌倉に管領(クワンレウ)なるものを置く。京師に執事(シッジ)あるものの置く。（後ち執事を更めて管領と稱す）又遠地を管轄せしむる。探題鎌倉の管領も自ら公方と稱し。執事を管領と稱せり。又更に八舘を設く。織田氏に至て。京師に所司(ショシ)代を置き。豐臣(トヨトミ)氏關白に任じ五奉行(ゴブギャウ)を置き。後ち五大老(ゴタイラウ)。三中老の職を設け。幼主秀頼(ヒデヨリ)を輔佐せしむ。徳川(トクガハ)氏に至て。老中(ラウヂウ)なる職を設け。以て百般の政務を掌らしむ。三代將軍家光に及んで大目付(オホメツケ)及び目付を置き。又若年寄(ワカトシヨリ)、寺社奉行(ジシャブギャウ)、勘定奉行(カンヂャウブギャウ)等を設け。各〳〵其職制を定む大老以下概ね譜代(フダイ)の臣を以て之れに充つ。其宗族、國主、城主に至ては皆な虚位虚官に叙するのみ。今上天皇に至り。萬機を親裁し。攝政、關白、征夷大將軍、議奏(ギソウ)、武家傳奏(ブケデンソウ)等の官職及び内覽(ナイラン)、攝錄(セッロク)の門流を廢し。更に總裁(ソウサイ)、議定(ギジャウ)、參與(サンヨ)の三職を置き。神祇(ジンギ)、内國、外國、海陸軍、會計、刑法、制度の七科を太政官に置きて分掌せしむ。後ち官制を更め。議政官(ギセイクワン)、行

政官（セイクヮン）を設け。議政官に上局下局を分つ。又外國事務總裁を置て。專ら外國に關することと處理せしむ。又諸藩主を以て知藩事と爲し。再び官制を改めて太政官に左右大臣、大納言（ダイナゴン）、參議（サンギ）を置き。神祇官を其上に班し。民部、大藏、兵部、刑部、宮內、外務の六省及び彈正臺（ダンジヤウダイ）を置き。其下に寮司あり。後ち北海道に開拓使（カイタクシ）を置き。開拓の事を掌らしむ。明治四年七月藩を廢して縣を置き。三府七十二縣と爲し。縣治職制を頒つ是に於て郡縣の制始て定る。後ち數次縣を廢併し。二十二年に至り三府四十三縣と爲す。廢藩の後ち。太政官を正院と爲し。左右院を置き。神祇省を教部省と改め。警保寮を司法省に置き。又工部省を設け。兵部省を廢して陸海軍二省と爲し。尋で內務省、集議院、元老大審の兩院を置き。參議の省卿兼任を罷め。會計檢查院、農商務省、參事院を置き。開拓使を廢して三縣を置き。制度取調局を宮中に設け。後ち內閣を組織し。大政官各省の職制を廢す。其後ち遞信省、樞密院を設け。內大臣を置く。二十三年官制を改め。元老院を廢し帝國議會を開き。二十四年に至り又官制を改正し。俸給令を改めて職給の制を定む。

㈡文學の狀況を問ふ

㈡我國文教の興るハ。第十五代應神（オウジン）帝の朝。百濟（クダラ）より書籍を獻じ。博士を徵するに始る。第十七代履仲（リチウ）帝の朝に。始て諸國に史官を置き。民の言事を記し。四方の志を通ず。第二十六代繼體（ケイタイ）帝の朝に百濟より五經博士を貢し。第三十三代推古（スイコ）帝の朝に至て。百濟より又た天文地理の書籍及び曆を獻ず。因て學生を撰拔して之を學ばしむ。時に廐戶（ウマヤド）皇子大臣蘇我馬子（ソガノウマコ）と議し。天皇紀及び國記。臣連伴造（オミムラジトモミヤツコ）、國造（クニツコ）百八十部の公民等の本記を撰ぶ。洵とに文教の益〻隆盛なることを知る可きなり。第三十八代天智（テンチ）帝の朝に及んで始て學校を設け。第四十一代持統（ヂトウ）帝。博士に食封及銀兩を賜ひ。以て文教を勸奬せり。第四十二代文武（モンム）帝ハ始めて先聖先師を大學寮に釋奠して。儒教を興隆し大學の制を定め。又別に算。書。音の三科を置き。大學寮の諸費ハ官費を以て之れを支給す。是に至て文物大に備る。後ち第四十三代元明（ゲンメイ）帝の朝に古事記の撰あり。第四十四代元正（ゲンシヤウ）帝の朝に日本紀の著あり。第五十代桓武（クワンム）帝の朝に續日本紀成る。第五十一代平城（ヘイジヤウ）帝の朝に古語拾遺成り。第五十三代淳和（ジユンワ）帝の朝に令義解成り。第五十四代仁明（ニンメイ）帝の朝に

日本後紀成り。第五十六代清和帝の朝に續日本後紀成り。第五十七代陽成帝の朝に文德實錄成り。又奬學院を置く。第五十九代宇多帝の朝に類聚國史成り。國史ハ菅原道眞の著す所なり。第六十代醍醐帝の朝に三代實錄成る。實錄も亦た道眞の定る所多きに居る。古語拾遺。類聚國史の如きハ。頗る正史の闕点を補ふ。其他懷風藻。經國集。本朝文粹諸書の如き。當時文事の隆なるを想見するに足れり。保元、平治以降爭亂の世と爲り。絶て學事に心を委ぬる者なく。學制ハ壞亂し。敎化ハ固より廢滅に歸す。偶〻文章博士大江廣元。明法博士中原親能。八文字廣言。算博士三好康信等鎌倉に往くも只た覇府創立の資とあるのみ。當時の史と稱するものハ神皇正統記。保元平治物語。平家物語。源平盛衰記。職原抄の如きに過ぎず。（正統記ハ尤も世道に有益の書なり）應仁以降。文學益〻不振の狀況に陷り。隨て道德も廢滅し。君臣相攻擊し。父子相鬪爭するに及べり。然るに獨り北條貞顯ハ其紛亂の間に卓立して。金澤に學校を興設す。時人之を美擧と爲す。又小野篁の創立に係る。下野の足利學校あり。後ち上杉憲實生徒を敎養せんが爲め是に修繕を加へ。學田を置き。明國より書籍を

購求し。僧快元なる者を以て校長に任ず。爾後文權は。僧徒の專ら占る所となり。就學することを。寺入と稱ー。生徒を寺子と稱するに至る。而して德川家康儒學を貴び。藤原肅ハ惺窩と號す心を程朱の學に究め大に發明する所あり及び林道春を聘して。經書を講究す。是に至て文敎大に興る。元祿年間。德川綱吉學を好み。新に孔子の廟を本鄕に築きて。忍岡の廟より之に移し。法印林信篤をして髮を蓄へしめ。而して大學頭に任す。蓋し髮を蓄へしめたるハ。文權の久しく僧徒に歸したるを回復し。士流に列して。其品位を高めたるなり。故を以て。各藩も亦た悉く此例に倣ふ。享保年間に及び。荻生茂卿。伊藤維楨。始て程朱の學を排斥し。古學を唱道せしより以來。世の學者にして頗る異說を唱る者多きに至る。僧契沖なる者始て國學を唱へしより。羽倉春滿。岡部眞淵の如きも其學を唱ふ。本居宣長。平田篤胤に及んで其學說益〻熾盛を致せり。此の時に方り吉宗尤も意を文敎に委ね。耶蘇敎書を除くの外。泰西の書を讀むを允す。是に於て。泰西の學を講ずる者多く。隨て數學、醫術、藥性、舍密等の學盛に起れり。德川家齊。柴野邦彥。尾藤孝肇。古賀侗等の儒者

を抜擢し。昌平坂（シャリヘイザカ）學校の教授を掌らしめ。大に學生を養成し。又日講所なるものを開き。衆庶をして講義を聽くの自由を允す。故を以て。列藩も大に學校を起し。子弟を薫陶す。熊本の時習館（寶暦二年細川重賢建設す）鹿兒嶋の造士館（安永二年島津重豪建設す）山口の明倫館（享保三年毛利吉元建設す）水戸の弘道館（天保九年德川齊昭建設す）仙臺の養賢堂（元文元年伊達吉村建設す）の如き尤も著名なりとす。幕府又和學講談所を江戸に置く。檢校塙保己一（ハナハホキイチ）之を管理す。保己一は瞽者にして強記人に過ぐ他人の書を讀むを聞き一過して誦を成さゞることなし遂に群書類從六百三十餘卷を編纂し後ち續編して一千百八十五册を成すと云ふ安政年間。德川家定（イヘサダ）。蕃書調所を設け。箕作玩甫（ミツクリグワンホ）。松本廣安（ヒロヤス）等を以て教督と爲す。初め新井君美（アラヰキミヨシ）。始て荷蘭學を開き。青木敦書長崎に如き蘭籍を修む。是より蘭學浸く盛況に至る。乃ち蕃書調所に於て。英、佛、獨魯各國の學術を教ふる所と爲し。其名稱を開成所と改む。此の如く文教進歩すと雖も。是れ畢竟士流以上の教育に止めたるを以て。普く庶民に及ばざりき。

大政維新の初め。奥羽各地の干戈未だ收らざりしも。政府は特に意を學事に用ひ。明治元年三月學習院の開講を命せられ。四月大學寮代とし。學規を改正し。學務を督せらる。尋て長崎に在る舊幕府の學校を再興す。又舊昌平校醫學所。開成所を復し。四方の學士を徴して。之が教授と爲し。特に令して詞章に拘はらず。實用の學に基かしむ。其他兵學校。皇學校。漢學校を京都に設立す。本校い翌二年九月に至り。廢止せられたりと雖も。維新後。朝廷學校を設立したるの始とす。二年四月。昌平、開成、兩校の歳費二万七千六百圓を定め。尋て又兩校生徒の數を定めて。各三百人とす。兩校倶に德川氏設立に係るものなり。全六月に及び昌平校を改めて。大學校と稱す。開成。醫學二校を屬せしむ。尋て大學校を改て大學と稱し。開成所を。大學南校。醫學校を。大學東校と稱す。之を帝國大學の創始と爲す。同年十二月。大學句讀所を廢し。東京府に令して。小學教育方法を設けしむ。同三年二月。大中小學規則を定め。六月に及び。小學校六ヶ所を。東京府下に設けしむ。是れ小學校を設けたる始とす。同年二月大學規則を頒布し。學體。學制。貢法。試法。學費。學科の六綱領を定む。本規則い。明治五年八月學制頒布ありしが爲め。消滅に歸したり。故に其間二ヶ年六月に亘れり。是れ明治時代學政規定の始と爲す。尋て三年七月學制更正を以て。假に大學本校を閉づ。尋て外國教員を大學南校に聘し。列藩をし

て。生徒を貢進せしむ。其條件は「現高十五万石以上三人。同五万石未滿一人」。十六歳以上二十歳迄の人材を選擇し。十月を期して來校せしめ。更に撰擧心得を布く。翌四年九月に至り。貢進生を罷む。同三年九月。中學校を東京に設け。華士平民の入學を允す。是れ中學校を設けたるの始と爲す。同年十二月海外留學規則を定め。官私倶に之を大學に管轄せしむ。又私願留學規則を定め。官撰留學生に準倣す。同四年二月。外務省に漢洋語學所を置く。同年七月。大學を廢して。文部省を置き。舊大學は單に南校。東校と稱せしむ。尋て二校を閉づ。從前大學は。學事全般を總判したりしが。茲に至りて。學事と事務とを分離して。全く其規摸を一新するに至れり。同年十一月。府縣の學校を文部省に屬し。其管轄を受けしむ。是れ同年七月藩を廢し。悉く縣と爲し。全國畫一の政令始て行はるゝより。本令を布き。全國の學校も亦一轄に歸したり。同年十二月。東京府下諸校の入學授業法を頒つ。依て府下各所に。小學校六ケ所。洋學校一所を建設し。其入門心得を規定せり。又女子洋學校を設くることを公示したり。是れ女子洋學校を開くの始と爲す。同五年五月。親王。華族。府藩縣の遊學を許され。其條件を定む。爾來華族の子弟。各地に遊學し。貴賤混同學事の端を開くに及べり。同年八月。學制百九章を頒布す。全國の學政ハ。之を文部省に統べ。全國を分て八大區と爲し。每區大學校一所を置き。大區を分て三十二中區とし。之を中學區と稱す。全國八大區にて。三百五十六所とす。區毎に中學校一所を置く。中區を分て。二百十小區とし。之を小學區と稱す。每區に小學校一所を置く。一大區にて其數六千七百二十所。全國にて五万三千七百六十所とす。因て各地方の學校を鎭し。更に學制を循ふて。之を建設せしむ。是れ全國統一學制を布くの始めとす。且つ學校維持の本體を授業料と一。直轄學校は。國庫より之を補助し。府縣所管の學校は。學區内の集金。寄附金。積金の利子を以て補助し。特に小學教育の普及を圖り。文部省の定額内より補助金を出して。府縣に委托せり。卽ち從來の公費從學を一變したるなり。尋て自今公學私塾の別なく。生徒衣食の費用を官給することを廢止すべしと達せられ。學風頓に一變せり。同十二年九月。學制を廢し。教育令を布き。學區取締を廢し。學務委員

を置き。小學區。小學教科及び學費は。其綱を示すに止りて。其施設の如きは。專ら町村に委任し。授業料を徴收するとは。一に其便宜に任せたり。

學政上諸般の條規大に更る。同十三年十二月。改正教育令を布く。小學區及び小學教則は。地方をして之を定しめて。學務委員の薦擧を愼み。其他重要の事項を擧くれむ。府縣ハ。文部卿の認可を經せしめ。町村ハ。府知事縣令の認可を經せしむる等の事あり。同十八年八月。再び教育令の改正あり。區町村の學務委員を廢し。町村戸長をして。其の事務を管掌せしめ。又た公立學校の內にて。師範學校の外ハ。授業を徴收せしめ。半年級を。一年學級に改むる等の事なり。同十九年三四兩月の間に。帝國大學令。師範學校令。小學校令。中學校令。諸學校通則の頒布ありて。學政の面目大に改まり。從來の教育令の專ら小學校に係る事項を主として。他ハ概ね缺如せしも。是に至りて整備せり。而して其帝國大學令に在りては。大學院を設け。師範學校令に在りては。生徒をして。順良。信愛。威重の氣質を備へしむることに注目し。文部大臣の管理に屬する。高等師範學校を設け。師範學校生徒の學資

ハ凡て學校より支給せしめ。學科及び程度ハ。文部大臣之を定め。小學令に在りては。小學校の經費ハ主として授業料に資り學科及び程度ハ。文部大臣之を定め。中學校令に在りては。文部大臣の管轄に屬する高等中學校を設け。尋常中學校の設置を限定し。學科及び程度ハ文部大臣之を定め。又小學校。中學校の教科書ハ。文部大臣の檢定を經たるものに限り。師範學校の教科書ハ文部大臣之れを定むるが如きハ。改革の最も著しきものなり。尋て新令に伴ひたる諸條規を逐次に發布し。諸學校生徒の氣質養成に關しては。大に兵式の養成法を採用することを奬勵せり。二十三年十月。更に小學校令を頒布して。其本旨を明示せり。乃ち校令第一條に曰く。

「小學校ハ兒童身體の發達に留意して。道德教育及び國民教育の基礎並其生活に必須なる普通の智識技能を授くるを以て本旨とす」と。其他小學校の編制。就學。小學校の設置。府縣市町村の負擔及び授業料。小學校長及び教員管理及び管督等。九十六條にして頗る詳密を極め。且つ其改正の目的ハ。從前教育上の弊を矯め。行政制度の改更に伴ひ。校舍維持。學事監督の方法を定めたるものあり。同年十月三十

日教育上の勅語を降させられ。爾今我國教育の方針をして。準據する所を知らしめらる。此勅語を降させられたるより全國公私學校ハ。勅語拜讀式を行ひ。始て我國教育上の方針。那邊に在るを知るを得たり。爾今我國民ハ。誠心一意。勅語の聖意を服膺せざる可らざるなり。二十四年一月。小學令施行方を。同年三月。小學校令施行に際し。從來の市町村立小學校一時存續處分方を。同六月。市町村立小學校長及び教員の名稱及び待遇を公布する等其文學上の狀況。年月を逐ふて益〻旺盛なり。

㈢兵事を語れ

㈢神武帝。日向を發し。大業を恢弘するに方り。帝に扈從して。尤も智勇を奮ひし者ハ。道臣命。大久米命あり。已にして中州平〻や。各〻兵を率ゐて。宮門を護る。後世に至り。衛府の兵と曰ふは此に始る。又可美眞手命も内物部を率ゐて宮中を衛る。第十一代垂仁帝。始て兵器を以て祭幣と爲し。神宮を以て武庫と爲し。太刀一千口を石上の神宮に藏す。後ち第三十七代孝徳。第三十九代天智の歷朝より。大寶年間に及んで。兵制大に具備す。蓋し上古事あれば。天皇之が元帥と爲て親征す。可らざれバ。皇子若くば皇后之に代る。我朝の國を建るや。政體簡易。文武一途。全國皆な兵にして。未だ武門武士なる者あらず。武門の稱あるは。源平二氏の起る及んで始る。故に征討あるときは。必ず之が將帥と爲る。人民の弓馬に堪ふる者ハ。有事に臨んで。徴發に應ぜんが爲め。平素武術を練習す。是れ武士の稱ある所以なり。而して因習の久しき。其武門に隷屬する者と。恰も君臣の如き狀態を呈し。終に封建の勢を成すに至れり。是を以て源平二氏將帥の權を以て。此勇敢なる人民を募り。征討に充るに依り。直に功を表さゝるなしと雖も。承久建武の事の如く終に王權を奪ひ。私慾を逞ふするに至る。應仁以還群雄此の兵を率ゐて。四方に割據し。戰鬪虚日なし。此時に方り。武田。上杉二氏。尤も其精悍を柱む。是時已に弓矢の用稍や衰廢に歸し。銃砲の用將に隆おらんとするの氣運に至れり。然り而して。徳川氏に及び。概ね武田上杉二氏を祖述して兵家の名ある者多し。徳川氏の軍制ハ。騎士歩卒弓銃槍旗の數を。封祿の多寡に依據して定む。安政年間に至り。其制を革め。長大強壯の士を以て銃隊を編し。五年毎に交代せしむ。其制たるや五百石を食む者ハ一人。千石を食む者ハ二人。三千石を食む者ハ十人を出すを標準と

爲す。時に外國軍艦の來る稍く頻繁あり。因て幕府勝義邦（カツヨシクニ）等を長崎に派遣して海軍術を傳習せしめ。尋て海軍操練所を置き。軍艦奉行を設く。銃砲の技術此時より頗る開け。列藩も亦た爭ふて之に倣ひ。遂に兵制一變す。然れども。保元平治以降。兵權一に武門に歸し。國ハ封建の制にして。人民ハ兵農の別を爲し。其弊頗る多し。明治維新に至り。各藩版圖を奉還し世襲の俗を廢し。武士の名稱を罷め。士農工商の四民共に募兵に應じ。海内皆な兵と爲るの古制に復す。初め。諸藩に命令して。軍團を編制し。常備兵員を一定し。陸軍ハ佛式を採用し。海軍ハ英式に準據し。之を統管するの軍務官を置く。爾後之を廢し。兵部省を置き。又更めて陸海軍二省を設け。近衛兵を置き。鎭臺（後師團と改む）を設け。各〻其所管を定む。然り而して古制を調査し。泰西の法を酌量して。徵兵令を全國に布き。丁年（二十歳を云ふ）以上の者ハ。悉く兵籍に編入し以て護國の基礎を建つ。又陸軍を常備。豫備。後備。國民の四軍に大別し。兵卒を步、騎、砲、工、輜重の五隊に分つ。是れより後ち十年間に兩回更定す。而して又屯田兵を北海道に置き。鎭守府を各地の要所に置き。憲兵を設け。行政司

法警察を兼ね。軍人の非違を視察す。而して後ち陸海軍に勅し。禮儀を正くし勇武信義を以て國家に力を盡さしめ。又海軍公債を發行す。全國の人民之を聞き。海防費を献ずる者ハ。位階綬章を賜ふ。各差あり。是れ兵子の概要あり。

㈣上古の法律ハ頗る簡易にして。罪の輕重に依り。物品を徵收して。贖罪せしむるを解除と稱す然らしむる所あり。罪に天罪。國罪の區別あるのみ。蓋し風俗淳朴の。元惡大憝を罰するには。兵を率ゐて之を誅戮す是を極刑と爲す。例へば神武帝。東征して兇賊を誅戮し。第十代崇神（スウジン）帝。武埴安彦（タケハニヤスヒコ）を誅して。又出雲振根（フリネ）命（ミコト）を刑に處せしが如き是なり。第十五代應仁（オウニン）帝。探湯を用ひて。其是非曲直を判決し。武内宿禰（タケノウチノスクネ）の冤罪を免る。初め武内宿禰の弟甘美内（ウマミウチ）宿禰（ノスクネ）ある者兄武内宿禰。筑紫（ツクシ）に據り。三韓を招きて不軌を圖ると。應仁帝に譖す。因て探湯を用ひ。甘美内遂に罪に服し。之を拏と爲すと云ふ。第十七代履仲（リチウ）帝。阿曇（アドン）の連濱子（ムラジハマコ）の死を赦して墨刑に處し。野島（ノジマ）の海人（アマ）を蔣代（コモシロ）屯倉に役し。第二十二代清寧（セイネイ）帝。親く囚人を錄するが如きは。皆な欽恤の聖意に出るなり。第三十四代推古（スイコ）帝の朝。始て憲法十七條成る。是れ厩戸（ウマヤド）皇子の

㈣法律の事を記せ

鎌倉以後
徳川氏時代
明治昭代

作る所あり。而して其憲法い悉く戒飭の語に止り。刑を適用するの例なし。第四十三代文武（モンム）帝の朝に至り。始て笞法を定め。以て公私の奴婢を撿一。又游手博戯の民を禁じ。律令を定む。第四十八代淳和（ジュンワ）帝の朝。右大臣清原夏野（キヨハラナツノ）等令義解を作り。以て諸儒臣と辨論折衷して之を解釋す。其後ち坂上（サカノウヘ）兼明（カネアキ）等。裁判至要抄、法曹至要抄を著し。講法者に便益を與ふ。降て政柄武門に歸せしより。刑罰之已の意に任せ。武斷を是れ事とす。室町（ムロマチ）の末世に至て。家々其政を施し。國々其刑を異にし。法令區々にして毫も統一する所なし。德川氏に及んで。法令を制定し。評定所を置き。稍や面目を改むと雖も。戰亂戡定の日尙は淺く。故を以て。鋸磔焚の慘刑を存し。又諸侯伯の刑律も一定せず。然れども概ね則を幕府の法律に取れり。大政維新の初め。勅一て刑い務めて寬減に從ひ。且つ法書を撰せ一む。要するに大に幕府の法律を改正し。鋸焚の二刑を廢一。君父を弑逆するの大惡を處するにのみ磔刑を適用することゝなし。其他追放（ツイハウ）、所拂（トコロバラヒ）、闕所（ケッショ）、入墨（イレズミ）の諸刑を廢して。之に代もるに徒刑を以てし。盜贓十兩にして。劍首に處するを改めて百兩と爲し。死刑に處する者い

㊄貨幣の事を述べよ

。悉く上裁を仰ぎたる後ち決行することゝあせり。明治三年。新律綱領を頒布す。是に至て全國の刑政始て統一す。已にして明法寮を置き。法學部を設け。以て法律の書を研究せ一む。而して又改定律例を頒布一。新律綱領と幷行す。尋て大審院を置き。控訴裁判所を開き。八民をー一て寃罪に罹らざらしめんことを期す。又各府縣に裁判所を置く。十三年。更に刑法。治罪法を頒布し。大に法律の面目を改む。其他陸海軍に各刑法ありて。軍人の犯罪を處斷す。其後ち保安條例。憲法。民法。商法。民事訴訟法。裁判所構成法を發布一。治罪法を廢して刑事訴訟法を公布し。又行政裁判法を設くる等良法の施行一々枚擧に遑あらず。其法律完備。古來未だ嘗て有らざる所あり。

㊄貨幣い第二十四代顯宗（ケンソウ）帝の朝に銀錢の發行あるを始とす。後ち第三十四代推古（スイコ）帝の朝に。高麗（コマ）の王黃金三百兩を献じ。又第三十六代皇極（クワウギョク）帝の朝に金銀を献ず。第四十一代天武（テンム）帝及び第四十二代持統（ヂトウ）帝の兩朝に。新羅（シラギ）より金銀銅鐵を献じ。天武帝二年に對馬より始て白金を貢す。是に至て鑄錢司を設置す。第四十四代元明（ゲンメイ）帝の朝

和銅元年武藏の秩父郡より銅を献ず。是の歳始て銀錢及び銅錢を行ふ。是より以前の錢ハ皆な無文なるを以て初めて和銅開珍の文字を入るゝといふ。第四十六代聖武帝天平感寶九年。陸奥より始て黃金を献ず。爾來金銀銅錢。諸國より出づ。第四十七代孝謙帝の朝。天平寶字四年。詔して新錢を鑄る。金銀銅錢並び行はる。而して銅錢の文を萬年通寶と曰ひ。金錢の文を開基勝寶と曰ひ。銀錢の文を太平元寶と曰ふ。是より以後。鑄錢すること數々にして。其の文ハ神功開寶。隆平永寶。富壽神寶。承和昌寶。長年大寶。饒益神寶。貞觀永寶。寬平大寶。延喜通寶。乾元大寶等是れなり。第六十三代村上帝天德年中より。凡そ四百餘年間。鑄錢を廢止す。宋錢宋ハ古支那の國號を專用す。第九十七代後醍醐帝建武中興の時に方り。財用給らず始て楮幣を造り。新錢を鑄る。其文を乾坤通寶と曰ふ。應永中。明舶銅錢を搭載して相摸灘に漂着す。足利滿兼收めて之を關東ゟ行ふ。卽ち永樂通寶あり。其後ち明主使を遣し來聘して。銅錢三十萬緡を足利義敎に贈る。降て天正中始て黃金の大判小判を造り。豐臣秀吉軍中の賞賜に充つ。文祿に至て始て武藏小判を造り。德川家康に及んで

○大判。小判。一分金を改鑄し。是を慶長金と稱す。蓋し地金を石見。佐渡に採るといふ。又新に多く銅錢を鑄造して。之を發行すると同時に。永樂錢の發行を停止す。家光に及んで更に寬永通寶を增鑄す。綱吉職を襲ぐや。奢侈を極め。爲めに國用缺乏を告げ。金銀を改鑄し。銅錫を以て之に雜ゆ。物價騰昂して。商賈行はれず。家宣に及んで國用益〻缺乏に至る。時に新井君美。金銀を改鑄して慶長の舊に恢復し。人民頗る悅ぶ。享保元文の交。歲荐りに豐饒にして。米價頗る低落し。士農大に困苦し。商業行はれず。吉宗之を憂ひ。廩米を品川灣に投し。米百石の價を七十兩以上に騰貴せしむ。然るに寶價に至ては。三分の二に過ぎず。乃ち貨幣の數少く。品位貴きに過ぐるを察し。直ちに金銀の貨幣を改鑄して。其形質を小にせり。卽ち文字金是れなり。依て新金百六十五兩を以て。享保金百兩と交換せしむるの制を定む。故を以て米價均稱し。金融極て善し。而して錠銀。碎銀等ありて之れと並び用ふ。天明中。仙臺藩主伊達重村の允准を得て。五年を限り。錢を鑄造して其封內に行ふ。其文を仙臺通寶と曰ふ。列藩も亦た米札或ハ錢札と稱する。紙幣を各〻其封

內を限りて行ふ。天保中幕府。楕圓形にして黃銅質の當百錢を鑄造す。其文を天保通寶と曰ふ。德川家齊（イヘナリ）の時國用乏しきを以て。二分金。一朱金銀。五兩判金。二朱金。一分銀を鑄造して其欠乏を補ふ。既行の小判金。一分金に至てハ。其形小にして。其質惡しく。故を以て又當百錢を鑄造して之を發行す。其他眞鍮錢にして四文錢と稱するものも亦た已に行はる。尋て文久錢を鑄造して。各種と幷せ行ふ。是より前き鐵錢にして。俗に鍋錢と稱するものありて亦た行ハる。明治元年。新に紙幣を發行し。又正金兌換證券を行ふ。其後ち紙幣寮を置き。更に洋式に倣ふて紙幣を製造し。以て將來の紙幣と交換す。尋て大阪に造幣局を置き。金銀銅三種の貨幣を鑄造ス。金貨を本位と爲し。銀貨を定位と爲し。兩。分。朱の舊稱を廢し。更に圓。錢。釐。の稱を付し。九十六文を百と稱するの稱呼を罷めて。十進一位の法を用ひたり。而して貨形ハ悉く圓形に改め孔口を穿たず。皆な模範を洋貨に取り。其種類ハ金貨五種。銀貨四種。銅貨四種の別あり。其他貿易銀なるものありて。其値。金一圓に相當す。維新以來正貨及び紙幣を幷せ行ふ。其價格に至てハ。少異あるの

㈥度量衡の制を叙述せよ

み。明治十年。西南の亂起るや。軍資に充てんが爲め。紙幣を增發す。時に國立銀行の設置頗る多く。而して各紙幣を發行するを允さる。尋て正金銀行の設けありて。專ら海外の爲換等を掌り。又日本銀行を設立ス。兌換券を發行す。明治二十一年。五錢の白銅貨を鑄造し。補助貨と爲す。是より前き。天保錢の發行を停止して通貨と交換する等。飜然貨幣の面目を一新せり。

㈥我國尺度量衡の濫觴ハ。何れの世なることを知る能はずと雖も。第三十五代舒明（ジョメイ）帝の朝に始て斗升斤兩を定むることハ史傳に明あり。而ーて尺度も亦た此時に始るなり。度量衡共に二樣あり、他を測るの尺度、銀を量るの權衡、穀を量るの量は、皆な大なるを用ひ、其他ハ小なるものを用ふ

○第四十三代元正（ゲンシャウ）帝の朝養老元年に。調庸斤兩長短の法を定む。後ち戰亂の世に至り。群雄四方に割據するの時に及び。度量權衡各地其差を生せり。德川家康（トクガハイヘヤス）に至りて量ハ京升を用ひ。一升の量ハ。方五寸。深さ二寸七分と爲し。寬文年間口徑を四寸九分と爲す。權衡ハ守隨（シュズイ）某の製造に係るものを採用し。尺度ハ曲尺。鯨尺を採用し。單に舊制に準據す。而して又絹

明治昭代

明治昭代

德川吉宗の推步學

㊆曆法ハ如何

布の段匹を度るには。總て鯨尺を用ふるに規定す。明治八年。始て度量衡條例を頒布し。其樣式を指示し。製作所を一定し。府縣此が撿査を掌る。九年に至り新舊を比照して。其制を一にし。洋式の權衡を幷用することを允許す。二十四年に至り。第一期國議會の協贊を得て改正したる。度量衡條例を發布せり。

㊆我國の曆ハ。第三十四代推古(スイコ)帝の朝に始て嘉曆を用ふ。其後ち儀鳳曆。大衍曆。五紀曆。宣明曆等各種の曆法に更改すと雖も。皆な大陰曆と稱するものにして。月を立るは。大陰の朔望に據れり。因て必ず閏月を二三年間に置かざるを得ず。閏月を置くの前後に季候の早晩あるを以て終に推步の差異を生ずるに及べり。明治五年。大陰曆を廢して大陽曆を頒布す（推古帝の十年始て曆を用るより爰に一千二百七十二年を經て大陰曆を廢し明治五年十二月三日を以て六年一月一日と定む）此曆ハ月を立るに大陽の躔度に據るものにして。季節早晩の變異なし。而して四年毎に閏一日を置く。故に七千年の後に至り。僅々一日の差異を生ずるのみ。從來の時刻ハ。晝夜の長短に依て十二時なるを更めて。晝夜平分二十四時と爲す。是より前き。德川吉宗推步學を好み。始て測午表を吹上苑に建て。日晷を觀るの望遠鏡を作

明治ノ氣象臺

㊀農事の沿革及び德川氏以來田租徵收の方法如何

り。尋て江戸に司天臺を設け。渾天儀を改造して。簡天儀と稱す。明治九年。氣象臺を東京に置き。後ち測候所を諸國に設け。日時の氣壓。溫度風力雨量。天候の如きを觀測し。以て氣象の變動を公衆に示し。不慮の災厄に罹らざらんこと期す。

第二章　農事及商業

㊀本邦ハ。往昔より瑞穗(ミヅホ)の國の名稱あるは。五穀豐なるを以ての故なり。天祖衣食の原を開き。御田の稻と。機殿の繭を庶民に賜ふ。農事を勸誘すること此に淵源す。神武(ジンム)帝。意を農政に留め。久米部(クメノベ)をして稷田(アハタ)を營ましめ。又天雷命(アマノトミノミコト)に命じ沃土を索めて穀麻(カヂアサ)を阿波國に植へ。轉じて東國の地に植ゆ。而して崇神(スウジン)第十代垂仁(スイニン)第十一代景行(ケイコウ)第十二代應神(オウジン)第十五代仁德(ニントク)第十六代履仲(リチウ)第十七代推古(スイコ)第卅四代六帝の時各地に池溝を堀て田畠の灌漑に供す。第二十一代雄略(ユウリヤク)帝后妃をして躬ら桑を摘んで以て蠶事を勸め。又詔して諸國に桑を植へしむ。第二十七代繼體(ケイタイ)帝も亦た諸國に詔して農桑を勸む。第三十七代孝德(カウトク)帝大化元年。戶籍計帳班田收授法を造り。大に農事を勸誘し。第四十一代天武(テンム)帝朱鳥三年。諸國に詔して稅を貸し。百姓の貧富を定めて三等と爲す。第四十二代持統(ヂトウ)帝詔し

て天下に桑苧梨栗蕪菁を植へしめ。第四十四代元明帝和銅八年。詔して國司郡司の治績其宜きを得ずして。百姓の流亡十人以上に至る者は。其任を解くの制を定め。務めて百姓を愛撫す。第四十五代元正帝靈龜元年。陸田を兼ね耕し。禾麥雜穀を種へしむ。是れ畢竟陸田を耕すの利を知らざるを以て。時に旱潦に逢へば。餘穀なきを以ての故なり。尋て耕種及び牧畜を勸課して。又陂池を興して以て灌漑を廣む。六年。晩禾蕎麥及び大小麥を種へしめ。藏置儲積して以て年荒に備ふ。延曆十八年。天竺の人渡來して草綿の種を傳ふ。因て之を南海の諸國に頒種せしむ。弘仁六年。畿内。近江。丹波。播磨の諸國に茶を植へしめ。天長六年。中納言安世の奏請に依り。諸國に水車を造りて田畠の灌漑に便ならしむ。承和六年。畿内に蕎麥を種へしめ。其他七道諸國に黍稷稗麥及び大小豆胡麻等を種へて其繁殖を圖らしむ。文治二年。源頼朝。其所管内九國の民力を酌量し。奏請して賦税を改定す。北條泰時武藏野を開拓し。多摩川に水を引て灌漑に便にす（泰時此事業を起せしは仁治二年なり）時賴。守護地頭等の私に田畝を丈量することを禁ず。足利氏の時に至ては。軍資不足を

告げ。賦斂頗る多し。豐臣氏に至り。古の田制を變更し。三百歩を以て一段と爲し。歩毎に二尺を縮少す。然れども税額は尚ほ減ぜず。徳川氏も亦た此制に倣ふて終に改正する所なし。慶長年間。葡萄牙國より煙草を傳へ。又寛永年間琉球より西瓜を貢す。寛保年間。青木敦書。幕府に請ふて。薩摩の甘薯を諸國に種へ。以て大に民を利す。延享年間。幕府。外國に甘蔗を徴し而して又製糖の法を傳へしむ。降て維新以來。政府大に農事を奬勵改良し。年々歳々豐饒ならざるはなし。

徳川氏時代田租の制は。水田陸田共に各〻上中下及び下下の四等に別つ。水田は一段に米一石五斗を收め。遞減して九斗と爲す。陸田も亦た米を以てし。一段に七斗より一斗と爲す。而して其租税を徴收するは。概ね四公六民にして。納租に本色折色の別あり。近畿及び西南諸國は。水田陸田共に租額を三分し。米二。銀一を以てし。關東。奥羽地方の水田は。米。陸田は金を以てす。元祿年間海内の石高を丈量するに石高。二千五百九十一万餘石にして。其定租に定め。定免見取の二法あり。定免は數年を比較して其額を定め。見取は毎歳秋季の禾稼を檢踏して之を課す。列藩の田制

及び收租の法概ね之に準據すと雖も。寛嚴輕重均一ならず。維新以來。廢藩置縣の令を下し。尋て地租を改正し。條令及地券を頒布し。租率ハ地價百分の三と爲ー。而して地方の公費を賦課するに。地租三分の一に超過することを禁す。爾後又地價百分の二分五厘と爲し。地方公費ハ五分の一に超過せしめざることゝ爲す。而して明治二十四年三月。地租徵收期限を改正する等。大に其面目一新せり。

㈡上古商業の事得て詳にす可らず。第八十六代後堀河帝の朝。寛喜中。北條泰時。米一石の價を一貫文と定む。其後德川氏に至て。絹布の長さ二丈六尺を以て一端と定む。故に賣買ハ皆な此法に則る。元和以降幕府江戸に在るを以て。諸侯伯皆な一府に集る。故を以て。京都。大坂。堺等の亙商を江戸に移らしめ。以て一般の急用に供ふ。然れども時未だ運漕の道開けず。正保年間に至り漸く始て商船の東西に相往來することゝなりー。是より前き。慶長年間和蘭の商舶。界浦に來り。互市を請ふ。時に船主。家康に謁す。家康海外の事を向ひ。始て始亞細。亞非利加。歐羅巴の三大洲あることを知り。大に通商の道を開んと欲す。時に呂宋。安南。羅暹。柬

甫塞。阿媽港。英吉利等の諸船相尋て來る。家康悉く其船主に接ー。其國主に書を遺り。又ハ通販するを許すの切符を與ふ。其後ち我商船を亞米利加。新西班牙の諸國に遣し。或は明の福建總督に書を遺り。通商せんことを勸む。總督頗る疑懼して報答せずといふ。然るに福建廣東南京の商船ハ續々來れり。元和年間。家康。耶蘇敎を嚴禁すると共に。本邦人の海外に渡航することを停止し。唯だ明。和蘭両國の來航するを允ー。而して長崎を以て貿易場と爲し他の諸港ハ悉く閉鎖す。正德年間。和蘭船二隻と。淸船三十隻を限り。貿易品の價額を規定し。極數を銀九千貫と爲ー。之に紅銅四百五十萬斤を與へ。金銀に至てハ。縱ひ少許と雖も。輸出するを禁じ又た外人の密賣を嚴禁す。寛政年間再び商船の定數を減じ。和蘭船は一隻。淸船ハ十隻と爲し。銅百六十萬斤を每年の極數と定む。慶應元年。幕府開港貿易の勅許を得しより。商船の數。物貨價額の定限を解き。大に貿易をー て繁盛ならしむ。維新以來。外船の來るや日に月に多きを加へ。本邦人も亦た萬里の波濤を越へて。歐米各國に至り。商會を設置ー て。貿易の隆盛を期するに至れり。本邦の商賈時に或ハ

德川氏時代
會社を設立して。爲換切符等を用ふること古來より其例ありと雖も。畢竟人民相互の私約に過きず。然るに明治五年に至り。東京ゟ第一國立銀行を設立す。（第一國立銀行ハ三井組會の請ひに依る）後ち銀行條例を頒布ー。一般人民の設立を允許す。又日本銀行を設け。大藏省の出納を委ね各銀行の準備金を管理し。又割引手形を發して以て財用に資す。其他正金銀行等の設けありて。專ら海外爲換等の事を掌せり。

德川氏時代
幕府時代ハ。飛脚なる者を設け。時日を期して。都邑の間を往來せーめ。以て書信を通じ。又驛傳（クワンメアラタメショ）の如きも。貫目改所を各道に置き。以て駄載物品の輕重を点撿し。人馬の賃錢房錢。飯錢を定むる等にーて。往々時月を費し。事其機を失ふの患あり。是に至て維新以來郵便の法を設け。海の內外に遞送の便を開く。又電線を架して。大都通邑に局を置きて。以て音信を通す。鉄道ハ。明治五年東京横濱間に創設ーたるを始とし。爾後官設私設の鐵道殆んど全國に普及する狀況なり。海運ハ幕府の時。三檣の大船を製造することを禁ぜしより。航海の業長く衰ふ。寬文中。奥羽漕運の業を開きしも。未た隆昌に至らず。維新以後政府大に漕運の業を勸勵し。海內

明治昭代

土木
金石
（一）金石、土木、織縫、曆數醫術、書畫及び諸工の概要を問ふ

各港ハ論を俟たず。遂に海外諸港に航するに至れり。而して燈臺を各港灣。碕嶼。船舶通過の地に建設して。航路の標識と爲し。霧笛。浮標。燋標。燈船等を各所に設け。危難の虞なからしむ。是に至て海運の便至れりと謂ふ可し。

第三章　工匠技藝及教法宗派

（一）金工ハ已に神代に於て。刀斧。鐵鐸。日矛の如きあり。後ち第十代崇神帝の朝。鏡劍の摸造あり。第十五代應神帝の朝に百濟より。治工卓素なる者を貢し。第三十二代崇峻帝元年。鑪盤の博士を貢す。第三十三代推古帝の朝に銅繡丈六の佛像を製造し。天平年間に金銅の盧舍那佛を製造す。其像たる半身にして高さ五丈三尺。面の長さ一丈六尺ありといふ。玉工ハ玉祖命。八尺勾璁を造るを矯矢と爲す。而して其後裔出雲に在りて。毎歲玉を貢するを例と爲せり。石工は第十一代垂仁の朝に石棺を製造せし者あり。其の工巧なるを賞して石作の姓を賜ふ土工ハ。神武帝天香山の土を以て。天の平瓮。嚴瓮を造りて。神祇を祭るに始る。又垂仁帝の朝に野見宿禰土偶を造りて殉に代へ。第二十一代雄略帝の朝に韓人歸化して陶器を作り。第三

十二代崇峻(スシュン)帝の朝。百濟(クダラ)より寺匠。瓦工を貢し。第四十五代聖武(セイム)帝神龜元年。五位以上及び庶人の力營辨に堪る者ハ。瓦を以て屋を葺き丹堊を塗らしむ。木工ハ。手置帆負命。彦狹知命。宮殿を營み。且つ笠及び矛楯を製造するを嚆矢と爲す。雄略帝の朝。猪名部(井ナベノマヘ)眞根。木を劉るに石を以て質と爲す(終日斧を振ふも毫髮其刃を毀たずといふ實に其業の巧なるを知るべし)第三十代敏達(ビタツ)崇峻の二朝に。百濟より造寺工を貢す。因て家屋建築も亦た皆な凡て此の工を用ふ。後ち飛彈の民此業に巧なるを以て。交番に公營の建築を掌る。之を稱して飛彈工と曰ふ。而して爾來今日に至るまで其の技術の進歩變遷ハ蓋し名狀す可らず。

織工ハ。天祖織女をして神衣を織らしむるを以て嚆矢と爲す。應仁(ナウニン)帝の朝。百濟(クダラ)に在る秦(シン)人歸化し。養蠶造絹の事を能くす。因て姓を秦氏(ハタ)と賜ふ。尋で又百濟より呉服西素を献す。後ち又縫工女四人を呉國に徵す。雄畧(ユウリヤク)帝の朝に呉(ゴ)人漢織(カンショク)呉織(ゴショク)來る。此時已に錦綺ありといふ。草工ハ第二十四代仁賢(ニンケン)帝の朝。工人を高麗(コマ)に徵するの文あり。雄略帝紀に鞍部(クラベ)の事あり。又大寶令に典履あり。其裁縫ハ皆な韓人の手に成

りしといふ。然れども太古の兵器中に靫、鞆の屬あるハ。其製造太古に係るなり。而して紙、墨、染工等の諸工ハ。推古(スイコ)帝の朝。高麗より僧曇徵(ドンチヤウ)を貢す。曇徵紙墨碾磑を製造ー。又彩色を能くすといふ。尋て韓人にー て筆を造る者來り。姓を筆(フデ)と賜ふ而ー て曆數天文。醫術。書畫の技ハ。概ー て外邦人の傳習に係る。第廿九代欽明(キンメイ)帝の朝百濟より。天文。曆學。醫術の博士を貢す。是より前き新羅(シラギ)の醫。第十九代允恭(インキウ)帝の病を療ー。推古帝の朝。醫惠日(クヱイニツ)。福因(フクイン)等。唐(トウ)に行きて醫を學ぶ。是に至て醫法遂に世に行はる。爾後百濟の僧。觀勒(クワンロク)曆本及び天文。地理。等の書を献ず。因て書生をー て就學せーむ。後ち皆な業を得るに及び。始て曆日を用ふ。書の技ハ晋唐(シントウ)の風に則り。畫の技ハ雄略帝の朝。百濟より畫工を貢するに始る。古代の書畫にー て僅かに存するものハ。大和の法隆寺に藏するものゝみといふ。

天平寶字年間。第四十六代孝謙(カウケン)帝。無垢淨光陀羅尼(ムクヤウクワウダラニキヤウ)經を刻ー。又弘仁年間僧空海(クウカイ)。大黒天(クワイコクテン)の像を刻するを以て。書畫出版の濫觴と爲す。後ち漢籍を飜刻ー漸く世に行はる。德川家康(イヘヤス)の時に至り。活字を以て孔子家語。貞觀政要。群書治要(ヂセウリ)。東鑑等の

始て印刷器及び活字を購ふ活版社創設の祖

㈡博覽會及び教法宗派の事を語れ

諸書を印行し。爾來印行の事大に世に行はれ。遂に寛政文化の隆昌を見るに至る。尋て薩藩漢字の活字及び印刷器を海外より購求す。時に本木永之（モトキナガユキ）長崎の人始て活版社を創設す。是を本邦活版業の嚆矢と爲す。而して明治政府印刷局を置き。出版條例を頒布し。出版の多き前古比あきの隆況に至れり。又銅版及び石版の刻も頗る巧妙を極む。幕府の末年始て新聞紙の刊行あり。明治の昭代に及んで幾種の新聞雜誌を刊行し。大に文明の光華を發揚す。

㈡享保年間。徳川吉宗（ヨシムネ）。各州の物産を檢錄す。産出の隆昌あること。前古未曾有の狀況なりといふ。維新以降。政府大に殖産のことを奬勵し。明治十年に勸業博覽會を開き。十八年に農產共進會を開き。十五年に農產共進會を開き。衆庶をして縱覽せしめ。千彙萬類を審査し。優等の者に賞牌を與へ。以て其業を奬勵す。故を以て內地の物產日に益〻精良を極むるに至れり。

○誰か欽遵せざる者あらんや。欽明（キンメイ）帝の朝に。百濟（クダラ）より佛像、經卷を献ぜしより佛法大に行はる。今其宗派を分てば。三論宗（推古帝の朝高麗の僧惠灌之を傳ふ）法相宗。（孝德帝の朝僧道昭之を傳ふ）俱舍宗（桓武帝の朝僧謚命之を傳ふ）成實宗（是も亦推古帝の朝に肪まる）律宗（孝謙帝の朝唐の僧鑑眞之を傳ふ）華嚴宗。（聖武帝の朝唐の僧道璿之を傳ふ）天臺宗（桓武帝の朝僧最澄之を傳ふ）眞言宗。（嵯峨帝の朝僧空海之を傳ふ等あり。世之を稱して八宗といふ。後ち第八十一代高倉（タカクラ）帝の朝に。僧源空（ゲンクウ）淨土宗を開き。第八十四代土御門（ツチミカド）帝の朝に。僧榮西（エイサイ）禪宗を傳ふ。之を弁せて又十宗と稱す。（源空の弟子親鸞妻を蓄へ肉を食ひ淨土眞宗と號す）第九十一代龜山（カメヤマ）帝の朝に。僧日蓮（ニチレン）法華宗を唱へ。僧一遍（イッペン）も亦た時宗（ジシウ）を開く。是に於て更に此三宗を加ふ。而して此各宗に派ありて。天臺宗に山門。寺門の二派あり。眞言宗に古義、新義の二派あり。禪宗に臨濟。曹洞（ソウトウ）。黃檗（オウバク）の三派あり。淨土宗に鎭西。西山の二派あり。眞宗に東派。西派。佛光。高田。木部の五派あり。法華宗に一致。（門）勝劣派の二派あり。大政維新の初め祭政一致の古に復し。神佛を混合することを禁じ。神道を皇張す。是に至て佛法漸く衰ふ。後ち教部省を置き。神佛二道を監督す。廢省となるに及んで之を內務省の所管と爲す。又耶蘇教及び天主教等益〻民間に行はれ。信徒益〻多きに至れり。是を教法宗派の概要と爲す。

試驗答案

日本小歷史

畢

◉正誤

一九丁表 潰ハ激ニ謫ハ謫ニ墮ハ墾 一一 明ハ昭 七 欄上 始ハ篡ハ篡 八 祭幣ヲハヲニ ノ同ヲ下ヲハヲ ノ〇一九行 ハ哀號ノ〇一三ルヲ下以テ ヲ脫〇一五 イホハノ 二 陷ハ陌 一四 恭ハ泰 一四 豆ハ足 ノ誤〇一五 ず下ヲ ヲ脫〇二一 割註下ヲニ 八 而シテ 衍〇二二 欄外 猛ハ殺 二三 項ハ頭 二八 痲ハ麻 三〇 ヲハヲ 一三五 諸ハ階 二五 合ハ令 欄外 二六 跨ハ跪 三七 檀ハ擅 三八 切一田ハ功田一百 三九 霄ハ宵 四〇 氣ハ氛 四〇 務ハ霧 誤〇四つ 欄上 ノ 衍〇四〇 歷ハ曆 四四 男ハ勇 四四 發ノしハす 四五 解ハ斛 四六 辨ハ弁 四九 霄衣肝ハ宵衣旰 同 氏ハ民 五一 寬下ヲハ ヲ ノ誤〇五一 へ 德ヲ下 ヲ脫〇五二 作ハ衍〇五三 アンハサクワン 五七 皃鳥ハ鳥 六〇 羅ハ懼 六二 傳ハ傅 六三 舊ハ奮 七〇 薨ハ薨 七一 輕ハ輜 七一 蹦ハ蹦 誤〇七二 擊下ヲ ヲ脫〇七八 險ハ嶮 七五 ヲハヲ 誤〇七九 ん下ヲ ヲ脫〇八二 殊ハ誅 八三 是の道ハ藤原氏 八四 清ハ淸 八五 ヲハヲ 誤〇八六 古下の 二 嘗下く 脫〇八九 定ハ宗 九六 切ハ功 九六 經ノ經ハ盛 誤〇八四 心下ヲして ヲ脫〇八五 治ハ冶 八五 ヲハヲ 誤〇九三 起ハ作 上欄 九三 墓ハ篡 三及四 ハタハマン 九四 定ハ宗 九六 快ハ快 八六 叙ハ敍 九七 さるハす 二 篡ハ篡 誤〇九四 十年下前ヲ ヲ脫〇九三 都ハ郡 九七 侍ハ侍 九七 上欄 木ハ本 誤〇九九 可し下て ヲ脫〇一〇〇 五ハ六 誤〇一〇〇 嗟峨ノ上後 脫〇一〇一 心下ヲして ヲ脫〇一〇二 慶ハ應 一〇 族ハ旌 一〇五 言ハ事 一〇六 檜ハ擒 一〇七 賊ハ賊 一〇八 山陰下ノ陰ハ陽 誤〇一〇九 伴ハ佯 一一〇 トヨハユタ 一一二 ヨシハノリ 一一四 ナホハタヤ 一一五 賊ハ賊 衍〇一一五 十下五 脫〇一一六 ヲハヲ 一一七 ハタヤ 一一八 ヨシハナガ 一一八 ナホハタヤ 一一八 ナホハタヤ 一一八 ヨシハナガ 一一八 ナホハタヤ 一一八 ヨシハナガ 一一八 ナホハタヤ 一一八 ヨシハナガ

日本小歷史

版權所有

明治廿五年二月三日印刷
明治廿五年二月五日出版

著作者　松本仁吉　大阪府西成郡清堀村番外百九十七番屋敷寄留

發行者　石田忠兵衛　大阪市東區安土町四丁目三十八番屋敷

印刷者　今井種次郎　大阪市東區本町一丁目三十番屋敷　大阪國文社々員

專賣者　積善館　大阪市東區安土町四丁目

專賣者　積善館支店　福岡縣福岡市博多中島町

松本謙堂著

教育勅語唱歌

本編ハ明治二十三年十月三十日を以て恭くも我　天皇陛下より下し給ひたる教育の淵源たる勅語を唱歌と爲したるものにして我國の人民ハ貴賤を論ぜず捧唱させざるハ論を俟たず學童諸君に尤とも必用なる唱歌なり

全壹冊　實價金貳錢　郵稅金四錢

高等中學校教諭文學士前川龜次郎君序
伊良子晴洲先生編輯

高等科等摸範

明治作文三千題

作文法詳解

日用文　記事　記遊　記戰　祝詞　論說　志傳　辨　碑銘　和文　序　書後　題跋　賛

本書ハ務メテ作文ノ原則ヲ明瞭ニシ規矩ヲ指示シタル者ニシテ先ツ日用書翰文ノ大意ヨリ各種文体ノ解。標記及圈点ノ用法。文法解釋、類語及助字解等ヲ掲ケ加フルニ四時ノ記遊文

全貳冊　實價金六拾錢　郵稅金貳拾貳錢

ヨリ各文章ノ作例四季ノ日用文及通常日用文ノ作例ヲ載セ而シテ和歌。和文。軍歌ノ如キニ至ルマテ之ヲ掲ゲ且傍訓ヲ加ヘタルモノナレバ何人ト雖ド一讀ノ下ニ其意味ヲ解シ得ラルヽノミナラズ各体作文ノ秘訣ヲモ知了シ實地應用ニ適スルヿ蓋シ此書ニ踰越スル者ハアラザルベシ乞フ大方ノ諸彦ヨ一本ヲ購讀シ以テ此稟告ノ誣妄ニアラザルヲ知リ玉ハンコトヲ

松本謙堂著

家庭教育　修身はなし

全一冊　實價金九錢　郵稅金四錢

渡邊松茂著

家庭教育　小學修身はなし

全一冊　實價金九錢　郵稅金四錢

家庭教育　幼年修身はなし

全一冊　實價金九錢　郵稅金四錢

本書は德育智育竝育に關する種々の談話を讀み易く解し易く綴り且つ卷中に密書を插みたるものにして洵とに學術の博覽會教育の花園と謂ふ可し故に一度之を讀むときは修身の指南車開智の羅針盤育養の藥石となり實に家庭教育の良書籍なり

教育全書目錄

松本謙堂著

家庭教育

小學生徒演說

本書ハ百科學術の要を網羅し平易簡潔を旨とし目今社會に流行する演說体の口調を以て最も面白く最も勇しく恰も眞正の演說を傍聽するが如き有樣に綴りたるものにして實に學術上の寫眞鏡家庭の良敎師なり

松本謙堂著

全一冊　實價金拾錢　郵稅金四錢

家庭教育

日本歷史はなし

本書ハ遠く神代の時に起り明治二十三年國會開設の時に了る其間の政治。宗敎。戰亂。文學。工藝。外交。通商。風俗の沿革事物の起原等の事項を談話体の文に綴り何人にても讀み易く解し易く且つ必要なる圖畵を挿みたるものにして實に明治の敎育を受くる童男童女の必讀を要す可き良書なり

松本謙堂著

全一冊　實價金拾錢　郵稅金四錢

家庭教育

支那歷史はなし

全五冊　近刻

家庭教育

萬國歷史はなし

全一冊　近刻

松本謙堂編

試驗答案

日本小歷史

今や日本歷史の發刊前後續々として踵を接し一雨一晴春草の地を拔くが如しと雖とも繁簡其宜きを得たるものハ殆ど稀なり然るに弊館に於て發刊せし所の本史は我邦神人無別の太古に筆を起し明治昭代の今日に筆を止め是を上古、中古、近古、近代、の四編に別ち以て國勢の變遷古今の沿革を明にし加之のみならず卷尾に續史の一編を設け官制、文學、兵事、法律、貨幣、度量衡、曆法、農事、商業、金石、土木、織縫、醫術、書畵、諸工業、博覽會及び敎法、宗派等百般必要の事項を簡約明晰に叙述し尙且つ諸官私立各學校に於て歷史科應試の用に供せんが爲め神世より以下每章に一々試驗問題を揭出し答案を起すに便ならしめしが如きハ洵に鐵中の錚々たるものと謂ふ可し

渡邊松茂著

全一冊　實價金拾五錢　郵稅金六錢

試驗答案

萬國小歷史

萬國古今の歷史を知るハ外交頻繁の今日に於て尤も必要かるものなり抑も本書ハ萬國上古史より近代史を包羅し列國の興亡盛衰風俗の沿革學術宗敎の隆替變遷等を頗る簡明に記述

し且つ受驗に應用せしめんが爲め設問起案の体と爲したるものにして學生諸君の須らく諦讀すべき好歷史あり

積善館編纂

試驗答案 **日本小地誌**

現社會に於て地理學の尤も必要あるハ今復た呶々するを俟たず矧や學生諸君に於てハ一日も忽諸に付す可らざるをや此書專ら諸官私立學校に於ける地理科應試の用に充んが爲め學科課程に配して編述せるものなれば其便益豈に鮮少ならんや然り而して繁簡其宜きを得たれば一般人士の地理學を講究するに尤も適切なり

渡邊松茂著

全一冊　實價金拾五錢　郵稅金六錢

試驗答案 **萬國小地誌**

學問ハ智識を開達するに在り智識を開達するハ宇內萬國の地理を熟察するに在りとハ今日學者社會の定說あり此書一小冊子ありと雖ども宇內萬國の地理を簡明に叙述して遺す所なく故に地理を熟察して智識を開達するハ蓋し此書に伍するの書なし加ふるに一々問題を設けて以て試驗場裏の應答をして自在ならしめたるが如きハ學生諸君に層一層の裨益を與かるや蓋し一疑を容れざるあり

全一冊　實價金貳拾錢　郵稅金六錢

日本歷史試驗答案　全一冊　近刊
日本地理試驗答案　全一冊　近刊
萬國歷史試驗答案　全一冊　近刊
萬國地理試驗答案　全一冊　以下同上
物理學試驗答案　全一冊
化學試驗答案　全一冊
植物學試驗答案　全一冊
動物學試驗答案　全一冊
礦物學試驗答案　全一冊
經濟學試驗答案　全一冊
算術三千題試驗答案　全一冊

29
1
42

珠算三千題試驗答案

學童必携 日本地圖 全一冊

學童必携 萬國地圖 全一冊

石版密畫 新訂日本地圖 全一冊

石版密畫 新訂萬國地圖 全一冊

試驗答案 小化學 全一冊

試驗答案 小物理學 全一冊

試驗答案 小動物學 全一冊

試驗答案 小植物學 全一冊

試驗答案 小鑛物學 全一冊

試驗答案 小經濟學 全一冊

文學士杉江輔人先生纂著

增訂英和新デスク辭書

本書ハ明治昭代ニ著名ナル杉江先生ノ纂譯セラレタルモノニシテ汎ク泰西ノ諸字典ヲ參酌シ以テ其ノ萃ヲ抜キ其ノ秀ヲ採リ而シテ其ノ譯語ノ妥當明確詳密ニシテ煩繁ナラス能ク其ノ中ヲ得タリ加フニ卷末ニ方テ各種ノ圖書ヲ挿入シ學者ナシテ一目ノ下ニ其定義ト形狀トヲ詳悉スルヿヲ得是レ洵ニ文壇上一日モ欠ク可カラサル珍書ナリト謂フ可シ

●西洋綴總クロース仕立金文字入全壹冊
紙數六百六十ページ 實價金貳拾貳錢
郵稅金四錢

文學士杉江輔人先生纂著

增訂英和新デスク辭書

本書ハ有名ナル杉江先生カ多年官私立學校ニ在テ生徒ニ英語作文ノ科ヲ敎授セラルヽノ際纂著セラレシモノニシテ即チ日本語ヲ以テ英語ヲ索引スルニ至便ナルヿ夫ノ〔ヘボン〕氏ノ辭書モ亦タ恐ラクハ三舍ヲ避クベシ抑モ〔ヘボン〕氏著ノ辭書ノ如キハ頗ル浩瀚ニ過キ輕便ニ失スル本書ハ掌中ノ辭書ニシテ語數モ亦タ〔ヘボン〕氏ノ辭書ニ讓ラズ實ニ學海ノ寶玉ト謂フ誇言ニ非ルナリ

●西洋綴總クロース仕立全壹冊
紙數八百五拾ページ 實價金三拾五錢
郵稅金四錢

SEKIZENKWAN
OSAKA
大阪精善調
皮兒

29
1
42

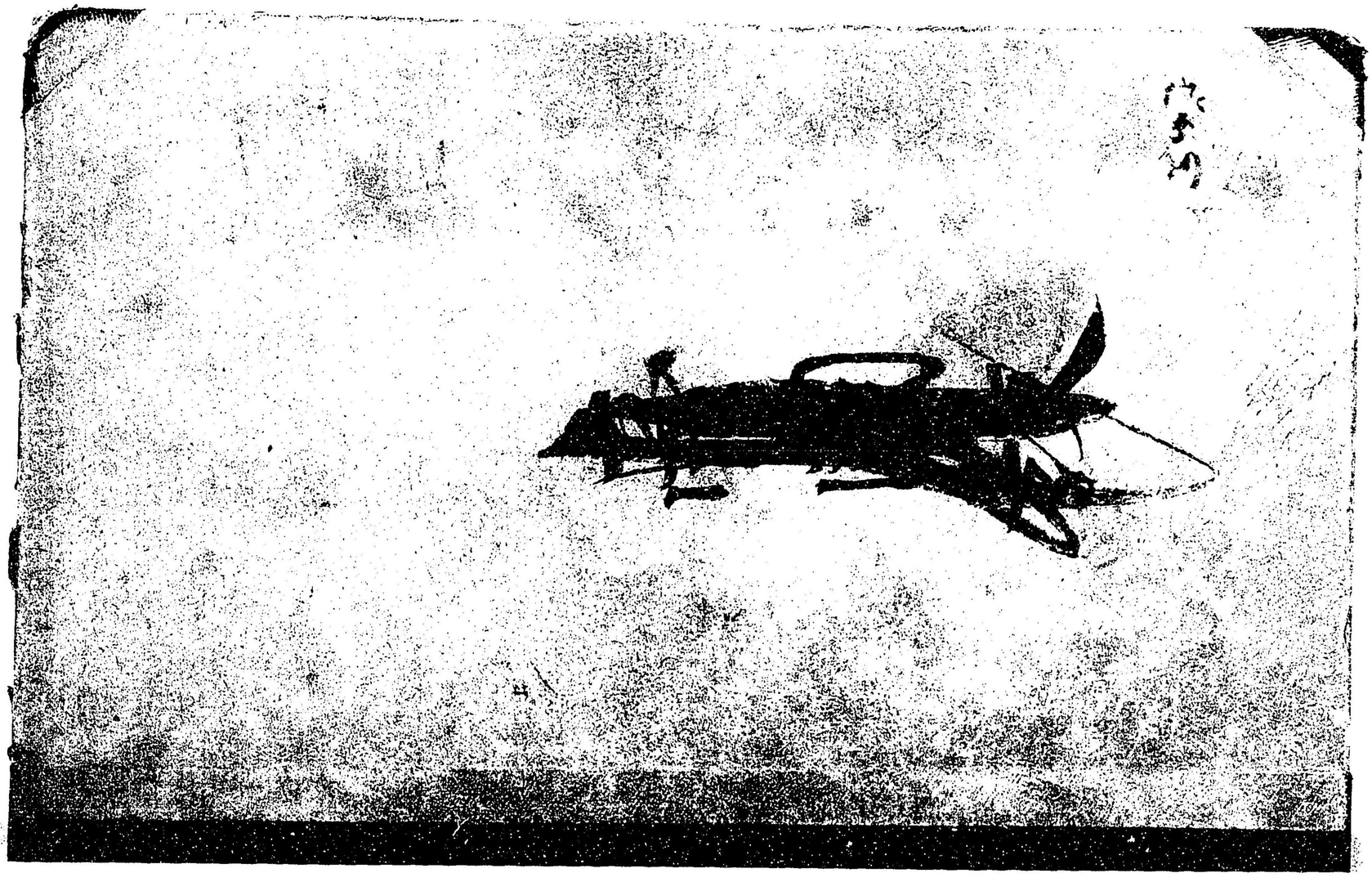

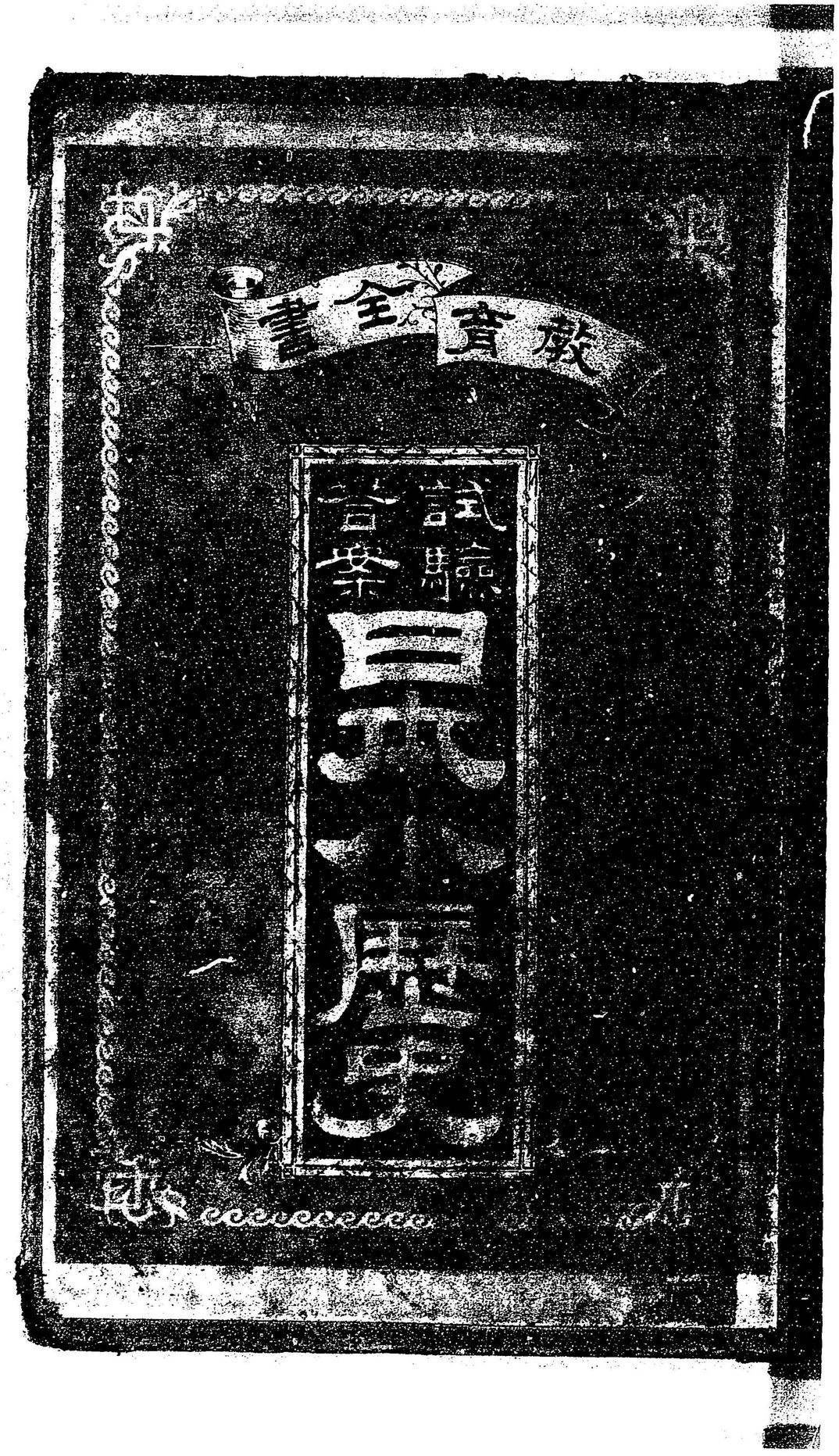

049608-000-3

特20-219

日本小歴史（試験答案）

松本　謙堂／著

M25

BEM-0311